

(表紙)

追 舊 記 雜 錄	吉 貴 公	自三月
	繼 豐 公	享保廿一年 至七月
	宗 信 公	
卷八十		

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將  
又爲歲暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、  
紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(卷) 「享保二十一年」

三月朔日

(馬津繼豊) 松平大隅守殿

松平伊豆守

信祝判

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然  
者爲歲暮之御祝儀、時服并御肴拜領之、難有由得其意外、  
紙面之趣及言上外、恐々謹言、

(卷) 「享保二十一年」

三月朔日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

繼豊公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月十日  
公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、  
紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

(卷) 「享保二十一年」

三月十一日

本多中務大輔

忠良判

松平大隅守殿

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤候、

紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔奉〕「享保二十一年」

三月十八日

本多中務大輔 忠良判

松平大隅守殿

繼豐公御譜中

享保二十一年丙辰三月十八日、嗣子益之助元服於東都

芝第、島津但馬守忠就代繼豐爲加冠授忠字稱

又三郎忠顯、家臣樺山主計久初役理髮也、事詳後、

○當家世幼有元服之儀、而今亦有、

台家賜元服之事、故避其名目云中剃也、

○初吉貴召家老頼娃左京久周頼娃豐命述 職之供奉曰、益之助今年

九歲、宜中剃而行元服之禮、我有所慮、卿先繼

豐至東都、請忠就代繼豐爲加冠、而修其

儀焉、久周奉吉貴之意之修其禮矣、詳左、

扣正文在文庫

覺

御家御代、被成來<sub>レ</sub>御元服之次第、於

將軍家御元服之次第と若爲相替儀表、若從 公義御尋

之趣表有之<sub>レ</sub>ハ、御返答被成方表可有之儀<sub>レ</sub>間、委

曲相糺可申出旨被仰付、左<sub>二</sub>申上候、

一 御元祖忠久公御事、

右大將頼朝卿之長庶子ニ<sub>レ</sub>、元曆二年御年七、依 頼

朝卿之命、鎌倉鶴岡若宮之寶前ニ<sub>レ</sub>御元服、畠山庄司

次郎重加冠被相勸忠務カ

忠久と御名乘被成<sub>レ</sub>、其時被任左兵衛少尉、鳩作之御

寶刀御賜被成<sub>レ</sub>、

一 二代忠時公より十代 立久公御代迄書留無之、御元服

之次第、御年生之儀相知不申<sub>レ</sub>、

一 十一代忠昌公、文明六年御年十二御元服、

一 十二代忠治公、文龜三年御年十五御元服、

右御兩代御年生之儀者相知申<sub>レ</sub>得共、委細之儀相知不

申<sub>レ</sub>、

一 十三代忠隆公 十四代勝久公、御兩代御元服之儀相知

不申<sub>レ</sub>、

一 十五代貴久公、大永六年御年十三御元服ニ<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>得

共、委細之次第相知不申<sub>レ</sub>、

一 十六代義久公御年十四、十七代義弘公御年十二、天文

十五年御元服、義久公之御くしをは本多紀伊ゆひ申外、

北郷讚岐御くしをはやし外、あて物ハ雙六盤ニハはやし外、御刀者、御屋形様より被出外刀にてはやし外、次

北郷讚岐より参外御衣裳、讚岐ニ男北郷左馬持外参外を、伊集院治部請取申外、御三獻之宮仕者當奉行本

多下野・同彌六・同彈正・同宗左衛門此人數ニ外、

又御名をハ 又三郎様と 日新様より御付御申外、御

祝物、讚岐よりハ土持攝津介・同名之者此兩人ニハ渡

申外、御屋形様よりハ三原遠江・同次郎左衛門請取

申外、御名祝として

日新様より 又三郎様ハ御参せ外御太刀者、加世田被

召落外

日新様御はき添敵御打、御嘉例よしと候外、新納伊勢

持外参外を 御兩殿御前ニハ、川上上野請取外上

申外、又同日 義弘公及御元服ニハ、御くしをハ

御屋形様御はやし外、御くしをハ伊集院掃部ゆひ申外、

御祝物御太刀一腰・金覆輪御鎧甲・御弓征矢・鞍置御

馬壹疋・引添壹疋・鳥目五百疋、御返禮ニハ御太刀一

腰・金覆輪御鎧甲・弓征矢・鞍置馬壹疋・引添壹疋・

鳥目五百疋、北郷讚岐ハ被遣之外と、舊記ニ相見得申

外、

一久保公御年拾三 家久公御年十、天正十三年御元服、

御兩人様共ニ

太守義久公御加冠、久保公御理髮ハ嶋津中務大輔、

家久公御理髮者町田出羽被相勤外、久保公御進上式

之御引物、御酌之時刀御進上 太守様より御腰物御賜

外、家久公よりハ御鎧甲御進上、御腰物御賜ニ外、

其外酒肴等之御進物爲有之由外得共、委ク相知不申外、

一光久公御年九 綱久公御年拾壹 綱貴公御年九 總州

様御年九 太守様御年九御元服被遊外、御規式之次第

者、御元服之記録ニ委ク相知申外、

一右之通 御代々様御元服被遊外節、御實名御附被成候、

御元祖忠久公者畠山重忠加冠ニハ、忠之一字被差上外、

忠時公より 家久公迄者、御家之字を御取被成、御實

名御附被成外、御加冠之御方より御一字被進候儀者無

之外、

光久公御元服之節より 太守様御元服迄者、御理髮之

人より實名之一字を差上、御實名御附被成外、理髮之

人より一字差上外儀、何様之譯ニハ御座外哉、其道理

相聞得不申外、右ニ付外者段々、御意之趣承知仕、御

尤奉存外、何れ之筋ニ委御賢慮次第奉存外、

一右御元服之節、天井折いつ比より被用來外儀、相知不

申外、古キ御家之御事御座外得者、御嘉例を以被用

來外半と、相考申外、尤被用來外由緒者、相知不申外

得共、是又御家御舊式と相見得申外、

右之通ニ御座外得者

御元祖忠久公、於鶴岡御幼少ニ御元服被成外由緒

を以御家之御舊式と被相定、御代々様御中荆被

遊外節を、御元服と御唱爲被成と相見得申外、御作

法之次第古來之儀者相知不申、到頃日外有者、伊勢

流と相見得申外、

義久公 義弘公御元服之御作法と、當時之御作法と

者、右之通相替爲申儀ニ御座外得共、

忠久公御幼少ニ御元服被成

御代々様御幼少ニ御元服被成儀御座外得者 將

軍家之御元服と者、其譯相替申外、然共御家御元服

之儀者、古來以來之御舊式と相見得申外、御規式之

次第付有者、右段々之儀を以可被遊儀と乍憚奉存外、

以上、

御記録奉行

〔享保二十一年〕 辰正月四日

町田仲右衛門(後進)

相良角兵衛(長香)

川上平右衛門(久傳)

〔右御記録奉行吟味書爲見合書留置外、右しらへ之儀者、於御國元 總州様御意趣を以、遂吟味差出外事〕

871 継豊公御譜中

扣正文在文庫

〔本文之通申渡、御受申出候、二月廿三日 取次河野八郎左衛門〕

川上平右衛門

右者此節 益之助様被遊御中荆、御元服御規式付、嶋津

但馬守殿より忠之御一字進上被成筈外、依之 御諱之字

相考可差上外、

右可申渡外、以上、

〔享保二十一年〕 二月

〔翁桂久傳〕 左京

872 全上

扣正文在文庫

一今日嶋津但馬守殿に左京御使者相勤外御口上、來ル十

八日

益之助様被遊御中荆、御元服之御規式付、 太守様御

全上

扣正文在文庫

益之助様御中剃被遊、御元服之御規式付る 姫君様に  
申上り様こと 總州様より被仰付り 御意之趣お富の  
方に申達、伺書并御日執之書付差上置り處、此儀付る者

全上

扣正文在文庫

嶋津但馬守殿

右御口上、三月十八日

〔朱〕本文之通 益之助様遊 貴聞候〕

益之助様御中剃被遊、御元服之御規式被遊り付、 太守

様御名代相勤り様こと、今日頼娃左京を以被仰下趣承知仕、  
別る難有奉存り旨、御禮被申上り、此段申上り、以上、

〔卷〕  
「享保二十一年」 二月廿三日 頼娃左京

名代御勤被成、忠之一字被進り様こと 總州様被 思

召り段、御直こと申達り處、別る難有奉存り、重き儀候  
得共 御意之事り故、早速御請申上り、御禮之儀者參上

仕可申上り間、何分及宜申上り旨、御返答致承知り事、

二月廿二日

御本丸御老女衆被遊御内談り上、追り可被遊御差圖旨

承知仕り、將又嶋津但馬守殿に御使相勤り儀者、御差  
圖御座り以後、相勤可然と申談差扣り段、先達り申越  
通り處、お富のかたより私共は御申聞り者、此度

益之助様御中剃、御元服之御規式付

總州様思召之譯被仰進趣 御本丸御老女衆迄被遊御内  
談り處、御仲間被仰談り由り、御家格に前より  
爲被成來御作法にり得者、被成御中剃御名御改被成り  
儀、御先格之通御祝相濟以後、御届被仰出可然り、御  
内より、上聞に及達り得共、先不被聞召上筋に、  
御先格之通御届被仰上り以後 思召及御座り半との御  
事り、右之通り間、弥三月中御先格之通被遊御中剃り  
様こと 姫君様被 思召上り、御日執之儀者、三月十  
八日可宜旨、御意之趣承知仕候、

一 右付る者、前以不及御届、以後御届被仰上善り得者、  
當日御献上物等之御沙汰に者不及善候得共、猶又申談  
り者

益之助様御事者 姫君様御猶子之御事に、乍御内、  
公方様に 御目見を及被遊、御髮置・御着袴初之節者、  
御献上物・御拜領物爲被遊御事り、此節之儀者前以不

及御届、跡達る御届被仰上管り得者、御祝之當日御獻上物被遊り様ニ表可難被成哉、乍然御内々御獻上物之儀者、御守殿より御沙汰被仰上御事共ニ者御座有間敷哉之旨、御年寄衆迄申達り處、申談り趣尤之事り、姫君様達 御聽、何分ニ表 御意次第可申聞由、致承知置り處、其以後お富の方より御申聞り者、此内御獻上物之儀付の申聞趣 姫君様達 御聽り處、尤之儀被思召上、御本丸御老女衆に、先月廿八日お富の方を以御相談被仰進り處、御老女様方より被仰達候者、先日益之助様御中刺ニる御元服之御祝被遊り節之次第御相談承り付、御先格之通御届之儀者跡達る可被仰出旨、申達置り得共、益之助様御事者、御猶子之御事ニる譯表相替り間、前以何月何日被遊御中刺、何様と御名被改善り由御届被仰出、御祝當日之 上使之御願被仰上可然り、此段最前被仰達り筋ニ相替り付、廿八日御守殿御年寄衆被罷登りを折角御待被成、被仰達り段被仰聞りニ付 姫君様達 御聽り處、弥御祝當日之上使之御願可被仰上と被 思召り、左り

一位様其外様方に者、先御知らせ被仰進不及、御本丸より御知らせ有之、御使又者御文等ニる御祝儀被仰進

りハ、其節之御答ニる可相濟と 姫君様被 思召り、右之段々私共ニ表承知仕、弥其通被遊可然と奉存り哉、内々此段被仰聞り旨、お富の方より承知仕り付、前以御届を表被仰出、當日 上使を表御給被遊り様御座り得者、無此上頂上奉存り、

一位様其外様に御知らせ先御差扣之儀、何分表思召次第奉存り由、御請申上置り、

一右之通前以御届表有之 上使之御願 御守殿より被仰上管り處、お富の方三月朔日爲御使 御本丸に被罷登り節、御老女衆より承知被成り由ニる、去ル二日私共り御申聞り者 益之助様御中刺被遊り付、前以御届可被仰出旨被仰聞置り得共、跡達る御届有之御先格之儀り得者、弥御先格之通有之可然と被仰談り、最前より申達り趣替り間敷區々之儀り得共、跡達る御届有之り方、御家格表深キ様ニ有之宜管り、御中刺御當日ニ者、大御奥より 上使御給ニる可有之旨被致承知、右之段 姫君様被達 御聽り處、私共ハ表右之通相心得り様ニ可申聞旨 御意之段承知仕り付、相應ニ御請申上、御當日御獻上物之儀者何様ニ可有御座哉之旨、お富の方相尋申處、右之儀ニ付る者御年寄様方に申談置り

趣表有之ハ、追々彼御方より御知せ次第何分ニ表可相究ハ、其節私共ハ可被相達旨、承知仕ハ、上使ニ御拜領物之儀相知ハ、獻上物之儀御髪置・御着袴初之節之例ニ準シ相しらヘ、御守殿ハ相伺首尾可仕旨、右次第故、御届之儀表御祝相濟ハ以後、御先格之通、御留守居を以御用番様に被仰出ハ様可仕ハ、一太守様御元服之節表、於大御書院御規式爲有之事ハ、此節

益之助様御中刺之節御規式 姫君様ニ表御覽可被遊との御事ニハ、御規式ニ付ハ、御座敷之御規式表無御座事ハ、爰元ニ御座見合相伺可申ハ、御守殿ニ表可相濟通

總州様御意之趣致承知候ニ付、右之趣を以申談ハ、御守殿之儀表、御小姓など罷通ハ儀不罷成ハ故、御部屋鶴之間ニ可被遊御規式ハ、姫君様ニ表可被遊御覽ハ、御意次第可仕旨、表御届ニ御年寄衆迄申達、御聽ハ、御部屋ニ御規式有之ハ、差支儀無之ハ、弥御内ニ可被遊御覽旨承知仕ハ、然處ニ、お富の方より 御意之由ニ致承知ハ、御元服御規式付ハ、御座鋪之儀申上ハ趣有之、御部屋竊之

間可然旨 御意ハ得共、得と御考被遊ハ得表、此節之御規式格別之御事ハ得表、御先格之通御表於御廣間可被遊儀ハ、其通有之ハ、姫君様御覽ニ付ハ、何ぞ御支表有之間敷哉と被 思召上ハ、跡々御見物等之儀有之ハ、御表ハ御出被成ハ儀表有之ハ、少く致御座構、御内ニ可被遊 御覽と被 思召上ハ、いつれ之筋ニ表、御表ニ御規式可然被 思召上ハ、何分ニ表可申談旨承知仕ハ、御尤之儀奉存ハ、御表ハ御入付ハ、何ぞ差障申儀無御座ハ、弥御表ニ御規式被遊ハ、益之助様ニ表申上 姫君様被遊御覽ハ御座構等之儀表、見合ハ様ニ可仕旨御請申上置ハ、

一右御祝之御規式 御守殿御用人衆ニ表拜見被仰付ハ、西尾(忠尚)隠岐守様・御留守居様などより御祝之次第御尋表有之ハ、被致拜見ハ趣委細被申達ハ、旁可宜と被 思召上候、不苦儀ニハ、私共御用人衆ニ可申達旨 姫君様御意之趣、おとのかたより承知仕ハ、何ぞ差支申儀無御座ハ、御用人衆ハ私共より内ニ拜見被成ハ様ニ可申達旨御請申上、小笠原郷左衛門(長)を以御用人衆ハ、右御祝當日御規式之次第 姫君

様ニ表御内々被遊 御覽善ハ間、御勝手次第御覽ハ様申達ハ處、別ル幸之儀奉存ハ、弥罷出拜見可仕ハ、御醫師・御用達衆ニも同然罷出拜見可仕由承ハ、

樺山主計(久初)

嶋津(久妻) 本殿

嶋津(久重) 登殿

一 姫君様ハ 益之助様より、來ル十八日被遊御中刺、御元服之御規式付ル、御祝御料理御進上被遊善付、御座之儀前以表御局を以 御守殿御年寄衆ハ相伺ハ處、御

875

宗信公御譜中

正文在文庫

御實名

戊申御歲九

御本命土

御字忠 属火局

忠顯

歸納典

一 右通三月中御先格之通被遊御中刺ハ様ニと 姫君様被

思召上、御日執之儀三月十八日可宜旨 御意之趣、先

月廿一日承知仕ハ付、翌廿二日但馬守殿ハ御名代御勤、

總州様より之御使者左京相勤、御口上申達ハ處、別カ

難有奉存ハ、重キ勤方之儀ハ得共 御意之事ハ故、御請被仰上候由、左ハ右ハ則日此御方ハ御出、右之御禮被

仰上置ハ、

右申越ハ間、可被達 貴聞ハ、猶又相究ハ趣者追ハ

可申越ハ、以上、

876

全御譜中

享保二十一年丙辰三月十八日元服于芝第中、號ニ又三

郎忠顯、佐土原城主島津但馬守忠就代ニ繼豐ニ爲ニ加

冠、家臣樺山主計久初勤ニ理髮、

(奉)  
「享保二十一年」三月四日

穎娃(久重)左京

○同年五月七日改元於元文同月二十八日、令伝藏府

懸豐公御譜中

扣正文在文庫

享保廿一年辰三月十八日

益之助様被遊御中剃、御元服御規式之次第

一大御書院御床御掛物壽老人立松

一御棚飾

一空焚獅子香爐

一當日巳之刻御加冠

御名代嶋津但馬守殿大御書院御上段御客居二枚目之頭

に 御着座、御側御小姓河野安之右衛門亂箱ニ箒御刀・

押板を入、打亂を疊ニ亂箱之下ニ相添、但馬守殿前ニ

持參、亂箱を直シ安之右衛門退去、支度熨斗目長上下、

一於御附書院御髪を御元服髪ニ被爲揃、御熨斗目長御袴

計ニの末廣を被爲指、御理髪之役樺山主計右之御袖ニ

手を奉添、大御書院南之縁頬より直ニ御上段二枚目之

頭に 御出座、但馬守殿に被遊御式對、左外の但馬守

殿前に御進被遊り時、御前により御髪をそき被下り、

御髪末を主計取、右之袖ニ理メリ、此時但馬守殿より

又三郎忠顯様と御名御實名被稱り段被申上、被遊御式

對、御支度所に御入、支度熨斗目長袴、御髪揃御支度

之役財部孫之丞・本城朝右衛門・諏訪甚兵衛相勤、支

度熨斗目長上下、

一太守様は 又三郎様より御進上之御折拾貳合・御樽三

荷、大御書院御中段三枚目之頭より御縁頬之方に、兩

段ニ御小姓相備之、支度熨斗目長上下、

一又三郎様御支度、こゆひ御烏帽子・御熨斗目・御素袍

御袴、御小サ刀を被爲指、主計奉附添、最前之通御上

段に御出座之時、

太守様に御進上之御太刀顯娃左京御上段之内ニ持參、

披露相濟持下ル、支度熨斗目長上下、

一御折・御樽下ル、

一式御三獻上、

一御土器白木御三方上、

一御挾肴立、但配膳之御小姓、支度熨斗目長上下、

一但馬守殿より御土器御初、

又三郎様に御土器被差上、但馬守殿より御挾肴被差上、

此時

太守様より被進り御大小

御前に主計持參仕、披露相濟持下ル、右相濟、又御土器御取上ケ但馬守殿に御返盃、御挾肴被遣、御土器下ル、

一御三獻下ル、

一又三郎様より但馬守殿に被遣<sup>(通)</sup>御太刀河野八郎左衛門持參、披露持下ル、支度熨斗目長上下、

一右引次ニ但馬守殿より進上之御太刀西彦太郎持參、披露持下ル、支度熨斗目長上下、

一太守様より被進<sup>ハ</sup>御大小笠原郷左衛門・河野八郎左衛門御中段南之方御縁類に持參、主計請取之、

一御出座之節、御後南之御縁類に主計相詰、少間を隔<sup>(盛)</sup>久間九右衛門相詰ル、九右衛門後之方ニ御側廻相詰ル、

一御側醫師・御同朋北之方御廊下表御書院之方に相詰、

一大御書院御床後并御附書院御座末ニ臺子仕懸、

一御支度之儘 御守殿に 御入

姫君様に被遊 御對顔、御對斗被進、

一又三郎様御支度御熨斗目御長上下ニ被遊御改、御座之間に 御出座、主計御太刀進上仕御禮申上、披露河野八郎左衛門、

一白木三方土器 御前に差上、同三方御肴立主計に御盃、

御肴被下、左京に御流、御肴被下、左京御土器持下ル、  
一右引次ニ主計被 召出、御紋付之御時服三御目録を以拜領、御取次小笠原郷左衛門、

一右引次土器之御盃ニ銚子ニ御側御用人・表御用人・御守役・御留守居・御使番・御小納戸其外御側廻之面々ニ御通被下之、挾肴主計・左京、

一右相濟御部屋に 御入、

一太守様より 又三郎様に、首尾能御規式相濟<sup>ハ</sup>爲御祝儀、御太刀・御馬代黄金十兩・二種一荷、御使左京ニ御部屋に被進之、左京 御目見被仰付、御手自御熨斗被下、引次ニ紗綾三卷、佐久間九右衛門御取次ニ、拜領被仰付、

一又三郎様大御書院に 御出座前ニ、御下帶二筋・御太刀・銀馬代・二種一荷、於 御部屋主計より進上、御目見被仰付、御熨斗被下、紗綾五卷・二種一荷代五百疋、九右衛門御取次ニ拜領被仰付、

以上

<sup>(采)</sup>  
「享保二十一年」

扣正文在文庫

太守様より 又三郎様に被進外御大小御拵書寫

覺

一 刀一腰 備前國助包象服鎧長二尺三寸七分代金二十枚折紙

一 目貫二疋連虎豹作乘眞代金三枚五兩折紙

一 小柄色繪竹虎作不知

一 笄色繪竹虎作乘眞代金二枚五兩折紙

一 鍔二重金

一切羽金

一 鍔鐵稻妻透

一 緣赤銅

一 柄鮫白糸卷

一 鵬目金

一 鞘黒塗

一 小刀駿河守

一下緒

一 袋緞子

一 脇指一腰 來國光長八寸九分代金五十枚折紙

一二所物色繪布袋作光侶代金一枚七兩添狀

一 鍔二重金

一切羽金

一 鍔赤銅

一 緣赤銅

一 柄鮫白糸卷

一 鵬目金

一 鞘黒塗

一 小刀千代鶴來歲久

一下緒

一 袋緞子

以上

一 白木御折拾貳合 かう立きそくとんほう 糸花金麩裏紅紙

二合ハ 羹

二合ハ 饅頭

二合ハ 雉子

二合ハ 蜜柑

二合ハ 柿

二合ハ 魚

一 御樽三荷 しつな巻

右備様御包丁人頭に爲致吟味外處、星野山海と相備外古法ニ由、石原佐司右衛門申出外付、右之順々

可相備旨、御小姓に可申渡通、佐久間九右衛門に申渡  
 外、御座に相備候次第之儀者、委細繪圖面に相記候故  
 略之、

右御祝に付る御祝物御取替并拜領物之儀者

太守様御中剃被遊り節之例を致本に、先例無之儀共者  
 又三郎様御髮置又者御着袴之例を以申談、御守殿に  
 被差上物等之儀者、御守殿に奉得御内意相濟り、右御  
 祝物・拜領物等、都る御使番請込相しらへり趣、帳面  
 相記差出り付、別冊に相添置り、

継豊公御譜中

和正文在文庫

益之助様被遊御中剃、御元服之御祝、兼る御日執之通、  
 去十八日於 大御書院御加冠、御名代嶋津但馬守殿に  
 り、御規式首尾能相濟、御名 又三郎様と御改、御實  
 名忠顯様と奉稱、猶御成長之御様躰に被遊御見得、右  
 御作法付る之御取廻、萬端宜被遊御仕舞、寔以奉恐悦  
 外、

姫君様と兼る被 仰出り通 大御書院に御入、御座  
 構之内より御規式被遊 御覽り、左りる 御部屋御上

段之間に、御賑々敷御祝被遊御寄合外、當日 上使  
 を表弥被遊御給、豊岡様早朝より御出、大御書院御規  
 式

姫君様御一所に被成御覽り、右

上使に、公方様 大納言様方

姫君様 太守様 又三郎様に御拜領物を表被遊、重疊

目出度御儀奉存り、十八日之儀者天氣及好御座り、

末々迄及何そ相滞儀も無御座、御祝相濟奉恐悦外、

一右之通御中剃被遊、御名被相改候段、御用番本多中務

太輔様に御届相濟申り、

一先達る申越置り通、來ル廿四五日比、間之御使差立、

御祝之次第委細者申上筈り得共、御中途より之御勤、

右御使便に者遅成申儀及可有之哉と相考申り付、今

日飛脚便より御勤之儀迄を申上り、

一鮮鯛一折宛

公方様

大納言様より

姫君様に

一鮮鯛一折宛

公方様より

太守様

又三郎様に

一鯉一折宛

大納言様より

太守様

又三郎様に

右若御祝當日 上使豊岡様御出、今日又三郎様御中刺

爲御祝儀、右之通被遣り段 上意之趣、御部屋於 御

上段之間 姫君様 又三郎様被遊御承知、御禮被仰上、

太守様に若御使を以可被仰進由 姫君様より御挨拶被

遊置、則日 御本丸に 御守殿より御年寄岡田殿御使

二の

公方様 大納言様に御禮被仰上り、右之段 太守様被

聞召上り上

公方様 大納言様より 姫君様に御拜領物之御禮 御

兩公様に計、且亦 太守様 又三郎に御拜領之御禮

公方様 大納言様 一位様に御文を以被仰上、 御兩

公様御方に若表御局を以、御口上を表被相込、御禮被

仰上先例に御座り、

一右之通 姫君様に御拜領物御祝詞、 太守様 又三郎

様に御拜領物之御禮、早晚之通 太守様より 御守殿  
に可被仰進儀奉存り、

一御祝之當日 御本丸に表御局御使被差り二付

公方様 大納言様に 又三郎様より御拜領物之御禮、

表御局より 八嶋様に御口上を申上候處、御相應之

御挨拶を御座り段、御局申出り、

一太守様 又三郎様御拜領物に付

公方様 大納言様 一位様に

御前様より、翌十九日御文を以御禮被仰上相濟申り、

一上使豊岡様御勤付の御付届之儀、先格相しらべ 御

守殿に相窺り上相濟り得共

太守様被 聞召り上 上使御出御大儀被思召り、其上

御目錄御持參 又三郎様に若御目錄之通被進、忝被思

召り由、御文を以御禮被仰進先例に御座り、右御文

御本丸に之御文、表御局持參仕り節、御口上を表相込

申上事御座り、且又表御使岩野様 上使豊岡様に御添

御守殿に御出に付

太守様 又三郎様に御目錄之通被進り、右に付る御返

之儀、先格を以 御守殿に相伺り上相濟り得共、是

又 太守様被 聞召り上 御守殿に御頼被越り、御禮

被仰進先例ニ御座リ、

一千鯛一箱

一上使豊岡様より金子三百疋宛之御目録、

一御樽一荷

太守様 又三郎様に被進リ、岩野様より者

一位様より

太守様に貳百疋 又三郎様に百疋之御目録被進リ、

又三郎様に

一右之通 公方様 大納言様より 御守殿に 上使豊岡

右同斷付 御守殿に仰御文を以御拜領被遊リ付、御則

様を以

答御請御禮者

太守様 又三郎様に御拜領物被成リ付、表向より及御

姫君様より被仰上置、猶又 又三郎様より之御禮、翌

勤被遊先例御座リ付、先年 又三郎様御髮置御祝之節

十九日 御守殿より御文を以被仰上相濟申リ、右之次

之例を以、御用番本多中務太輔様に御留守居を以奉伺

太守様御承知之上、御文を以御禮可被仰上儀奉存リ、

リ處、可爲御飛札旨、御付紙を以昨日被仰渡リ間、右

右付ル 御前様より者 二之御丸に高津被指上リ付節、

御勤之御書被指越スル可有御座リ、右御書之御案文、

右之御禮御口上スル被仰上相濟申リ、

御右筆蟠川八右衛門様に得御差圖指出リ付、別紙貳通

一千鯛一箱宛

差越申リ、

一千鯛一箱宛

一千鯛一箱

一位様より

一御樽一荷

總州様

一位様より

御前様に

太守様に

右同斷付高輪迄御拜領被遊リ付、 御前様より御則答

右御祝當日爲御祝儀、御本宅迄仰御文御目録を以被遊

御請御禮被仰上置、右之通 總州様 御前様に御拜領

御拜領リ付、右仰御文指上申リ 御本丸 二之御丸よ

之段 太守様御承知之上、御文を以 一位様に御禮可

り御拜領物之御目録者、御使便より差上可申リ、

被仰上儀奉存リ、從 總州様御禮之儀者御國許に申上

答外、

一金子貳百疋宛

太守様

又三郎様に

秀小路様

櫻井様

植松様

より

一同百疋宛

又三郎様に

音羽様

葉山様

高見様

より

右同斷付爲御祝儀、御銘より右之通御目錄被遣り付、

御返之儀先格之通に相濟申り得共、太守様に御

祝儀被進り御禮御挨拶 御守殿に御頼被越、被仰達先

例御座り、

一右御祝付の御献上物之儀、先年

又三郎様御着袴初御祝之例を以 御守殿に奉伺り處

公方様 大納言様、御祝之當日女使を以、御着袴初之

通御献上可被成旨御差圖付、左之通被獻り、

一鮮鯛一折宛

公方様

大納言様に

太守様より

一千鯛一箱

一御樽一荷

公方様に

又三郎様より

一鮮鯛一折

大納言様に

又三郎様より

右之通表御局を以御献上被成り處、八嶋様御出會御口

上申上り得共、今日 又三郎様御中荊御祝に付

御兩公様に御目錄之通御献上

公方様に若則致披露り處、幾久御祝之御事目出度 思

召り、

大納言様に若則あなたより御上ケ可被成り、此段宜申

上り様に之御返答にてり、左りる早晚之通御馳走頂

戴、其上

公方様より 御二方様より之御使相勤り付、紗綾二卷

宛

大納言様より表右同断ニ付、紗綾二卷宛拜領被仰付  
付、自分之御禮者御差圖之上、則申上り由、表御局申  
出り、

一 右之通御局に拜領物被仰付り付

又三郎様より之御禮者直ニ申上り様こと御差圖ニ付、

則日表御局より申上相濟り、右之段 太守様被聞召上、

御文を以

公方様 大納言様は、早晚之通御禮可被仰上儀奉存り、

一 鮮鯛一折宛

一 御樽一荷宛

一位様は

太守様

又三郎様より

一 鮮鯛一折宛

一位様は

總州様

御前様より

右同断御祝ニ付

一位様は

太守様 總州様 又三郎様 御前様より御献上物之儀、

都の 又三郎様御着袴初之例を以 御守殿より被相伺  
り處、弥其通御献上被成候様こと、御差圖り由、  
二之御丸御老女様よりお富の方には申來り付、

太守様 又三郎様よりハ 御守殿より之御文、 總州

様 御前様ハ 御前様御文を以、御祝當日御献上被

成り處、御相應之御返事ニ御座り、

一 右御祝相濟り付 何れ表様之御祝儀者、御使便より

被仰進答御座り、依之私共より表右御使便御祝詞申

上答御座り、此段爲御存申越り、

右之通申越り條、被達 貴聞り上、御勤之御飛札

公方様 大納言様は、 姫君様御拜領物之御禮御文

公方様 大納言様 一位様は、

御兩公様より 太守様 又三郎様御拜領物御禮御文

姫君様は、

御兩公様より被進物之御祝詞

太守様 又三郎様御拜領物之御禮御口上書と御中途よ

り申來り御文豊岡様は、 上使御勤御目錄被進り御禮

御文

一位様は、 太守様 又三郎様御拜領物之御禮御文

一位様は、

入道様 御前様御拜領物之御禮御文

公方様は、表御局御使相勤り節拜領物御禮御文

大納言様は、右同断ニ付御禮御文

被差越りハ、日敷相考首尾仕こゝ可有御座り、其外

御守殿に被御頼越り儀共被相同 御意之趣被申越りハ

、首尾可仕り、御祝一卷委細之儀共、御使便より追り

可申越り、以上、

〔卷享保二十一年〕 三月廿二日

顯娃左京

樺山主計

飛脚便

嶋津大藏殿

比志嶋隼人殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月十日

公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

〔朱力享保二十一年〕

三月廿二日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

継豊公御譜中

扣正文在文庫

益之助様被遊御中刺御元服之御祝付る共、先達り申越

り御日執之通、去十八日於大御書院御加冠、嶋津但馬

守殿御名代に御規式首尾能相濟、御名 又三郎様と

御改、御實名 忠顯様と奉稱、猶御成長之御様躰被遊

御見得、御作法萬端御取廻し宜被遊御仕廻、奉恐悦り、

姫君様を兼り被 仰出置り通、大御書院に 御入、

南之方御縁類御上段塗敷居より二間目之末、御簾構之

内より、御規式被遊御覽り、左り 御部屋御上段之

間を御賑々敷被遊御祝、當日弥 御本丸より 上使

を及御給、豐岡様早朝より御出、大御書院に 姫君

様御一所より御規式被成御覽り、右 上使を以

公方様 大納言様より

姫君様 太守様 又三郎様は御拜領物を及被遊、當日

一位様を及

太守様 總州様 又三郎様 御前様は、仰御文を以御

拜領物被成、重疊目出度御儀奉存り、十八日之儀共天

氣迄及能、末に至何そ相滯儀及無御座御祝相濟、奉

恐悦り、

一 御中剃御規式之次第、且亦於御部屋御祝御寄合之次第、別紙御次第書兩通差越之、

一 御中剃被遊御名被改、段御用番様に御届之儀 太守様御中剃之節、翌日以御留守居御口上ニ被仰出、と書留ニ及相見得申付、此度之儀表御先格之通、御口上迄ニ御届可被仰出儀、乍然御届之儀、書付差出、若御取次より申儀候ハ、可指出旨御留守居に申合、右御届之趣書付相添、御用番本多中務大輔様に去十九日肥後平右衛門致持參、益之助儀(盛男)昨十八日致中剃、又三郎と名相改、此段申上、様ニと大隅守申越、御口上一通之御届、御取次栗野佐一兵衛に申達、右之趣書付差出、様ニと申付、致持參、書付直ニ相渡、御届一通り之儀、追可申上、由ニ受取置、由、平右衛門申出、右御届書寫別紙一通指越之、

一 右付、二之御丸御用人衆、右之通昨十八日

益之助様御中剃被成、又三郎様と御名被相改、右之御届今日御用番様に被仰出、右之趣各様に表申上置、様ニ被仰越、段、以手紙申上、委細承知被成、早速御老女様方に被仰達候、御返答ニ御座、

一 上使豊岡様を以

公方様 大納言様より

太守様 又三郎様に御拜領物被遊、表向より表太守様御勤有之御儀、先年 又三郎様御髪置御祝之節、表達之御勤御用番様に被相伺、御勤爲被遊事、故、右之御先格を以、此度之儀、去十九日御用番様に御留守居ニ相伺申、可爲御飛札旨、御付紙を以、翌廿日被仰渡、右御勤之儀、先達、御中途に申上、右伺書寫一通差越之、

一 豊岡様に御中剃御規式ニ御用被成、御道具并御折之品、且亦御名・御實名書付可差上、御規式ニ御用被成、御道具并掛御目、様 姫君様御差圖ニ付、右品、掛御目、ゆすり次を、表備御覽、御差圖之通、御名・御實名并亂箱・箒刀・押板・打亂、又御折十二合之品、書付差上申、

一 太守様に被進、御折・御樽之内、見合、御守殿に差上、様ニと 總州様被仰付、御折六合・御樽一荷 御守殿に指上申、別、御満悦被

思召、右被進、御折之内、羊羹・柿・密柑・雉此四合 姫君様より 上使豊岡様に被遣、あなたよ

りも御願可被成と思召り處、拜領被仰付難有奉存外、  
別る珎敷御飾物之儀外間

公方様可被備 上覽ニ奉由、御挨拶にて、御持セ被成  
外由、お富の方より承知仕外、然處去ル廿一日、去御  
方様より、外之儀ニ付る、佐久間九右衛門に御手紙被  
遣外、右御手紙之内ニ、昨日御當番ニあり處、御飾之  
御折、於大御奥拜見被成、結構成御作法と、何々御噂  
有之外由被仰越外、

一 右御折・御樽之内、御折二合・御樽一荷 御部屋に、  
同二合 御前様に、同二合 (吉黄探女、阿部正福密) 於喜代様に差上申外、尤屹  
爲御祝物被進儀ニあり無之外故、御進上之内見合を以、  
御内より指上り様と、被仰付外趣を以、右之通御銘  
々様に差上申外、

一 太守様御勤事等者、先達より飛脚差立、御中途に申上外、  
此一巻者首尾迄を申上事外故、御國許連名ニあり申越外  
間、被達 貴聞儀者被申上、直ニ御國許に可被差越外、  
右申越外間 總州様被達 貴聞 御外姓様方に被申  
上外儀者可被申上外、右付る

總州様御勤之儀并御祝物御取かわし等之儀者、別紙  
ニ申越外、以上、

882

三月廿七日

穎娃(久應)左京  
樺山主計(久初)

鳴津 大藏殿 (久應)  
間之御使  
箕田傳兵衛  
森 郎次 便

鳴津 主殿殿 (久應)

鳴津 李殿殿 (久應)

種子嶋 彈正殿 (久應)

堀 四郎大夫殿 (久應)

比志 嶋隼人殿 (久應)

鳴津 登殿 (久應)

全上

扣正文在文庫

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存外、然  
者今月十八日、同姓益之助中刺仕、又三郎と名相改外ニ  
付、以女中御使御祝儀拜領仕、難有仕合奉存外、右御禮  
爲可申上呈飛札外、御序之刻御前宜様御執成所仰外、恐  
惶、

〔享保二十一年〕三月廿八日

松平左近將監様

松平伊豆守様

本多中務大輔様

松平能登守様

松平右京大夫様 呈飛札人々間如此御座人々外

全上

扣正文在文庫

一筆致啓上候、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存人々、然

者今月十八日、同姓益之助中刺仕、又三郎と名相改人々外付、

以女中御使、又三郎に御祝儀拜領被 仰付人々外由承知仕、

於私難有仕合奉存人々外、右御禮爲可申上呈愚札人々外、御序之

刻 御前宜様御執成所仰人々外、恐惶、

(奉)  
「享保二十一年」

三月廿八日 鳴海(屬選)より

松平左近將監様

松平伊豆守様

本多中務大輔様

松平能登守様

松平右京大夫様 呈飛札人々間如此御座人々外

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤人々外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
享保二十一年 四月朔日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

385 繼豊公御譜中

扣正文在文庫

又三郎様被遊御中刺、御元服之御規式相濟外付 御前様

御招請御祝被成、御料理可被進外、當年未 御部屋に

御入不被遊外故、旁に付可被仰入外、左外ハ、

お喜代様ニ及可被仰入哉之旨

御守殿に奉伺外處、弥其通可被成由被 仰出外付 御前

様以御使者、先月廿八日御入可被遊旨御返答付 お喜

代様以御使者ニ被仰進外上、去月廿八日

御二方様 御部屋に 御入、御料理被進、御賑々敷被遊

御祝外、左外

姫君様ニ表御部屋江 御入被遊御對顔外、 御前様御事  
御緩々被遊御座、夜ニ入被遊御立、猶御機嫌能被成御座  
外、右 御入付る者、諸事先例之通ニ相濟申外、此段  
可被達 貴聞外、以上、

(朱) 〔享保二十一年〕

四月六日

顯娃左京

樺山主計

嶋津大藏殿

嶋津 登殿

全上

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又同姓益之助致中剃、又三郎と名改外付、其方并又三郎  
江御祝儀拜領之、難有由得其意外、兩通紙面之趣各申談  
及 上聞外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十一年〕

四月六日

松平左近將監

乘呂判

松平大隅守殿

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將  
又同姓益之助致中剃、又三郎と名改外付、其方并又三郎  
江御祝儀拜領之、難有由得其意外、兩通紙面之趣及言上  
外、恐々謹言、

(朱) 〔享保二十一年〕

四月六日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

重年公

享保十四年酉二月十一日生

- 女子
- 女子
- 久峯
- 菊姫
- 女子
- 定勝

初定救 千之丞 主馬 石見 大和

元文元年丙辰四月九日誕生、母澁谷貫臣女、

爲三入來院主馬定恒養子、

扣正文在右筆所

私事今日參府仕外段者、先刻御斷申上外、先達る者如申上外國元發足以前より度々疝積強差發、其上眩暈表仕外得共、押外る致參府外、長途之旅行故、別る相勝不申、今以眩と無御座外、依之例之通得御内意、明朝御客對に罷出御機嫌相伺、參府之御禮を承願可申上儀御座外得共、只今之様子ニある者、明朝者勿論近日中御客對ニ可罷出躰無御座外、依之御届申上外、尤此上少々快罷成外ハ、

〔享保二十一年〕四月十五日 御名

正文在琉球國國司

謹奉呈一簡候、去年十月二日之夜、福昌寺火事出來 御靈屋 御影堂 御位牌殿御燒失之段承知仕、不意之御事驚入奉存外、此旨爲可申上如斯御座候、誠惶誠恐敬白、

〔享保二十一年〕 卯月十八日 中山王 尚敬 進上中將様

高持成願御格式之事

一大身分之格ニ有壹萬斛以下之人者、九千本マ貳三斛迄之高上り御免可被成外間、九千石不及内ニ百石千斛ニ及外節者、前以高上願申出不及、高直可申渡外、九千石ニ及外節者、願申出達 貴聞、御免之上可相直外、  
一 所持者七千石、一所持格者五千石、寄合者三千石、寄合並者貳千石迄高上御免可被成外間、右式之高ニ不及内者、百石千斛ニ及外節者、前以高上之願申出ニ不及、高直可申渡外、右定之高ニ及外節者願申出、達 貴聞御免之上高可相直外、

但 何千石と限御免之事ニ者外得共、高直之節少々之 餘計有之、差支儀も外ハ、御定之高を越外共、  
百石之内者御免之内相加、高可相直外、  
一 右定之高上外儀、爲差立故有之外ハ、格別外間、願可申出外、左外ハ、其節之勤万人ニ有御加増之思召を以、高上御免被成儀も可有之外、何そ故及無之願迄ニ有ハ 御免被成間敷外、  
一 寄合並ニ有無之者ハ、千石以上ニ者高上御免無之外得共、寺社奉行・御勘定奉行・與頭・御番頭杯被仰付外

者、御役内ハ勤方方御加増之思召を以、千石迄之高上御免可被成儀素品ニ方可有之外間、無據譯有之外ハ、願可申出外、達 貴聞何分ニ差可被仰付外、尤千石之内之百石之節者、前高上之願不及申出、高直可申渡外、但千石迄高上御免被成外人有之、高直之節少餘計差有之、差支儀差外ハ、千石を越外共、百石之内者御免内ニ相加、高可相直外、

一定方上之高、當時持來外ハ、格別ニ外、持來外共、其上之高上リハ願迄ニ者御免被成間敷外、勤方人ニ方御免被成儀差可有之外間、無據譯有之外ハ、願可申出、達 貴聞何分ニも可被仰付外、私領并持切名・仕明高格別外間、定之高上外共前以願申出不及、右之增高老格別ニ可相加外、

右五ヶ條享保二十一年辰四月被相定外事、

一取込拜借有之人、皆返上無之内者、高直御免被仰付事<sup>本マ</sup>外得共、仕明持留高位増シ等之增高ハ、買地等ハ格別ニ外故、取込拜借無構、持高相加外儀御免可被成旨、享保二十一年辰四月被相定外事、

正文在文庫

享保二十一年丙辰二月二日、繼豐爲參觀發薩州城疾脚木伏故自城内奥之鹿駕乘輿、近岳等處從而過広庭直出南之門、家老島津大藏久純・比志島隼人範房隱稱方家老、今般賦略爲見送被相副之、自伏見賦先、用人福山平太夫安村等從駕也、經九州山陽之驛、三月十四日到大坂、同月十九日伏見驛、自夫經東海路、四月十五日著于江都芝邸、

○今茲五月七日改三元於元文、同月二十九日至于薩府而傳令也、

なをく何もよろしく申上まいらせ外、かしく、

四月十八日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度覺しめし外由、しかれ者三月十八日

又三郎様御中剃被成外ニ付 上使豊岡にて御懇之 上意公方様 大納言様より、御同氏大隅守様 又三郎様へ御看御拜領被成外て、かたしけなく覺しめし外由、御禮仰上られ外御ふみのおり、よろしく披露致まいらせ外、めてたくかしく、

朱カキ  
一元文元年

まつ平

上總入道様  
御返事

豊岡

八嶋

浦尾

6

全上

なをく何もよろしく申上りへくり、かしく、

四月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御め

てたく覺しめしり由、しかれば三月十八日

又三郎様御中荊被成りニ付

上使豊岡にて、御懇の 上意

公方様 大納言様より、御同氏大隅守様 又三郎様へ御

肴御拜領被成りて、忝覺しめしり由、右之御禮

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふミのとをりよろ

しくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
一元文元年

まつ平

上總入道様  
御返事

豊岡

八嶋

浦尾

6

895

全上

御座りて御文のやう、誠に幾久しくめて度御事のミ

と、祝入らせられり、なをく御念入られり御事、

御満そくにおほしめしり、なにもよく申せとの御事

ニ御座り、めてたくかしく、

四月十八日之御日付にて御ふミ下され、披露致まいらせ

り、まつく

一位様御機嫌よくならせられり御事、めて度思しめし被

成り由、さては先月十八日こは 又三郎さま中荊の御祝

義、御同氏大隅守様 又三郎さま 上總入道様并奥さま

へ御目録之通参らせられりへハ、かたしけなく思しめし

まいらせられり由、御禮と、めてたくかしく、

朱カキ  
一元文元年

松たいら

上總入道様にて

御返事

人々御中

秀小路

さくらら

うへ松

6

896

全上

御禮と御座りて御文のやう、御念入まいらせられり

御事と、御満足におほしめしり、誠に幾久しくめて

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監

度御事のみと祝入らせられり、なにもよく御心得申  
せとの御事ニ御座り、なをくめてたくかしく、  
四月十八日之御日付にて御ふみ下され、披露致まいらせ  
り、まつく  
公方様

大納言様御機嫌よく被爲成御めてたさ

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思召被成りよし、  
さては先月十八日ニ 又三郎さま中刺被成りニ付

公方様

大納言様より、御同氏大隅守様 又三郎さまへ、御祝義  
御着参らせられりへハ、かたしけなく思しめし被成りよ  
し、めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

松たいら

上總入道様 御返事

人々御中

秀小路 櫻井 うへ松

お

繼豊公御譜中

繼豊以病未<sub>レ</sub>已近日不<sub>甲</sub>能<sub>三</sub>親脩<sub>ニ</sub>述職之禮、五月十五日  
命<sub>三</sub>家老權山主計久初<sub>一</sub>、獻<sub>ニ</sub>其幣物<sub>一</sub>、久初登<sub>レ</sub>營、謁<sub>ニ</sub>  
奏者番松平伊賀守忠愛<sub>一</sub>、獻<sub>ニ</sub>御太刀一腰・縮緬二十卷・

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之り、遂披露り  
處一段之御仕合り、恐々謹言、

(朱) 一享保二十一年 五月二日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

可述り也、

(朱) 一享保二十一年 五月二日



薩摩 中將殿

全御譜中

享保二十一年丙辰五月七日改<sub>ニ</sub>元文<sub>一</sub>、同月二十八日至<sub>ニ</sub>  
鷹府<sub>一</sub>傳<sub>レ</sub>令、

御馬代銀五十枚于

吉宗公<sup>一</sup>、又登<sup>二</sup> 西城<sup>一</sup>、謁奏者番高木主水正正陳<sup>一</sup>、

獻<sup>二</sup>御太刀一腰・御馬代銀五十枚于

家重公<sup>一</sup>、載詳<sup>レ</sup>左、

901

全上

扣正文在右筆所

先達<sup>レ</sup>表如申上<sup>レ</sup>外私儀參府仕<sup>レ</sup>以後、今以疋積差發、其

(米)御付札

上眩暈表仕<sup>レ</sup>付、隨分致保養<sup>レ</sup>得共、眩<sup>レ</sup>無御座、近日

參勤御禮獻上物勝手次第以便可被差上候、尤被差上候前日可被相伺候

參府之御禮可奉願<sup>レ</sup>無御座<sup>レ</sup>、依之

公方様 大納言様<sup>レ</sup>參府御禮獻上物之儀、如何可仕<sup>レ</sup>哉、

宜御差圖被成可被<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>、以上、

(米)

「元文元年」五月七日

902

繼豊公御譜中

扣正文在右筆所

此度私參府仕<sup>レ</sup>付召連申<sup>レ</sup>家來、如例 御目通<sup>レ</sup>罷出<sup>レ</sup>

儀可奉願<sup>レ</sup>得共、私病氣<sup>二</sup>の、獻上物以使者差上申<sup>レ</sup>故、

此節<sup>一</sup> 御目通罷出<sup>レ</sup>儀不奉願<sup>レ</sup>、乍然右家來差上物之

儀<sup>一</sup>如何可致<sup>レ</sup>哉、御差圖被成可被<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>、以上、

903

全上

扣正文在家老座

一 今月七日御用番松平伊豆守様<sup>レ</sup>御名書之御書附を以、

御不快今以御快不被成御座<sup>レ</sup>付

公方様 大納言様<sup>レ</sup>御參府之御禮御獻上物如何可被成

哉之旨御伺書、小野次郎右衛門様を御頼被差出<sup>レ</sup>處、

御勝手次第以御使者可被差上<sup>レ</sup>、尤被差上<sup>レ</sup>前日、可

被相伺旨、御附紙<sup>二</sup>の今月十日次郎右衛門様<sup>レ</sup>被成御

渡<sup>レ</sup>、

右被差出<sup>レ</sup>御書付寫、其外委細之儀<sup>一</sup>、隼人殿持參

二 亦被申上<sup>レ</sup>答<sup>レ</sup>付、頭迄を申越<sup>レ</sup>、

一 前條之通、以御使者御獻上物可被成旨、被仰渡<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>

者、御供之御家老 御目見之儀、別紙寫之通御書付<sup>二</sup>

例年獻上之品書并嶋津大藏・穎娃左京兩人之名書相添、

御用番伊豆守様<sup>レ</sup>、今月十一日御留守居を以被差出<sup>レ</sup>

處、追<sup>レ</sup>何分<sup>二</sup>表御差圖可被成旨、御用人を以被仰聞、

(米)

「元文元年」五月

御名

(米)

御自分登 城到被致<sup>レ</sup>節、此儀<sup>一</sup>可被相伺<sup>レ</sup>

去ル十三日伊豆守様より御留守居被召呼、此儀也

太守様御登 城被成り節ニ到、可被相伺旨、別紙之通御付紙を以被仰渡り付、別紙寫壹通相添、此段申越り、右書付被差出り儀ニ付る者、隼人殿よりは又可被申上り、

但別紙御付札之通被仰渡り者、隼人殿爰許出立當日ニあり故、隼人殿ニ者承知無之事り、

一 太守様御献上物、御献上之前日被相伺り様、被仰渡置り付、今月十四日御用番伊豆守様并西之御丸松平能登守様に、御留守居を以御献上物例書被差出、明十五日御献上被成度旨被相伺り處、愈明朝御献上可被成旨、御兩所様より被仰渡り付、兼而御使者柄之儀、御並様方承合、前之細川越中守様御病氣之節、御參勤御禮御献上物御家老御使者を以被差上り儀有之り付、此御方様方表、御家老御使者可被差出儀と申談、去ル十五日御使者主計相勤、公方様に御献上物、御先格之通之品、御本丸蘇鐵之間に備置、先例之通相納り、御目付加藤彌次郎様より主計に御直ニ、御老中様今朝御用係りに付、御奏者番松平伊賀守様被謁告り旨、御挨拶有之り、於檜之間御献上之御太刀、主計より伊賀守様に差上

御名を申御禮仕り節、可被遂御披露旨、御挨拶有之り、御目付右彌次郎様御席詰被成り、右相濟、西之御丸に主計罷登、御献上物於蘇鐵之間先例之通相納り、追付於檜木之間、御奏者番高木主水正様被謁、御本丸同前御太刀御献上相濟り、御目付安部式部様御席詰被成り、松平能登守様に者、御本丸に御詰被成り付、主水正様被謁り由、御坊主寺田三雲より相良彌一兵衛に申聞り、

一 右則日御老中様に爲御禮、御太刀・金馬代、御使者主計御口上御相應相勤、若御年寄様に及、御太刀、金馬代、御使者大藏御口上御相應ニ相勤申り、

一 右御献上付る者、例年者惣出仕ニ御祝儀申上來り得共、此節者御不快ニ有、以御使者御參府之御禮御献上物被遊たる御事り故、御近習役以上御役々、於御近習番所御祝儀申上 又三郎様に於御部屋、右御役々御祝儀申上り、御守殿に及兼而御祝儀等申上り御役々、當日御祝儀ニ參上之節、右御祝儀を及申上候、

右之通御使者を以御參府御禮御献上物相濟申り付、此段申越り條、可被達 御聽候、以上、

〔二元文元年〕 五月十八日 穎娃左京

樺山主計  
嶋津大藏

嶋津主殿殿  
嶋津 左殿  
種子嶋彈正殿  
堀四郎大夫殿

904

全上

正文在文庫

今朝御香具一箱・丸熨斗一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

(米)  
「元文元年」  
五月十八日

信祝判

松平大隅守殿

信祝

(米)  
「在右裏」  
松平伊豆守

905

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之候、遂披露外之處一段之御仕合外、恐く謹言、

(米)  
「元文元年」  
五月十八日  
乘賢判

松平大隅守殿  
乘賢

(米)  
「在右裏」  
松平能登守

906

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御悦仰上られ御満そくさ、なにもよく申せとの御事ニ御さき、めてかしく、

五月五日の御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ御事、御めてたく思召被成由、さては京都にて

近衛中納言様御癒被遊り處、御かろくと御順快被遊

外御事、御目出度思召被成りよし、御祝義仰上られ御ふみのやう、披露致まいらせりへハ、かすく御満足ニ思召り、弥御機嫌よく御肥立被遊

一位様敷く御満足ニ思召り、めてたくかしく、

朱力字  
「元文元年」

秀小路

吉貴公御譜中

正文在文庫

松平 上總入道様にて 御返事  
櫻井 人々御中  
植松

返々御悦おほせ進しられり、かたしけなく思しめしり、ことのほかあつさもつよく御さりまゝ、なを御さハリも御座不成りやうにと御ほしめしり、何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

御ふみのやうかたしけなく思しめしり、まつく總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思しめしり、こゝ御ほとこても、御揃なされ御機嫌よく被爲入、大守様も御道中御つゝかななく、四月十五日ニ御参府も御にきくしくいらせられり、御機嫌も次第ニ御心よく被爲入り御事御さり、御前様も弥御機嫌よくいらせられり、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、

宋元平  
元文元年

とみ

方

継豊公御譜中

正文在文庫

ひし嶋 嶋津 単人さま  
登 さま 御返事  
岡た 藤え

御馬二疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔元文元年〕 六月十一日 忠良判

松平大隅守殿

忠良

〔在石巻〕  
本多中務大輔

909 全上

御馬一疋被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔元文元年〕 六月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

910 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御安全御事外間

可御心易外、隨而鏗節一箱被獻之外、遂披露外之處一段

之御仕合外、恐々謹言、

朱力半

元文元年 六月十八日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

(米) 松平能登守

911 全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之外、益御勇健之御儀外

間可御心易外、隨而鏗一箱被獻之外、各申談遂披露外處

一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半

元文元年 六月十八日

松平上總入道

本多中務大輔

忠良判

912 繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉

球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、

恐々謹言、

(米) 元文元年

六月十八日

忠良判

松平大隅守殿

(米) 在右裏

本多中務大輔

忠良

913 全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉

球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐

々謹言、

(米) 元文元年

六月十八日

乘賢判

松平大隅守殿

(米) 在右裏

松平能登守

乘賢

914 繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被  
差出外、以上、

(卷)

「元文元年」 六月廿四日

松平左近將監

松平大隅守殿

915

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾久しく萬々年も相かハラすと祝入らせられ  
外、

上總入道様にも、暑氣之御障も御座被成りハて、め  
てたくおほしめしり、何もよく申せとの御事ニ御座  
外、めてかしく、

五月十一日之御ふみ被下披露いたしまいらせり、まつ

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思しめさせられ外よ  
し、なを土用の御障もあらせられ外はす、御膳なども御  
むしなく御手つかせられ外、御心易思しめし被成りへく

外、土用之御機嫌御伺と御座外て、御目錄之通

一位様へ御あけ被成、かす々御満そくニ思しめしり、  
めてかしく、

朱カキ

「元文元年」

〆

松たいら

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

秀小路

櫻井

うえ松

916

継豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

(卷)

「元文元年」 七月六日

乘邑判

松平大隅守殿

(卷)

「在右裏」  
松平左近將監

乘邑

917

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段

之御仕合ひ、恐々謹言、

(朱)  
二元文元年

七月六日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
「在右裏」  
松平能登守

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月廿九日

公方様増上寺、御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

(朱)  
二元文元年

七月十一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

繼豊公御譜中

同年七月十一日

吉宗公召水野壹岐守忠定于時勤若年者、實松平越中守定重之三男、而繼豊母黨之弟也、為水野氏養子。問二

繼豊之病、同十月六日使下御小姓組番頭青木縫殿頭直宥

來芝第二問、病而賜<sub>レ</sub>檜重、事詳<sub>レ</sub>後、其外蒙<sub>レ</sub>公之恩眷<sub>一</sub>者亦多矣、今記<sub>二</sub>其顯者<sub>一</sub>而已、

全御譜中

扣正文在家老座

去ル十一日晝比、水野壹岐守様より以御使者被仰越<sub>レ</sub>外、太守様<sub>レ</sub>御直<sub>二</sub>被仰傳譯有<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>間、追付御出可被成<sub>レ</sub>外、上使<sub>二</sub>之<sub>一</sub>者無御座<sub>レ</sub>外、若御下屋敷<sub>レ</sub>御越被成御座<sub>レ</sub>ハ、其所<sub>レ</sub>御出可被成<sub>レ</sub>外、此段御案内被仰達<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、御在宅<sub>二</sub>之<sub>一</sub>被成御座<sub>レ</sub>間、芝御屋敷へ御出被成<sub>レ</sub>外、太守様御支度揃<sub>レ</sub>之御上下被遊御着用、御勝手之間杉戸涯迄御出迎、於御用之間被成御對顔、一通<sub>レ</sub>之御挨拶有<sub>レ</sub>之、御座席を被替、私共<sub>二</sub>及御近<sub>レ</sub>被召呼<sub>一</sub> 太守様<sub>レ</sub>被仰達<sub>レ</sub>外、今日

公方様御前へ私被爲召、大隅守不快之容躰、橘宗仙院<sub>レ</sub>毎<sub>レ</sub>被 聞召上候處<sub>二</sub>漸<sub>レ</sub>快方<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>之、爲保養<sub>一</sub>下屋敷へも可罷越と存<sub>レ</sub>由、涼敷及罷成折節、下屋敷へも差越<sub>レ</sub>ハ、押通猶以可得快氣と、御滿悦被 思召上<sub>レ</sub>との趣、其外段、上意も有<sub>レ</sub>之候付、別<sub>レ</sub>難有次第

奉存外、上意之趣早速大隅守へ可申聞外、嘸難有可奉存由被仰上置外、此段被仰傳外旨御承知被成外付、先被對壹岐守様、一通之御禮御相應ニ被仰上外、左外有壹岐守様私共へ被仰聞外ハ、右通之上意付有者、御禮之儀ハ何様可被成哉之旨、松平左近將監様に被遂御内談外處、乍御内々、上意御禮之儀ニ付間、太守様方老御名代を以御老中様に御禮被仰上可然旨被仰外間、其通可被成外、ケ様之節、御老中様外之御役人様方へ御禮、何様被成被來外哉と、壹岐守様御尋ニ付、御老中様方に御直御勤之節者、若年寄様に老御家老御使者、御側衆に及以御使者御禮被仰達事外旨申上外得者、此節之儀表右之格ニ御禮被仰上可宜由被仰聞外、且又總州様御承知之上、御禮之儀何様ニ可有御座哉之旨、御尋申上外得者、御用番様へ相伺、何分ニも御差圖次第御國元へ可申上旨承知仕外、今日之儀者、態と公方様御前へ被召出、大隅守殿不快御容躰之儀のみ段々之上意承知被成、大方一時程及、御前に被爲詰、別有御丁寧之御事共一段之御仕合と、壹岐守様ニ及難有被思召候旨被仰聞外、

一 壹岐守様へ、太守様御相伴ニ有、御吸物・御差味、御

銚子三篇御取替をも被遊、太守様ニ老先、御入、壹岐守様へ御料理差上、御後くわし・御薄茶迄相濟、又御出、上意之趣御承知被成、別有難有次第被思召上外、何分ニ及宜御禮被仰上可被下旨被仰上外處、御禮之段可被達、上聞旨御挨拶有、直被成御立外、太守様御勝手之間迄御送被成外、

一 御名代之儀、松平(定書)隱岐守様に被成御頼、則日御老中様并壹岐守様に爲御禮御廻被成外、若年寄様方へ老主計御使者、御側衆に老物頭御使者ニ有御禮相濟申外、右御禮之御口上書寫爲御見合差越申候、

一 右付、總州様御勤之儀、御用番松平左近將監様へ被相伺外處、以飛脚御禮可被仰上旨、御付札を以被仰渡外間、御飛札可被差越外、左外有早晚之通首尾可仕外、右勤方付有之御飛札御案文之儀、御右筆へ申含、蛸川様より申受差出外付、別紙差越外、御同書寫及是又差越申候、

一 公方様、大納言様に、太守様より御内證御勤之儀、御守殿に相伺候處、御本丸御老女衆へ被相伺候得者、表向有御禮被仰上相濟爲申事外故、御内證有之御勤ニ者及不申由御差圖ニ有御勤無御座外、一位様御方に

若早晚之通御文を以御禮御吹聴被 仰上可然旨、御守殿方御差圖付、御文を以御勤被成り、

一一位様は若 總州様方も御文を以御禮可被仰上哉、御賢慮次第奉存り、

一公方様 大納言様 一位様に御前様方御勤 御守殿に申上り上 御三方様に御文を以御禮被仰上り、

一壹岐守様方被仰傳り 上意之趣、早速

姫君様に達 御聽申上り處、別る御満悦被遊り、右付る若

姫君様に 總州様方御文を以御禮御歡可被仰進り哉

御女性様方方及御歡可被仰上り哉、其許御沙汰次第奉存候、

右之趣早く申上答り得共

總州様御勤之儀被相伺置り付、御差圖次第御案文を

及申受、一首尾申上儀より得若、式日御使に差掛り

り故、飛脚差立り儀若扣居り處、御勤之御伺及相濟、

御案文を及申受右筆差出り付、式日御使便方申上事

り間、此段 總州様被達 貴聞 御女性様方へも可

被申上り、段々御懇之 上意之趣御承知被遊、乍憚

目出度御儀奉存り、右付る若私共を始御役人限 太

守様へ御祝儀申上り間、其元御祝儀之儀若、何分こ

表被申談より可有御座り、右御勤に付る若、御使急

キに申渡差立りこ若不及日積こ若り得共、右段々之

次第若、早く可被聞召上儀り故、今日之御使急キ申

渡、三道中差越申り、此段爲御納得申達り、以上、

〔元元年〕 七月十七日 穎娃左京 樺山主計

鳴津主殿殿

鳴津 左殿

種子嶋彈正殿

比志嶋隼人殿

鳴津 登殿

921 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將

又今年號改元之儀被承之、珍重之由得其意り、紙面之

趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱力キ  
元文元年  
七月十五日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

922  
御札令披見付、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤付、將亦今度年號改元之儀被承之、珍重之由得其意候、紙面之趣及言上付、恐々謹言、

朱力キ  
元文元年  
七月十五日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

923  
吉貴公御譜中  
正文在文庫

猶く何もよろしく申上付へくり、かしく、

六月十六日付にて御ふミ下され付、

公方様 大納言様益御機(ん腕カ)けよく御座なされ、御めてたく

覺しめしり由、しかれ共御同氏大隅守様御不快ニ付、五

月十五日御使者を以、御參勤之御禮仰付られ御事にて、

有かたく覺しめしりよし、右の御禮仰上られりとの御事、

御ふミのとをりよろしくひろう致まいらせり、めてたく

かしく、

朱力キ  
元文元年

松平

上總入道様

御返事

浦尾

八嶋

豊岡

カ

924

吉貴公御譜中  
正文在文庫

猶く何もよろしく申上付へくり、かしく、

六月十六日付にて御ふミ下され付、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御

めてたく覺しめしり由、しかれハ御同氏大隅守様御不快

ニ付、五月十五日御使者を以、御參勤之御禮仰付られ御

御事にて、有かたく覺しめしりよし、右の御禮

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふミのとをりよろ

しくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文元年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

カ

御禮と御座りて御文のやう、御念入まいらせられり  
御事、御満そくニ思しめしり、なにもよく申せとの  
御事ニ御座り、めてかしく、

六月十六日之御ふミ下され披露いたしまいらせり、まつ

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ

一位様御機嫌よくならせられり、御心易思しめし被成り  
へくり、さては御同氏大隅守様御不快ニ付、先月十五日  
御参勤の御禮、使者を以仰上られり御事にて、  
上總入道様有かたく思しめし被成り由、めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

お

松たいら

上總入道様  
御返事  
にて

人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

正文在文庫

猶く何もよろしく申上りへくり、かしく、

六月十八日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度お  
ほし召り由、しかれ共

公方様より五月十六日、御同氏大隅守様御氣色御尋とし  
て、豊岡 上使にて御拜領物被成、そのうへ御懇之

上意のおもむきとも御承知被成、有かたく覺しめしり由、  
右の御禮仰上られたきとの御事、御ふみの通よろしくひ  
ろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

お

まつ平

上總入道様  
御返事  
にて

人々申給へ

豊岡

八嶋

浦尾

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく上總入道様にも御替り被成り御事御座被成  
りハて、めてたくおほしめしり、なにもよく申せと  
の御事御座り、めてたくかしく、

六月廿八日之御ふミ被下披露致まいらせり、

一位様御機嫌よくならせられ、めて度思しめし被成り由、

扱は御同氏大隅守様へ御氣色御尋まし、先月廿五日ニ御  
目ろく之通まいらせられりへハ、御懇の御事、上總入道  
様かたしけなく思召被成り由、御禮と御座りて御文のや  
う、御念入參らせられり御事、御満そくニおほしめしり、  
めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

松たいら  
上總入道様ニて  
御返事  
秀小路  
さくらる

人々御中

うへ松

928 吉貴公御譜中

正文在文庫

返くくいく久しく萬く年もたんくと御めてたさ  
のミといわる入らせられり、いまたあつさもつよく  
御さりま、なを御さハリもあらせられりハぬやう  
にと思しめしり、何も宜御申上被成まいらせりへく  
り、かしく、

御悦と御座りて御文のやう、かたしけなく思しめしり、

まつく

総州様御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思しめしり、

此御地ニても、御揃あそハし御機嫌よく被爲入り、仰被  
進りことく、又三郎様も三月十八日ニハ御中判、御名  
も御あらため被成、御いわるも御するくとすませられ、  
おなし御事ニ御悦ニおほしめしり、

總州様御悦の御事と

姫君様もいかほとかくめて度御悦ニおほしめしり、  
大守様も御着あそハしりて、久くニて御たいめんニて  
ことのほか御満足の御事ニて思しめしり、又三郎様御  
いわるの御時分

公方様

大納言様ハ 上使進しられり、一入御にきしく御い  
わるあそハしり、右之御禮も外ニ御ふミニて仰被進、か  
たしけなく思しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

ひし嶋

単人さま

とみ

嶋津

登さま

岡た

御返事

藤え

929 継豊公御譜中

同年七月二十二日以ニ 上使石丸藤藏(定校)一賜ニ御鷹所捉之雲

雀三十于芝邸<sup>一</sup>、繼豐居<sup>二</sup>疾不能親奉<sup>三</sup>、上旨<sup>一</sup>、以故鳥居伊賀守忠胤代<sup>二</sup>繼豐勤<sup>三</sup>事、委見左、

全上

扣正文在家老座

一 例年之通 御三家様を初其外様は、御鷹之雲雀御拜領之御沙汰有之由<sup>一</sup>、御城坊主より内<sup>二</sup>、御留守居は御順書遣候付、此御方は御拜領之御手當及、先例を以内<sup>三</sup>、申渡、此節老 太守様御病中<sup>一</sup>之御事<sup>二</sup>、右<sup>三</sup>付<sup>四</sup>之 上使御出之儀も有之<sup>一</sup>、御一門様方之内に御名代御頼可被成儀と申談、小野次郎右衛門様へも御相談申上<sup>二</sup>、弥其通可被有之儀と被仰聞<sup>三</sup>、其段達 貴聞、松平隱岐守様・鳥居伊賀守様へ御名代被御頼置、御請合<sup>一</sup>、若御兩所様御差支<sup>二</sup>、御末家之儀<sup>三</sup>、嶋津山城守殿御名代被爲勤儀<sup>一</sup>も可有之哉、御番頭を及當分御勤之儀<sup>二</sup>、右譯を以次郎右衛門様は御相談申上<sup>三</sup>、彌山城守殿可然<sup>一</sup>、萬石以下<sup>二</sup>、若<sup>三</sup>得共御末家と申、當御役付<sup>一</sup>、成程御名代被爲勤可然旨被仰聞<sup>二</sup>、山城守殿は及御名代之儀御頼被仰達、御受合<sup>一</sup>、然處去ル廿二日、

爲 上使御使番石丸藤藏様御出被成筈<sup>一</sup>、御城坊主<sup>二</sup>爲御知申越<sup>三</sup>、隱岐守様御事兩日御不快<sup>一</sup>、右<sup>二</sup>之段伊賀守様へ早速申上、御屋敷に御出御待受被成<sup>三</sup>、故、廿二日八ツ時、爲 上使藤藏様芝御屋敷に御出、雲雀三十御拜領被遊<sup>一</sup>、

一 上使御出之節老、伊賀守様御門地幅外迄御出迎御案内被成、大御書院中段之頭<sup>一</sup>、上使御着座被成<sup>二</sup>、上<sup>三</sup>意之趣伊賀守様は被仰達、御承知<sup>一</sup>、於御勝手之間 上意之趣主計へ被仰聞 太守様へ申上<sup>二</sup>、

一 御拜領之雲雀、先例之通御門地幅外<sup>一</sup>、御馬廻請取之、御玄喚薄へり<sup>二</sup>、御用人相受取、御書院角之間より大藏請取<sup>三</sup>、大御書院御上段に持居 上意之旨伊賀守様御承知相濟、伊賀守様御勝手<sup>一</sup>に御引入之節雲雀持下<sup>二</sup>、太守様御休息之間<sup>三</sup>、御頂戴被遊<sup>一</sup>、御受御禮之儀主計<sup>二</sup>、伊賀守様は被仰達、上使<sup>三</sup>に伊賀守様より被仰上<sup>一</sup>、御床飾其外御手當之儀、先例之通御座<sup>二</sup>、

一 上使<sup>一</sup>に之御料理御断<sup>二</sup>、御熨斗・御茶迄<sup>三</sup>、御立被成<sup>一</sup>、

一 右御拜領付<sup>一</sup>、則日兩 御丸へ爲御禮伊賀守様御登

城不及、御老中様御宅に伊賀守様御廻 太守様より之御禮被仰達相濟申上、若御年寄様方に御禮御使者者大藏相勤、御側衆に老物頭御使者に先例之通相濟申上、

一上使藤藏様に被進物等先例之通相濟申上、

一右に付、公方様 大納言様 一位様に御内證より御禮之儀及例之通相濟申上、

一雲雀御拜領之當日、御役人限御祝儀申上、私共逢申上、

詰中之諸士者當日又老翌日兩日に懸ケ惣出仕に、御帳に相付御祝儀申上、其元之儀及先例之通被申渡に可有之、

一右に付、御一門様方又老御心安御方様被仰入、御披御祝被遊上儀共付、承合譯及、未何分にも相究不申、追、相究御披及被仰付筋に、御披御祝相濟上、節、委細可申越、

一太守様御自身御勤之節、跡々御用御頼之御先手衆御出之儀者無之、此節者御病中御名代之御勤に、故、次郎右衛門様と及御出被成方、被成度旨被仰聞、

此節者先例相替上付御出可然と申談、是又達 貴聞御出上、次郎右衛門様、山村十郎右衛門様御出、

諸事御差引被成上、

右之通首尾克相濟、恐悦至極奉存上、此旨申越上條總州様御女中様方に可被申上、御名代御勤に付、先例に相替上儀者本文に相記上通に、其外之儀者先例之通御座上、次第書者差越不申上、右に付、總州様より 公義之御勤者無之、得共 姫君様に老以御文被仰進先例に御座上、是又被達 貴聞、御文可被差越上、以上、

〔元文元年〕七月廿六日

穎娃左京

樺山主計

鳴津大藏

鳴津主殿殿

鳴津 左殿

種子鳴彈正殿

堀四郎太夫殿

比志鳴隼人殿

鳴津 登殿

吉 貴 公  
 繼 豐 公  
 宗 信 公

自元文元年八月  
 至同 二年六月

追 舊 記 雜 録 卷八十一

正文在文庫

返々いよく御きけんよくいらせられりや、きか  
 せられ度おほしめしり、何もよろしく御申上被成り  
 へくり、かしく、

いまた残暑もつよく御座りへ共、まつく

(島津吉貴)

總州様初させられ御機嫌よく被爲入りや、きかせられ度  
 おほしめしり、こゝ御ほとこても高名輪にて

御前様にも弥御機嫌よく被爲入御事ニ御座り、

(島津繼豊)

大守様にも御き嫌御心よく御座被成御事御座り、

姫君様 御子様方御きけんよく被爲入り、扱ハ四月十五  
 日

大守様御着の御時分、御しうき御もく録のことく進し  
 られ、かたしけなく思しめしり、まことにいく久しくとい  
 わる入らせられり、此よしよろしく御禮御申上被成りへ  
 くり、めてたくかしく、

朱カキ  
 元文元年 八月二日

ひし嶋 準人さま とみ  
 嶋津 登 さま 岡た  
 人々 藤え

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
 獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

(悉)

「元文元年」 八月四日

信祝判

(島津繼豊)  
 松平大隅守殿

信祝

(朱)

「在右裏」  
 松平伊豆守

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐々謹言、

(米)  
「元文元年」  
八月四日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(米)  
「在右裏」  
松平能登守

正文在琉球國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通送給之、入念外段令祝着外、猶期後喜之時外、恐惶不宣、

(米)  
「元文元年」

八月五日 中將繼豊判

謹上 中山王

芳墨合披閱外、去歲福昌寺火事出來、御靈屋 御影堂御位牌殿就燒失、紙面之趣入念儀外、恐惶不宣、

(米)  
「元文元年」

八月五日 中將繼豊御判

正文在文庫

御念入らせられ外御事、御満足ニ思しめし外、誠ニ幾久しく萬々年相替らす御尋まし參らせられ外様ニといわる入らせられ外、なをく 上總入道様かハらせられ外御事も御座被成り外、めて度思しめし外、なにもよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

七月二日御ふみ下され外、いまた残暑ニ御さ外得共、まつく

一位様御機嫌よく成らせられ、御障もあらせられ外ハす外、御心易思召被成外へく外、さやうニ御座外得は、さきのころハ御尋まし被遊外御事までニ 上總入道様へ御目錄の通參らせられ外ハ、かたしけなく思召被成外よし、御禮仰上られ御ふみのやう、披露いたしまらせ外ハ、めてたくかしく、

米カキ  
「元文元年」

あ

秀小路

松平

(島津吉貴)  
上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

櫻井  
植松

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々いかほともよろしく申上りへくり、めてたく

かしく、

七月廿一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様益御機嫌よく御座被成、御めてたく覺しめしりよし、しかれハ先月十九日土用御たつねとしてをくさまへ御もく録之通御はい領被成、かたしけなく覺しめしりよし、御禮仰上られ御ふミの様よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文元年

まつ平

御返事

上總入道様

人々申給へ

豊岡  
八嶋  
うらを

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然者同姓大隅守病氣付、先頃以水野壹岐守、御懇之

同年七月十一日

大樹吉宗公尋問繼豐之疾痾於親屬水野壹岐守忠定若年、蒙懇篤之

台命一、則忠定來于芝邸、一面謁繼豐申達

台命一、故達吉貴之聽、呈上簡牘於江府之執政奉謝之、投奉書一、

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然者同姓大隅守病氣付、先頃水野壹岐守に御懇之上意之趣被承之、難有由得其意り、紙面之通各一覽之事り、恐々謹言、

朱カキ  
元文元年

九月二日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

吉貴公御譜中

上意之趣被承之、難有由得其意、紙面之通令承知、恐く謹言、

宋<sup>カキ</sup>元<sup>カキ</sup>元年  
九月二日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

全上

御念入らせられ御事と、數く御満足思しめし、上總入道様も替らせられ御事も御座被成りはす、めて度思しめし、なにもよく申せとの御事、御さ、めてたくかし、

八月七日の御ふみ下され、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めて度思召被成りよし、さやうに御座り得は

公方様より大隅守様御病氣御やうたひの御事、付、水野壹岐守へ御懇さまの 上意の趣、御國許にて御聞被成、上總入道様も有かたく思召被成りよし、御禮御吹調仰上られ御ふみのやう、披露致まいらせりへくり、めてたくかし、

宋<sup>カキ</sup>元<sup>カキ</sup>元年

秀小路

松平  
上總入道様にて  
御返事  
櫻井  
人、御中  
植松

繼豊公御譜中  
扣正文在家老座

先比以上使 太守様の御鷹之雲雀御拜領被遊り段者其節申越り、御披御祝被遊り儀者承合譯も御座り故、御披御祝被遊り儀者、追る委曲可申越旨申越置り、前(縁須賀宗貞)松平淡路守様御病身なる被成御座り節、御鷹之鳥御拜領被成、御病中御病中(病カ)ながら御名代なる御披御祝爲被成由り付、御留守居申付、彼御方御留守居へ承合させり處、淡路守様長く御病身なる被成御座り付、御披御祝之儀者、御勝手御書院なる御一門様、御心易御方様少く御招被成、淡路守様なる御座へ御出に不及、御名代なる相濟り、右之次第故論とても被仰付不及、御内證向なる輕御祝一通り相濟り旨、御留守居承合申出り付、小野次郎右衛門様・山村十郎右衛門様へ右承合り趣を以御相談申上り處、此御方様御披御祝之儀も淡路守様御方之通なる、御座之間に御一門様又老御心易御方様へ少く被仰入、尤謠に不及御披御祝被成り方

可然旨被仰聞り、御不快之御事り故、御座へ御出に不  
及、嶋津山城守殿御名代ことく、御勤被成可相濟旨、

御兩所様方被仰聞り、段々此節御拜領之御方様も御披

御祝相濟り付、右之趣 太守様達 貴聞、先月廿八日

別紙之御人數被仰入、御座之間に輕御祝被遊 太守

様御座へ御出に不及、都る山城守殿被爲勤、首尾能相

濟申り、次第書并御客様御名書御座飾等爲御見合別紙

三通差越申り、

一 上使石丸藤藏様廿八日御出被成り様こと被仰入りへと

も、御斷に御出無之り故、先例之通雲雀一箱・干鯛・

御樽代新金五百疋以御使者被進り、

一 此跡雲雀御披御祝付る者、御祝之當日 姫君様御部屋

に被仰入、御料理被進りへとも、當分者 太守様御不

快 御守殿に御養生被遊御事り故、此節者於 御守

殿御料理被進、御寄合可被遊旨前以被仰進置、御祝之

當日 御守殿に 姫君様 太守様 又三郎様 菊姫

様御寄合被遊、御客様御同前之御料理被召上り、

一 御祝之當日 御前様へ雲雀一箱・鯛一折・御樽一荷被

進、阿部伊勢守様之奥方様へ雲雀一箱・御肴一折、法

林院様へも雲雀一箱・御肴一折爲御裾分、先例之通被

進り、

一 去ル寅年 太守様へ御鷹之雲雀又者鷹御拜領、御披御

祝之節者御用係御家老兩人被仰付り得共、

總州様御代右躰御祝之節ハ、御用係御家老壹人被仰付、

寅年以前 御當代にも一人被仰付り事而已御座り付、

此節者前々之通御用係御家老壹人被仰付儀と申談、

達 貴聞、御用係大藏に被仰付り、其外御役々之儀者

先例之通爲被仰付事り、

一 御祝之當日首尾能相濟り御祝儀、御役人限御祝儀申上

先例に御座り故、 太守様に御祝儀申上り、其許之儀

先例之通被申渡る可有之り、右付る私共方

總州様 御女性様方へ御祝儀申上不及先例に御座り

付、此節も以書狀御祝儀不申上り、此段爲御納得り、

右之通御披御祝首尾能相濟、恐悅至極奉存り、此旨

申越り條

總州様 御女性様方へ可被申上り、以上、

〔元文元年〕 九月三日 顯娃左京

樺山主計 久初

嶋津大藏 久登

嶋津主殿殿 久寛

943

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可

述外也、

〔朱〕  
「元文元年」

九月七日

吉宗公  
壘印

薩摩

中將殿

944

全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之、遂披露外  
之處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔朱〕  
「元文元年」

九月七日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

945

吉貴公御譜中

元文元年丙辰十月三日 近衛准后家熙公京師華第而薨

樂院、同月九日訃音達于江都芝野、同月中旬達于薩府

大磯館、

946

正文在文庫

御ふみ被下外、京都にて

准后様去ル三日薨去被遊、

一位様いか程御殘多さま思召させられ御事ながら、

御機嫌二障も御座不被遊外、御心安思召被成外へく外、

御機嫌御伺被成御文のやう、披露致まいらせり得老、御

満足さよく申せとの御事御座外、かしく、

〔朱カキ〕  
「元文元年」

〆

松平

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

秀小路

さくらい

植松

947

繼豊公御譜中

扣正文在家老座

今月四日去御方方佐久間九右衛門迄、御手紙ニお私共

に申聞け様こと御内々被仰越り者、明後六日 太守様御病氣爲御尋 上使兩御番頭之内を、御檜重御拜領之御手當有之り由、御内通有之り付達 貴聞、右 上使に付る者此程雲雀御拜領之通、例之上使とハ譯表相替り得る者、表向御勤者 御名代御頼、上意御承知ハ御病中ながら 御直對不被遊りハ不叶筋こも可有御座哉、御内談存り旨委細九右衛門へ申含、則晚去御方へ罷出御内談申上り處、表向御勤者 御名代御頼被成可然り、上使この御菓子御拜領之儀者、御三家様之外者無之、御冥加之御事重儀御座り得る者、御病中ながら御居間この 上使に御逢被成り筋可宜り、先比水野（忠定）壹岐守様に 上意有之御出之節、又者 御守殿に御女中 上使之節表御逢被成、御下屋敷へも爲御保養御越被遊御事り得る者、御病中この表其節之御氣分次第之御事こ者り得共、御床に被成御座りの表、御上下御側に被召置、御逢被成御請被仰上、御名代之御方より御取合せ有之、御座敷之内一二間表御送被成り様有御座度旨、九右衛門に被仰聞り段申出り間、其段申上、弥其通可被遊旨 御意有之、松平（定重）隱岐守様に表向御勤之御名代御内々御頼被置り處、六日之朝御病氣爲御尋 上

使御小姓組御番頭嶋津山城守殿に被仰付り由、御城坊主方最前爲知有之り付、其段達 貴聞、御守殿に表右 上使御給之段御直對之儀を表達 御聽り處、弥上使に御逢被成可宜旨 御意承知仕、隱岐守様へも弥上使御給之段爲御知被仰越、先例之通御手當申渡置り、然處 上使之御方御差替りの、御小姓組御番頭青木（直憲）殿頭様御出之由申來、晝過比 上使縫殿頭様御出被成り、隱岐守様御門地幅外迄御出迎、御書院に御案内、御熨斗・御茶差上、隱岐守様方大隅守病中ながら於居間懸御目 上意之趣承知仕、御請を及可申上り間、御出之段可申聞旨御挨拶有之御引入、御居間に隱岐守様御通 太守様に御對面、早速御書院に 御出 上使御同道被成、御居間に御案内被成り、太守様御支度御熨斗目麻御上下御着用りの、御座下廊下杉戸涯迄御出迎被成り、御拜領之御檜重者、御床涯に備置り、上意之趣、病氣爲御尋檜重拜領被仰付り、大納言様方及宜申せとの 上意御承知被遊、御拜領之御檜重御頂戴、御受御禮被仰上、上使御書院に隱岐守様御案内、太守様最前之杉戸涯迄御送被成り節 上使之御方方表御送御辭退之御挨拶有之り、上使御

書院に御出、御料理御座末迄持出候得共御斷之、御

立之節隱岐守様御差寄、大隅守病中故於居間、上意

承知仕り段御挨拶被成り處、爲入御念御事、御不快被

聞召りより及御快御様子に被成御座、頂上被思召り旨

縫殿頭様方御挨拶有之り、隱岐守様御門地幅外迄御送

被成り、上使御出之節、御立之節罷出り御役、其

外先例之通御座り、

一 上使に於御休息所、太守様御相對被遊り次第、無殘所

御首尾宜御座り間奉恐悦り、委細者御使便に可申越り、

一 太守様隱岐守様、上使御出前以御對面被遊答り處、

上使御出に差掛り御出御逢被成程之間無之り故、右之

通、上使御出後一刻隱岐守様御引入御對面被成り、

其後、上使御案内爲被成儀御座り、

一 御本丸・西御丸に爲御禮御名代隱岐守様御登、城之筈

り處、七已後罷成り故、御老中様方松平右京大夫様御

宅へ隱岐守様御見廻、若御年寄様は若御使者左京、御

衆に若御使者物頭なる御禮相濟申り、

一 上使縫殿頭様に則日御太刀・金馬代、御拜領之御菓子

爲御裾分御有一折被相添、表方御使者を以被進り、

一 上使御給付の、總州様表御内證御勤、且又、御守殿に

御禮被仰進り儀付る若別紙申越り、

一 嶋津山城守殿、上使御給爲御祝儀參上付、今日、上使

御差替有之り儀御尋申入り處、最前自分に被仰付り得

共、御末家故難相動譯を以御斷申上たる事り旨御申聞

り、山城守殿此節はいまた

太守様御逢不被成り、上使に御出り御同役方

太守様御様躰之儀共山城守殿に被仰儀及可有之り處、御

逢不被成りる者、其節御挨拶及難被成答り間、御逢被

成り方可宜と申談、一刻之間於御休息所御逢被成り、

右に付委細者猶又御使便に可申越り、

右之通早々爲可被聞召、且又御勤及御座り付、三道

中態急飛脚を以申上り間、總州様被達、貴間、御

女性様方に可被申上り、右通、上使を以御懇之被蒙

上意、御菓子御拜領被遊段、御首尾能相濟奉恐悦り、

於爰元、翌七日御役人其外詰之諸士御祝儀申上り、

其元御祝儀之儀、何分は表被申談りる可有之り、此

段申越り、以上、

(案) 一元文元年

十月十日

穎娃左京

樺山主計

嶋津大藏

嶋津主殿殿

嶋津 李殿

比志嶋隼人殿

嶋津 登殿

948 繼豊公御譜中

正文在文庫

重陽之 御内書可相渡ハ間、明日五半時 御城ハ家來可  
被差出ハ、以上、

〔元文元年〕

十月廿日

松平伊豆守

松平大隅守殿

949 吉貴公御譜中

同年十月六日爲ニ

大樹吉宗公之 上使ニ青木縫殿助小姓組來ニ于芝邸一、被レ尋ニ  
問繼豊之疾痾一、時拜ニ戴御檜重一組、吉貴在ニ大磯館一聞レ  
之、則呈ニ上簡牘於執政一奉レ謝レ之、投ニ奉書一見ニ于左一、

950 正文在文庫

御札令披見ハ、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤ハ、將

又同氏大隅守病氣爲御尋、以上使御檜重拜領之、從

大納言様及 御詫有之、重疊難有由得其意ハ、紙面之趣

各一覽之時候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

元文元年

十一月廿二日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

951

全上

御札令披見ハ、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤ハ、將

又同氏大隅守病氣爲御尋、以

上使御檜重拜領之、從

大納言様及 御詫有之、重疊難有由得其意ハ、紙面之趣

令承知候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

元文元年

十一月廿二日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

952

〔朱力キ〕

高持成願御格式之事

一高直之儀幼少者に老御免無之事り得共、寄合並以上之儀者、其身幼少に由及、間ニ老人數等差出り御用を及被仰付、御見合を以被召仕儀もり故、幼少に由及高上可被仰付り、右方以下之者幼少に由及有之者ハ、有來り通高上御免被成、勤方無之者都る拾五才も高上御免被仰付り、拾四才迄老高上御免被仰付間數旨、元文元年十一月被相定り事、

953 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々御表よりも御申上被成りへとも、なを又御ふみの趣よろしく何も申上りへくり、かしく、

十月廿八日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度思召りよし、しかれは御同姓大隅守様御病氣御尋として、今月六日 上使青木縫殿頭にて御懇の上意、そのうへ御檜重御拜領なされ

大納言様よりも御懇の御詫之段忝思召りよし、御ふみの趣申あけまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文元年

カ

954

全上

返々御表よりも仰上られりよし、何もよろしく申あけまいらせりへくり、かしく、

十月廿八日付にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度思召りよし、しかれは御同姓大隅守様御病氣御尋として、今月六日 上使青木縫殿頭にて御懇の上意、そのうへ御檜重御拜領被成

大納言様よりも御懇の

御詫之段かたしけなく思召りよし、右之御禮大納言様へ仰上られり御ふみの趣、よろしく申あけまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

カ

全上

なをく何もよく申せとの御事ニ御さけ、めてかし

く、

御ふみ被下披露致まいらせり、まつく

公方様

大納言様御機嫌能被爲成御めてたさ

一位様御機嫌能被爲成り、御心安思召被成りへくり、扱

は大すみの守様病氣御尋被遊、去ル六日

上使青木縫殿頭ヲ以御念比の上意にて御拜領物被成

大納言様よりも御念比の

御錠の趣御いたゞき被成、かつさ入道様重々有かたく思

召被成りよし、御禮被仰上御文のやう、御満足ニ思しめ

しり、めて度かしく、

朱カキ  
元文元年

松平

御返事  
かつさ入道様

人々御中

秀小路

さくらい

植松

お

継豊公御譜中

正文在文庫

猶以箱肴可被差上り、以上、

明十一日五半時登

城、病後之御禮可被申上り、以上、

〔元文元年〕十二月十日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

全御譜中

繼豊頃日病得「小瘥」、故同年十二月十一日登レ營獻ニ箱

肴一、而奉レ謁ニ

吉宗公

家重公、家老島津大藏久春久絶・頼娃左京久周亦有レ所レ獻、

委見レ左、

全上

扣正文在右筆所

私參府仕り節考、召連り家來如何

御目通罷出り儀奉願り得共、私病氣ニ付參府之御禮以使

者献上物差上り故、別紙之通得御差圖り處、私登 城之

節ニ至可相伺旨被仰渡置レ、病氣未全快不仕レ得共、少

々快方罷成レ故、御序之節

御目見之願申上置レ、然者家來之者

御目通罷出差上物之儀如何可仕レ哉、御差圖被成可被下

外、以上、

(卷) 「元文元年」 十一月

御名

(卷) 「御附札」

家來 御目見ニ不及レ、差上物者病後之御禮申上レ日、

御納戸へ納レ様可被致レ、

全御譜中

扣正文在家老座

太守様御登 城之儀被仰込置レ段々、先便申越通レ處、

昨日御老中様以御奉書、明十一日五半時御登

城被成、箱肴御獻上可被成旨御承知、十一日六半時御

屋敷御出御登 城、御黒書院に 公方様 大納言様出

御、御獻上之箱肴被相備、御目見御禮之節御名計御

奏者番主水正様被相唱、本田中務(多)(忠)太輔様(忠)御取合せ有

之、此時 上意、長々病氣快レの様子も不相替レ、先

様緩々と養生可有之と之 上意御承知被遊、御禮被仰

上御退去、直 西之丸に御登 城、御奏者番戸田越前(忠)

守様へ被調、御獻上之箱肴被差上 兩御丸共萬端御首

尾能相濟レ、御支度段々御聞合之上御鬨斗目御半切被

爲召レ、御下直櫻田御屋敷へ御入、御膳被召上、御老

中様方に御見廻一通り之御口上被仰達、別紙之通御口

上書御留守居方御取次へ相渡レ筋被仰付レ、若御年寄

様へ者御使者主計、御側衆に者御使者物頭に御禮相

濟申レ、

一今日者於 御黒書院、松平信濃守様へも此内御病氣(鍋島宗茂)

に參勤之御禮、其外御勝手方家督初る之御禮御受被遊

たる由レ、此段者爲御存レ、

一御家老 御目見之儀、今月三日便申越レ通、以御書付

被得御差圖置レ處、去ル八日松平伊豆守様方御留守居

被召呼、右書付御付札に、家來 御目見ニ不及レ、

差上物者病後之御禮被申上レ日、御納戸へ納レ様可被

致旨被仰渡レ付、今日大藏・左京 御城に罷上、

公方様へ獻上之御太刀・御馬代・紗綾二卷、 大納言様

へ獻上之御太刀・御馬代銀 兩御丸共ニ差上、首尾能

相納申レ、右付御老中様・若御年寄様方へ大藏・左京

御太刀・馬代持參に御禮申上レ、

右之通早々爲可申上、三道中極急飛脚差立り、道中

雪強所有之由相聞得り付、陸路迄こゝるハ相滞り儀も

可有之と申談、海手飛脚をも差立、同案を以此段申

越り間、總州様被達、御聽、御女中様方江可被申

上儀者可被申上り、今日者天氣も能萬端無殘所御首

尾能御登、城相濟奉恐悦り、緩々御保養被遊り様と

上意御承知被遊り付る者、御心靜猶又御保養御全快

可被遊と重疊奉恐悦り、御歸館以後御機嫌何ぞ御障

不被遊御座、目出度御儀奉存り、右付の

總州様御勤之儀共ハ得と相調、近日御使ニ可申上り、

爰ニ御役人・詰中之諸士御祝儀申上り、

總州様御女中様方へ私共ハ御祝儀之儀者、是亦御使

便ニ可申上り、此段者爲御存り、以上、

〔元文元年〕 十二月十一日

穎娃左京 樺山主計

嶋津大藏

嶋津主殿殿

嶋津 全殿

堀四郎太夫殿

比志嶋隼人殿

嶋津 登殿

960 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

〔元文元年〕 十二月十五日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

961 全上

返々々ことのほかかんしもつよく御さりまゝ、なを

御障りもあらせられりハぬやうにとおほしめしり、

何もよろしく申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

寒中御見廻と御座りて御文のやう忝思しめしり、仰被進

りことく、ことのほか寒しもつよく御さりへ共、まつく

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリもあらせられ

す御事きかせられ、かすく御めて度思召り、此御地ニ

ても御揃あそハし御機嫌よく被爲入り御事ニ御さり、扱

ハ寒中の御左右きかせられ、御もく録のことく被進、か  
たしけなく思しめしり、此よしよろしく御禮御申上被成  
りへくり、めてたくかしく、

宋カキ  
元文元年 十二月十六日

ひししま  
隼人さま  
とみ  
つほね  
鳴津  
登さま  
御返事  
藤ゑ

962 全上

思しめしり、此よしよろしく御申上成まいらせり、  
返く御老中まハリもすませられり、御歸<sup>シレス</sup>御き  
けんよくいらせられり、

總州様方たひく御ていねいにおほせ進しられり、  
かたしけなくおほしめしり、高名輪こてもことのは  
かの御悦におほしめしり、こゝ御ほとこてもおなし  
御事ニ御悦におほしめしり、何もよろしく御申上成  
まいらせり、めてかしく、

御悦之爲おほせ進しられり、時分柄ことのはか寒しこて  
御座りへ共、まつくそこ御ほとこて

總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度おほしめしり、

こゝ御ほとこても

御前様も御機嫌よく被爲入  
大守様

姫君様 御子様方も御機嫌よく被爲入御事御座り、  
大守様御機嫌よくならせられり、當月十一日ニハ  
御登城あそはし萬事御しゆひよくすませられり、  
公方様より御懇の

上意共こて、かすく御めて度御悦におほしめしり、御  
きけんよく御登城もあそはしり御事、御満足におほしめ  
しりハんとおなし御事ニ御悦と思しめしり、夫ニ付此御  
もく録のことくわざと御いわるあそはしりて進しられ  
り、まことにいく久しくとの御事こて、めてたくかしく、

宋カキ  
元文元年 十二月十七日

ひし嶋  
隼人さま  
とみ  
岡た  
鳴津  
登さま  
人々  
藤ゑ

963 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御

仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「元文元年」十二月十八日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
「在右裏」  
本多中務大輔

964

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全之御儀外  
間可御心易外、隨ゝ鯛一箱被獻之外、各申談遂披露候處  
一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力半  
元文元年 十二月廿二日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

965

全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様御機嫌被相同之外、益御安全御儀外間  
可御心易外、隨ゝ鯛一箱被獻之外、遂披露外之處一段之

御仕合外、恐々謹言、

朱力半  
元文元年 十二月廿三日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

966

繼豐公御譜中

正文在文庫

蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合  
外、恐々謹言、

十二月廿三日

乘賢判

松平大隅守殿

松平能登守

乘賢

967

全上

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲本多中務大輔  
可述外也、

(朱)  
「元文元年」十二月廿七日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

968 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之御祝儀

大納言様口御小袖一重以使者被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷) 「元文元年」

十二月廿七日

本多中務大輔  
忠良判

松平大隅守殿

969 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷) 「元文二年」

正月七日

乘邑判

松平大隅守殿

(卷) 「在口裏」  
松平左近將監

乘邑

仕合外、恐々謹言、

(卷) 「元文二年」  
正月七日

乘賢判

松平大隅守殿

(卷) 「在口裏」  
松平能登守

乘賢

971 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷) 「元文二年」  
正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

972 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御

朱力<sup>キ</sup>  
元文二年 正月十一日

松平能登守  
乘賢判

975  
継豊公御譜中  
正文在文庫

吉書

全上

御札令披見<sup>ハ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將

又舊冬從

公方様御鷹之鷹妻女拜領之、難有由得其意<sup>ハ</sup>、紙面之趣

令承知<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup>  
元文二年

正月十一日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

976  
全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之<sup>ハ</sup>、遂披露<sup>ハ</sup>處一段之御仕合<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

(卷)  
「元文二年」

正月十一日

乘邑判

元文二年正月十一日 繼豊御判

974  
全上

御札令披見<sup>ハ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、將

又舊冬妻女御鷹之鷹拜領、難有由得其意<sup>ハ</sup>、紙面之趣各

一覽之事<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup>  
元文二年

正月十一日

松平上總入道

松平左近將監

乘邑判

977  
全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之<sup>ハ</sup>、遂披露<sup>ハ</sup>之處一段之御仕合候、恐<sup>ク</sup>謹言、

松平大隅守殿

(卷)  
「在口裏」

松平左近將監

乘邑

〔元文二年〕 正月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔朱〕  
〔石口書〕  
松平能登守

宗信公御譜中

正文在文庫

吉書

天福和合樂地徳皆圓滿

君か代の久しかるへきためしにハ

兼てそ植し住吉のまつ

〔朱〕  
〔元文二年〕 正月吉日 又三郎忠顯判(花押 No.4)

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御表よりも仰上られりへとも、なを又おほ  
せ上られりとの御事、何もよろしく御さた申上りへ  
く、めてたくかしく、

十二月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御め

て度覚しめし由、しかれば先月十一日御鷹の鷹、おく

さまへ御拜領被成りて、ありがたくおほしめしりとの御

事、右之御禮

大納言様へ仰上られたきよし、御ふミのとをりよろしく

ひろう致まいらせり、めてたくかしく、

〔朱〕  
元文二年

松たいら

上總入道様

御返事

人々申給へ

豊岡

八嶋

浦尾

全上

なをく御表よりも仰上られりへとも、なを又おほ  
せ上られたきとの御事、何もよろしく御さた申上り  
へく、めてたくかしく、

十二月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御め  
て度おほしめし由、しかれば先月十一日御鷹の鷹おく  
さまへ御拜領被成りて、ありがたく覚しめしりとの御事、

右の御禮仰上られり御ふミのとをり、よろしくひろう致

まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

お

松たいら  
上總入道様  
八嶋

御返事  
人々申給へ  
浦尾

981  
吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

老舊冬、徳川刑部卿殿被執前髪外段被承之、目出度被存

由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐く謹言、

朱カキ  
元文二年  
正月十三日

松平上總入道

松平左近將監  
乗邑判

982  
全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然

老舊冬、徳川刑部卿殿被執前髪外段被承、目出度被存由

得其意外、紙面趣及言上外、恐く謹言、

朱カキ  
元文二年  
正月十三日  
松平能登守  
乗賢判

松平上總入道

983  
吉貴公御譜中

正文在文庫

此よしよろしく御ひろう御申上被成まいらせりて、

よくく申せとの御事ニ御座外、返く 又三郎様

もことのほか御成人あそハし外、御をとなしく御留

すあそハし外御事御さり、はるになりこゝ御ほとハ

さシレスくシレスの雪一入シレスつよく御さり、いよく御さハ

りも御座なく外や、きかせられたくおほしめし外、

何も宜御申上まいらせりへくり、めてかしく、

申せとの御事にて御さ外、春になりまいらせり、ことの

ほか餘寒もつよく御座外へ共、まつくその御地にて

總州様初られ御機嫌よく被爲入り外や、きかせられ度おほ

しめし外、こゝ御ほとは高名輪にても

御前様御機嫌よく被爲入

太守様御機嫌もかハラせられ外御事も御座不被成り御事

ニ御さ外、

繼豊公御譜中  
扣正文在家老座

姫君様 御子様方も御機嫌よく被爲入御事ニ御さり、扱  
は正月廿五日ニハ御天氣もよく

姫君様 御本丸へ御年禮の御登城あそハしり、 菊姫様

こも御同道にていらせられり、

公方様御初御機嫌よく御たいめんあそハしり、御にき

くしく御いわる被成り、 菊姫様ニハ御そて留被成り

て、御歸り被成御事御さり、それニ付此御はこの内りん

す

公方様菊姫様御はいりやうなされり、御すそわけなさ

れたさ、

總州様に菊姫様より進しられり御事ニ御座り、

姫君様宜御とくけましなされ被進りやうにと、御たの

みまし被成り御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

ひし嶋

隼人さま

嶋津

登さま

人々

とみ

岡た

藤え

お

一薩隅日之産物しらへ下書相濟り付、十二月廿七日丹羽

正伯老(前總)に彌一兵衛致持参り處被請取置り、追り彼方

挨拶可有之旨承り段申出、大藏承置り處、翌正月九日

正伯老より、産物しらへ之儀ニ付る御用り間、相良彌

一兵衛差越り様こと申來り付差越り處ニ、先達る差出

り三冊之帳面下書ニ、繪圖註書之譯合星をかへ、且又

しらへ之趣左之通押札ニ被相渡り、此下書帳別紙ニ

有、

〔○〕此印之方繪圖ニ被成、其形、色合、大小、時節等

之譯、草木類者華實莖葉までも委細註書御添可被成り、

〔△〕此印之方者右之通委細註書御添可被成り、繪圖ニ

者不及り、印無之分者是迄之通、重る之帳面者美濃紙

豎之二ツ折書物のことく御仕立可被成り、

但繪圖之分者紙片表ニ一色ツ、御認、別帳ニ可被成

り、

但本帳ニ及名をハ書載、上ニ繪圖有と書付可被成置

り、

一右ニ付正伯老より彌一兵衛に被申聞りハ、右合星之通

こゝろ繪圖註書別る數多有之、手問取ニ可相成事り間、

右合星品之内、江戸ニある何と唱候物之由相知り分者致

吟味可書出外、左外ハ、於彼方表被遂吟味、相知外分  
 老江戸ニある何と唱外段、腰書ニ相記外ハ、其分ハ繪  
 圖註書ニ不及旨承外付、於江戸唱外名段ニ相糺、正伯  
 老ハ差出外處ニ、於彼方しらへ之上合屋之内過半相減  
 外、右江戸ニある唱名書帳別冊有、

全上

扣正文在家老座

覺

産物しらへ下書帳丹羽正伯老差圖之通相調、舊臘廿八  
 日正伯老ハ持參仕、正月九日繪圖註書之差圖有之、同  
 十七日猶又罷越、委細申達落着有之、熟談相濟左ニ申  
 上外、

一品數多外故、同國之内ニある及同品唱之違ニある、二重ニ  
 書載外儀表可有之外、於國許相糺可差除外、右之外ニ  
 及似寄外類、疑數不書出品表有之外間、此儀も於國許  
 致吟味、他國ニ無之品と心付外者、繪圖或註書可致旨  
 相違外得ハ、勘弁次第如何様ニ成共致外様ニと承外、

但繪圖并註書之差圖有之品ニある及、二重之分表被差  
 除替外、品ニより難被書載物表有之外ハ、繪圖

註書差圖之有無ニ不限被差除外の及不苦外、於御  
 國許何分ニ及御吟味被成安キ様、正伯老へ猶又申  
 達外及、此度老清書之しらへニ得老増減可有之  
 外、後日ニ不審不相掛筋ニ申達外處、成程其通可  
 有之旨承外、

一帳面美濃紙類ニある書物のことく一國ツ、三冊ニ相調、

繪圖帳者一冊にして繪圖一通りにて相濟外、

一繪圖之調様者、紙片表ニ一色書載、其名を口ニ相立、

片裏ニ老註書を書載外、

一繪圖有之品者、本行之片書繪圖有と相記、註書者本行

ニ一字下ケ之腰書ニ相記外、

但一品を幾色ニある及唱外ハ、本行之下ニ其唱を相

記外、

一薩州ニある繪圖并註書之品、隅州・日州ニある及同品有之外  
 あり唱相替外ハ、本行之下ニ薩州ニある何と相唱外旨  
 書記、繪圖并註書前條之通片書等ニ相記外、繪圖註書  
 無之品、唱之替り有之外ハ、薩州ニある何と唱外旨  
 本行之下ニ是表相記外、

一繪圖并註書之差圖有之品ニある及、江戸ニある之唱相知外  
 分ハ、江戸にてハ何と申外旨本行之下ニ相記外ハ、

繪圖註書ニ不及ハ、

但 繪圖并註書之差圖有之ハ分則吟味仕、江戸ニ有之  
唱相知り品及有之、正伯老入内見、弥繪圖并註書  
ニ不及旨承ハ、

一 産物帳并繪圖帳扣之儀及本帳同前之調方ニ有何方及有  
之ハ、右調方ニ付ハ、松平兵部太輔様より被差出ハ  
帳面、日高十左衛門・松下助五郎ハ見せ置申ハ、

一 産物帳清書ニ通り、繪圖帳及清書ニ通り被仰付、繪圖  
帳之註書ハ別紙下書ニ有被差越、於江戸書入ハ様ニ被  
仰付度御座ハ、

但 江戸ニ有少之譯若相替ハ儀及可有之ハ間、かりと  
ちニ有被差越度奉存ハ、

一 當五月中清書并繪圖帳被差出、繪圖并註書之吟味不相  
濟分ハ、追ハ可書出旨相記、兩度ニ被差出ハ有及不苦  
ハ、併一ヶ月共之違ハ、相揃被差出可然由承ハ  
間、則答仕ハ、遠國之儀在、端々迄及相改ハ故、何  
比可差出儀難計ハ、随分急キ何とそ夏中ニ及差出ハ様  
可相成哉と申達ハ得者、其通可有之由承ハ、

但 乍此上遠國故延引及可有之旨申達置ハ、  
一 西國筋御國持様方不殘承合ハ處、清書相濟ハ分ハ、松

平大炊頭様迄ニ有、其外様ハいまた不被差出ハニ付、  
正伯老より催促有之ハ、

一 正伯老ニ有脇方より被差出ハ帳面見せ被申ハ、入念ハ  
仕立ニ有書物ニ成合ハ手跡ニ有御座ハ、

一 右之通被差出ハ時節之儀及、正伯老ハ申達置ハ得共、  
萬一被差急儀及難計ハ間、しらへ方清書共ニ早ク相濟  
ハ様被仰付、出來次第早ク爰元ハ被差越ハ筋ニ御座有  
度奉存ハ、左ハ、被差出ハ時節之儀及、脇方を及承  
合可申上ハ間、御吟味次第其節可被差出儀奉存ハ、以  
上、

〔元文二年〕 正月廿日

相良彌一兵衛

986

宗信公御譜中

扣正文在家老座

御目見願之儀付、別紙之通留守居廻狀ニ有承ハ旨、相良  
〔卷〕本文并別紙三通達 實聞候處、弥御願被仰上候様可申越旨御意候、以上、  
彌一兵衛申出候、猶又委細之儀小野次郎右衛門様御方ハ  
二月廿二日

御尋申させハ處、是又別紙之通次郎右衛門様御用人より  
書付遣候、右付ハ 〔尾岸宗信〕 又三郎様御事、先年

〔藤原經家、竹惣〕 姫君様御同道ニ有 御登城 御目見及爲被遊御事ハ  
ハ、与屹 御目見之願被仰出ニ者及間數ハ共、いつれ

御内意を以 御目見御願之儀者、御用番様に被仰出方入

御念ひ御事候間、御内意之御書付、次郎右衛門様ニ五三

月中被仰出方可宜ひ、御目見之儀付の者、段々被仰渡

趣も御座ひ得共、入御念過ひ方ニも可然ひ旨、御案文

御調可被下由去御方被仰聞、別紙御案文之通被遣ひ間、

姫君様

太守様ニ表達 貴聞、別紙御内意書差越申候條被達 貴

聞、何分ニも御意之趣可被申越ひ、三月中トハ被仰聞ひ

得共、其以後ニ相延候も不苦段表被仰聞候付、其御方

方御到來次第被差出ひ、時節之儀者御相談申上ひ様可仕

ひ、此段申越ひ條無延引何分ニも可被申越ひ、御内意書

壹通・其外貳通差越申ひ、以上、

二月三日

(米) 願娃左京

嶋津大藏

(米) 嶋津主殿殿

嶋津 左殿

(米) 御返答朱書

本文并別紙三通達 貴聞ひ處、弥御願被仰上ひ様可申越

旨 御意ひ間、御案文之通小野次郎右衛門様ニ五御内意

可被仰上ひ、時節之儀者何分ニ表於其許御願被遊ひ筋被

仰達方可有之、御願書御案文壹通相返しひ、外貳通之

寫者留置申ひ、以上、

二月廿五日

(本文書八九六号文書ノ行間朱書ナリ)

同姓又三郎儀去々卯二月十三日大奥に奥方被参り節、又

三郎表一所ニ罷出 御目見仕、拜領物被仰付ひ、其刻私

儀表登 城仕、於御表御禮申上ひ、又三郎儀當年十歳ニ

罷成ひ、表立初る之 御目見可奉願ひ哉、御内意相同ひ、

何分ニ表御差圖被成可被下ひ、奉頼ひ、以上、

三月

(島津精意) 御名

吉貴公御譜中

去歲元文元年丙辰十一月十五日

(標町) 今上皇帝神皇正統記御神皇正統記白吉忠公之女入

内之禮成矣、吉貴在國聞之、呈使翰於東武江府在動

節奉賀之於

大樹吉宗公及

亞相家重公、因執政被投奉書、

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊冬

女御入 内相濟外段被承之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力平  
元文二年 二月三日

松平上總入道

松平伊豆守  
信祝判

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

老舊冬

女御入 内相濟外段被承之、目出度被存由得其意外、依之被差越使者外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力平  
元文二年 二月三日

松平上總入道

松平能登守  
乘賢判

去歲十二月十一日繼豐參府之後、始應徵登營、以

尋三問病中之安否、奉禮謝

大樹吉宗公 亞相家重公、獻御箱着於

兩公、時於黑書院、拜調

兩公、被蒙懇篤之台命、且登西城亦奉謝之退出、家老島津大藏久純・頼娃左京久周共登營、獻上紗綾二卷・御太刀一腰・馬代銀一枚充於

吉宗公、御太刀一腰・馬代銀一枚充於

家重公退去、前件達于薩府大磯館、吉貴聞之則呈簡牘於執政奉謝之、投奉書、

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然老同姓大隅守儀、舊臘十一日登城外處 御目見被仰付之、其上御懇之上意、難有由得其意外、紙面之趣各

一覽之事外、恐々謹言、

朱力平  
元文二年 二月四日

松平上總入道

松平伊豆守  
信祝判

994 御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、然  
者同姓大隅守儀、舊臘十一日登 城り處 御目見被 仰  
付之、其上御懇之 上意、難有由得其意り、紙面之趣令  
承知り、恐々謹言、

朱カキ  
元文二年 二月四日

松平上總入道

松平能登守  
乘賢判

995 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々御表よりも御禮仰上られりへとも、なをまた  
御ふみのやう、何もよろしく申あげまいらせりへく  
り、かしく、

正月二日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度思召りよし、  
しかれば御同姓大隅守様舊臘十一日御登 城被成り處、  
公方様 大納言様へ 御めミへ仰付させられ、そのうへ  
御懇之 上意御蒙り被成り事、御てまへ様こをゐて有か  
たく思召りよし、右之御禮仰上られり御ふミのおもむき、

よろしく申あげまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

浦尾

豊岡

八嶋

996 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々御表よりも御禮仰上られりへとも、なをまた御  
ふみの様、何もよろしく申あげまいらせりへくり、  
かしく、

正月二日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様益御機嫌よく御座なされ、御めて度思召りよし、  
しかれば御同姓大隅守様舊臘十一日御登 城被成り處  
公方様 大納言様へ 御めミへ仰付られ、そのうへ御懇  
之 上意御蒙り被成り段、御手前様江崎之も有かたく思召り  
よし、右之御禮 大納言様 仰上られり御ふミのおもむ  
き、よろしく申あげまいらせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

吉貴公御譜中

正文在文庫

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

披露致まいらせりへは、御念入まいらせられり御事、  
かすく御満足ニ思しめしり、何もよく申せとの御  
事ニ御さり、なをくめてかしく、  
御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌能被爲成、御めてたさ、  
一位様御機嫌能被爲成り、御心易思召被成りへくり、扱  
は舊冬十一日は 大すミの守様御登 城被成り處、  
公方様 大納言様は 御目見仰上られ、御念比の 上意  
御いたゞき被成りぬ、かつさ入道様にも難有思召被成り  
由、御禮被仰上御ふミのやう、めて度かしく、

朱力キ  
元文二年

ふ

秀小路

吉貴公御譜中

正文在文庫

松平

かつさ入道様

御返事  
人々御中

さくらい

うゑ松

進しまいらせり、御めてたくそんしシレスとなくおほし  
めしり、なをいく久しくといわい入らせられり、此  
よしよろしく御申上られり、返くいまた餘寒もつ  
よく御さりへとも、御きけんよくいらせられり御事、  
御めて度思召り、何もよろしく申せとの御事御さり、  
かしく、

年始の御祝義と御座りて、御ふミのやう、仰被進りこと  
く、此春の御めてたさ、おなし御事といわぬ入らせられ  
り、まつく

總州様御機嫌よく被爲入御年重られ、御にきくしく御  
いわるあそハしり御事、かすく御めて度思召り、こゝ  
御ほとこても、高名輪にて

御前様御機嫌よくはるに御移りあそはし、

大守様ハしめさせられ、御きけんよくはるを御むかへあ  
そはし、御にきくしく御いわるあそハしり、初る年始

吉貴公御譜中

正文在文庫

御ふミ被進りニ付、御もく録の通進しられり、かすくめて度かたしけなく思しめしり、まことにいく久しく萬く年もといわる入らせられり、此はるハ、御使者(采息)藤右衛門にて、御年始の御しうき、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年 二月四日

ひししま 嶋  
隼人さま 津  
登さま  
御返事 藤え

とみ 岡た

6

吉貴公御譜中

正文在文庫

近衛大納言(内館)様御縁組御首尾よく相濟せられりニ付、先此は御しう義おほせ上られ、數く御満足におほしめしり、こなたよりも御しう義までに、此御もく録の通上總入道様へ参らせられり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松たいら  
上總入道様にて  
人々御中  
植松

秀小路 櫻井

6

誠くく幾ひさしく萬々年も御長久御はん昌あそはし、御めてたさのミまいらせられり様こと祝入せられり、

上總入道様にも替らせられり御事も御座被成りハすり御事、めて度思しめしり、なにもよくく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御さり、まつく一位様御機嫌よくならせられり、御ころ易思召被成りへくり、さやうニ御座りへハ、此度京都にて

返くく何も御序よろしく御さた致まいらせり、かしく、

二月五日付にて御ふミ下されり、公方様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度思召りよし、しかれば年頭御祝儀として、正月七日御召仕澤田御さし上り處

御めミへ 仰付させられ、そのうへ上意蒙り、御料理被下り御事、有かたき仕合ニ思召りよし、右之御禮仰上られり御ふミの趣、よろしく申あけま

1003

一信證院様御方并五萬石方御銀物奉行方に名寄帳差上、  
(綱貫御室、江田氏)  
(朱)「雜抄中」

いらせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

や嶋

浦尾

1001

繼豊公御譜中

元文二年丁巳二月十三日

吉宗公使松平嘉兵衛

御使

賜御鷹所に捉之鶴一羽於芝第一

也、鳥居伊賀守忠胤代に繼豊に勤事、

1002

全上

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡外間、明日五半時

御城に家來可被差出外、以上、

(朱)  
「元文二年」

二月廿日

本多中務大輔

松平大隅守殿

1004

繼豊公御譜中

正文在文庫

明十五日例月之御禮無之外間、不及登 城外、以上、

(朱)  
「元文二年」

三月十四日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

1005

繼豊公御譜中

扣正文在右筆所

私儀今年御暇年ニ御座外處、病氣今以全快不仕外付、御

禮日出仕不奉願外、然者當四月國許に之御暇被下置外

及、只今之躰ニ有者長途之旅行難仕外、尤橘宗仙院及於

爰元得と養生仕外様ニと申事御座外、依之可罷成儀御座

外者、致滯府養生仕度外間、滯府之儀先達而奉願候、以上、

(卷) 元文二年 三月十六日

(島津總覽) 御名

右小野次郎右衛門様を以御用番本多中務大輔様被差出外處、御請取被置外由、當日大藏殿被仰聞外、

(卷) 御附札

願之通滯府可被致外、

(卷) 「此則日御留守居被召呼、右御渡被成外、依之翌早朝小野様ニ而本多樣迄ニ御禮被仰上外」

1006 吉貴公御譜中

同年三月十六日繼豐頃年苦疾痾、雖然朝覲禮固有期故、去年丙辰四月強疾至于東武、意念縱令賜今年歸國之暇、未能即長途之旅行矣、因上書稟留在于東武養病、今日被許之、

○太祖忠久、承久三年辛巳七月十二日補越前國守護職、此時二男周防守忠綱、爲守護代住彼國、因稱越前島津也、其子周防守忠行弘安二年移封補播州下掛保地頭職、子孫世併領同國布施郷、至左近將監忠長、忠長天文三年八月二十六日戰死於播州朝日山、爾來

絶嗣二百有餘年、唯系圖文獻傳藏薩府官庫、即今年三月十八日令吉貴之二男末川壯之助三人或天亡或爲中越前島津之後嗣上、附與系圖文獻許多卷及采地壹萬石、改稱島津壯之助後號周、且與宅地於鼓川矣、繼豐依疾淹留於東武、故吉貴代之召于大磯館、口自命之、所與印章在繼豐譜焉、

1007 吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

太守様御名代從 總州様壯之助殿に、御直御意被遊外趣者、御元祖之御二男周防守忠綱家中絶候故、右家壯之助殿に相續被仰付、高壹萬斛被下外、一所之地及重而可被下外、居屋鋪者御用屋敷を被下外、以上、

元文二巳三月十八日

1008 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、  
公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿日  
公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤候、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐、謹言、

元文二年 三月十九日

松平上總入道

本多中務大輔 忠良判

越前島津氏十六代忠紀幼名壯譜中

夫當家元祖周防守忠綱者

島津太祖豐後守忠久公二男也、承久三年辛巳七月十二

日 公補越前國守護職、忠綱爲守護代、住彼國、

故稱越前島津一矣、昵近鎌倉

將家、佳名顯然于東鑑、其子周防守忠行弘安二年

補播州下揖保地頭職、移其地、子孫世々領下揖保及

同國布施郷、至左近將監忠長、忠長天文三年甲午八

月二十六日戰死於播州朝日山、以來以來絶後、

餘歲于茲、雖然幸系圖文獻許多卷藏在薩府官庫一矣、

是以元文二年丁巳三月十八日 吉貴公代 太守繼豐

公公依綱稱爲守東有命與廢繼絶、附與系圖文獻於二

男忠紀、兼令續越前島津家之名跡、賜采地壹萬石

及鼓川宅地薩府城下四千、八百七十三坪、於是歇末川號稱島津氏、

有允容一用二十文字家紋、家格連名列島津善次郎久

門上也、

1010

太守樣御名代從

總州樣壯之助殿に、御直御意被遊外趣考、

御元祖之御二男周防守忠綱家中絶候故、右家壯之助殿に

相續被仰付、高壹萬斛被下外、一所之地表重可被下外、

居屋鋪老御用屋敷を被下外、以上、

元文二巳

三月十八日

1011

○同日於須磨方賜替之紋、於壯之助、見于左、

1012



替御紋

右從 於須磨樣被進候、

元文二年丁巳三月十八日

1013 同月二十日 繼豐公賜<sub>二</sub>采地壹萬石之印章於壯之助<sub>一</sub>也、

且同日以<sub>二</sub>國老 島津大藏久春・島津丕久豪・樺山主計久初・穎娃左京久周花押之證書<sub>一</sub>授<sub>二</sub>與<sub>一</sub>越前島津家古系圖

三卷 每卷一通

繪旨 口宣一卷 都四通

尊氏公

義詮公

義政公感狀一卷 都十通・諸文書一卷 都十通・諸文書一卷 都十通・諸

一見狀一卷 都七通・證判物及起請文一卷 都式通・赤松圓心一見狀

一卷 都十通於壯之助<sub>二</sub>也、共見<sub>二</sub>于左<sub>一</sub>、

1014 高壹萬石

右其方事就越前嶋津家跡相續宛行之早、委曲家老中可演說之條、全可令領知者也、仍如件、

元文二年三月廿日

繼豐(花押 No.1)

嶋津壯之助殿

1015 覺

一越前嶋津家古系圖

三卷

一繪旨口宣

一卷

一尊氏公 義詮公 義政公御感狀一卷

一諸文書

一卷

一諸一見狀

一卷

一證判物并起請文

一卷

一赤松圓心一見狀

一卷

右七行雖被納置于官庫、此節御方事 總州様乍御二男、

依越前嶋津家跡相續被附與之早、全可有箇藏之狀如件、

元文二年三月廿日

穎娃左京

久周(花押 No.5)

樺山主計

久初(花押 No.6)

嶋津 丕

久豪(花押 No.7)

嶋津大藏

久春(花押 No.8)

朱カキ 在三ノ字之通

嶋津壯之助殿

1016

元祖忠綱法名號<sub>二</sub>道阿<sub>一</sub>、齊<sub>二</sub>嚴親忠久公<sub>一</sub>時衆宗也、自

忠綱<sub>二</sub>至<sub>一</sub>忠長<sub>二</sub>十五代<sub>一</sub>、其中不<sub>レ</sub>詳<sub>二</sub>卒日法號<sub>一</sub>亦多焉、以

故同年三月二十日國老比志島範房奉<sub>レ</sub>命令<sub>二</sub>之於寺社官、

寺社官傳<sub>二</sub>之於淨光明寺足下壽門<sub>一</sub>、壽門讓<sub>二</sub>定忌日<sub>一</sub>追

1017

論<sup>シ</sup>法號<sup>ス</sup>、而應<sup>レ</sup>安<sup>ニ</sup>同會<sup>ノ</sup>之一牌<sup>ヲ</sup>於淨光明寺、乃寄<sup>ス</sup>附祠堂  
白銀二十三枚二兩二錢四分也、事詳<sup>ニ</sup>于左、

寫

寺社奉行に

銀壹貫目

右者今度越前嶋津家壯之助殿御相續付、別紙名書之通越  
前家代々之位牌、此節淨光明寺に安置被仰付、爲詞堂銀  
右之通壯之助殿より寄附<sup>レ</sup>間、月忌・五節句・朔望・盆・  
彼岸佛餉等被差上、忌日不相知分者、月忌之佛餉法樣<sup>々</sup>  
可有<sup>レ</sup>之外間法式之通被致、且又法名不相知方ハ此節法名  
相考、可被致改名旨可被申渡<sup>レ</sup>、左<sup>レ</sup>の改名等相濟<sup>レ</sup>首  
尾被申出<sup>レ</sup>者、詞堂銀者此方より直<sup>ニ</sup>淨光明寺に可相渡  
外、尤添狀等被相附儀<sup>ニ</sup>ハ、先例之通首尾可被致<sup>レ</sup>、  
位牌之儀銘々相調<sup>レ</sup>ハ不及<sup>レ</sup>間、一牌相記<sup>レ</sup>様可被申  
渡<sup>レ</sup>、

但此節初<sup>ル</sup>寄附之儀<sup>ニ</sup>ハ故、寺社奉行に申渡事<sup>レ</sup>、後  
年共<sup>ニ</sup>寺社奉行ハ差引被致儀<sup>ニ</sup>テハ無<sup>レ</sup>之外、此段も

可申渡<sup>レ</sup>、

右可申渡<sup>レ</sup>、以上、

1018

宋<sup>カキ</sup>元<sup>ノ</sup>文<sup>ノ</sup>三年丁巳三月  
三月二十日  
此所忠綱ヨリ忠長迄ノ法名アリ、略ス  
隼人

○同月二十一日壯之助幼稚故、郷田安左衛門兼田兼田者扶抱守役預  
聞越前島津家事故代而詣<sup>ニ</sup>淨光明寺、進<sup>ニ</sup>納膝付青帑百疋於  
代而勤事後效之  
忠久公影前<sup>ニ</sup>矣、是越前島津家元祖忠綱者以<sup>ニ</sup>公<sup>ノ</sup>之二男<sup>ニ</sup>  
故報<sup>ニ</sup>其本<sup>ニ</sup>也、

同年四月六日鼓川宅書院門廡雖<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>經始、室屋環堵營  
作悉就焉、於須磨方携<sup>ニ</sup>壯之助<sup>ニ</sup>初至<sup>ニ</sup>宅地<sup>ニ</sup>、爲<sup>ニ</sup>徙移<sup>ノ</sup>之  
規式<sup>ニ</sup>關<sup>ニ</sup>賀宴<sup>ニ</sup>矣、同日

吉貴公亦 光臨焉、賀<sup>ニ</sup>徙移<sup>ニ</sup>、賜<sup>ニ</sup>雄刀一腰治工備前期光時服

一襲・着代金二百疋・樽代金三百疋於壯之助、且手

自賜<sup>ニ</sup>印籠一箇志和池周左衛門八十八歳也、所製有沈金十文字紋所(寛年)、

○同月十五日壯之助幼稚故島津久門代而登<sup>レ</sup>城進<sup>ニ</sup>上御

太刀一腰・御馬一疋・三種四樽於 繼豐公<sup>ニ</sup>、奉<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>謝

續<sup>ニ</sup>越前島津家跡<sup>ニ</sup>、島津求馬久醇奏<sup>レ</sup>之、公依<sup>ニ</sup>病

痾<sup>ニ</sup>淹<sup>ニ</sup>留<sup>ニ</sup>于東武<sup>ニ</sup>、故島津貴備及國老・若年寄・大目附

等之諸役各列居請<sup>ニ</sup>其報禮<sup>ニ</sup>、且進<sup>ニ</sup>上同品於

吉貴公 又三郎忠顯公<sup>ニ</sup>、復奉<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>謝<sup>ノ</sup>之、共川上縫殿

久盤奏<sup>レ</sup>之、續而家臣別府市郎左衛門助有<sup>ニ</sup>中村助左衛

慈惠公御譜中

門兼長・肥後連右衛門盛喜三豐元城下十而各進上太刀一腰・馬代青蚨百疋二奉拜謝焉、助有者彌腹孫左衛門清香奏之、兼長者島津久醇奏之、盛喜者又彌腹清香奏之、

○同日奉申謝續越前島津家跡、進上時服一襲二種雙樽于於須磨方一、箱肴一種、樽代金三百疋于二信證江田五院殿兵衛女ナリ前太守公君夫人吉貴、肴代金二百疋于於榮御方二同品于於加久方公直形堂、且呈太刀一腰・馬代白銀一枚於島津貴備及國老島津主殿久真・樺山主計久初・比志島隼人範房・堀四郎大夫與昌也、島津權左衛門久道代壯之助二到各第一謝之、

○同日 吉貴公賀二賜一種雙樽一、於須磨方賀二賜縮緬一卷二種雙樽一、信證院殿賀二賜一種及樽代金五百疋、於榮御方賀二賜肴代金二百疋也、此外島津貴備・島津大學久章婦人於於殿方、吉貴公令愛・島津久門・島津知之助久也以下輩贈品許多繁ソコハ、カガ故略而不記、

太祖忠久承久三年七月十二日補二越前國守護職一、是故使二男周防守忠綱爲二守護代一住中彼國上、因稱二越前島津一也、其子周防守忠行弘安二年移封、補二播磨國下揖保地頭職一

吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

全上

遂居焉、子孫世世臣附于 柳營、迨忠行之六世孫周防守忠兼之時、兼二補同國布施鄉地頭職一、延至左近將監忠長、而天文三年八月二十六日戰死於播州朝日山矣、爾來絕嗣二百有餘年、唯其系圖文獻傳藏薩府官庫、今年三月十八日令家弟壯之助爲二越前島津家之後嗣一、與系圖文獻及領地壹萬石、稱二島津壯之助一後豐周、防忠紀、頃年繼豐依病淹留於東武、故老親吉貴代繼豐召壯之助于大礪館、口自命之、同月二十日繼豐錄其所畀領地之入、加花押以授焉、事詳于吉貴之譜中、

正文在島津周防忠紀

高壹萬石

右其方事就越前嶋津家跡相續宛行之早、委曲家老中可演說之條、全可令領知者也、仍如件、

元文二年三月廿日

繼豐御判

嶋津壯之助殿

覺

一越前嶋津家古系圖

三卷

一綸旨口宣

一卷

一尊氏公 義詮公 義政公御感狀一卷

一諸文書

一卷

一諸一見狀

一卷

一證判物并起請文

一卷

一赤松圓心一見狀

一卷

右七行雖被納置于官庫、此節御方事 總州様乍御二男、依越前嶋津家跡相續被附與之早、全可有箇藏之狀如件、

元文二年三月廿日

穎娃左京

久周判

樺山主計

久初判

嶋津 李

久豪判

嶋津大藏

久春判

嶋津壯之助殿

1022

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者正月廿五日

竹姫君様被爲

入外節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付、其上從右衛門督殿

刑部卿殿表被遣物有之、且亦從

公方様同姓大隅守・又三郎江拜領物被 仰付之、重疊難

有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

元文二年

三月廿二日

松平上總入道

本多中務大輔 忠良判

1023

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、然

者正月廿五日大奥江 竹姫君様被爲

入外節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付、其上從右衛門督殿

刑部卿殿表被遣物有之、且又從

公方様同姓大隅守・又三郎江拜領物被 仰付之、重疊難

有由得其意、紙面之趣令承知り、恐々謹言、

元文二年 三月廿二日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1024 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々何もよろしく御序ニ御さた致まいらせり、めてたくかしく、

二月廿五日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様ますく御機けんよく御座なされ、御めて度思召りよし、しかれば先月廿五日大奥へ

竹姫君様 入せられりニ付、菊姫様にも御同道あそはしり處、段々御懇之上意、菊姫様

公方様 大納言様より御拜領物なされ、そのうへ御とうりふなされ、右衛門督様 刑部卿様方も被遺物御座りて、且又

公方様より御同姓大隅守様 又三郎様にも御拜領物御座りて、重疊有かたく思召りよし、右之御禮仰上られり御ふミの趣、ひろう致まいらせり、めてたくかしく、

宋カキ 元文二年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

1025 吉貴公御譜中

正文在文庫

公方様より御同姓大隅守様 又三郎さまへも御はい領被成、上總入道様かたしけなくおほしめし被成りよし、御禮と御座りて御文のやう、披露いたしまいらせりへハ、御満そくにおほしめしり、誠に幾久しく相かハらす御登 城あそはしり御事と祝入らせられり、なをく御禮仰上られ御念入まいらせられり御事におほしめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

二月廿二日之御ふミ下されり、まつく

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ御めてたさ

一位様御機嫌よく成らせられり、御心易おほしめし被成りへくり、さては先月廿五日

御本丸へ

竹姫君様御年禮御登 城あそハしりニ付、菊姫さまにも御同道にて御登 城被成り處、たんく御懇の 上意にて

公方様

大納言様より菊姫さまへ御拜領物被成、その上御逗留あそハし

右衛門督様 刑部卿様よりも御はい領物被成、めてたくかしく、

朱カキ 元文二年

松たいら

上總入道様にて

御返事 櫻井 人々御中

秀小路 櫻井 うへ松

お

1026

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、正月廿九日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ 元文二年 三月廿五日

本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1027

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、二月十二日

公方様山王社氷川明神 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ 元文二年 四月七日

松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

1028

繼豊公御譜中

元文二年四月十一日

仙洞中御門院崩、繼豊五月十九日獻<sub>二</sub>納御香奠白銀二十枚于

京師泉涌寺

尊牌前一矣、家臣若松平八郎長賢勤<sub>二</sub>使節<sub>一</sub>、

1029

吉貴公御譜中

正文在文庫

いわる入まいらせり、御満そくさよく申せとの御事に御さり、めてたくかしく、

御文被下披露致まいらせり、まつく

一位様御機嫌よく被爲成、めてたく思しめし被成り由、さやうに御座り得ハ

長松院様御養女

近衛大納言様へ御縁組仰出され、めて度思召被成り由一位様數く御満足におほしめしり、御祝儀仰上られ、御目錄の通御進上被成、かすく御満そくに思召り、誠に幾久しく萬々年も御めてたさと、めてたくかしく、

朱カキ

「元文二年」四月廿三日

6

松平

御返事  
上總入道様

人々御中

秀小路

櫻井

植松

1030 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合り、恐く謹言、

(朱)「元文二年」四月廿六日 乘邑判

松平大隅守殿 乘邑

(朱)「在口裏」  
松平左近將監

1031 全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露り處一段之御仕合り、恐く謹言、

(朱)「元文二年」四月廿六日 乘賢判

松平大隅守殿

(朱)「在口裏」  
松平能登守

1032 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もよろしく御さた申上りへく、めてたくかしく、

御ふみ下されり、先く

公方様 大納言様御機嫌よく被爲成、御めて度思召り由、

左様に御さけへは

大隅守様御病氣御養生、御當地にてとくと被成度思召、御願被成り處ニ、御願ひ之通被 仰出、御手前様ニも忝思召り由、御禮仰上られり御文之通、何もよろしく御さた申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うらを

1033

全上

なをく何もよろしく御さた申上りへくり、めてたくかしく、

御ふみ下されり、ますく

公方様 大納言様御機嫌克被爲成、御めて度思召り由、さやうに御さけへは

大隅守様御病氣ニ付、御當地にてとくと御養生被成度思召り由、御願ひなされり處に、御願之通仰出されり御事を

御手前様ニも忝思召り由、右之御禮

大納言様へも仰上られり由、御文の通よろ敷御さた申あけりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うらを

1034

全上

御文のやう披露いたしまいらせりへハ、御満そくニ思しめしり、なをくなにも御念入参らせられり御事ニ思しめしり、此よしよく申せとの御事ニ御さけ、めてたくかしく、

四月十三日之御ふみ被下り、まつく

公方様

大納言様御機けんよく成らせられ御めてたさ

一位様御機けんよくならせられ、めてたく思しめし被成り由、扱ハ御同姓大隅守様御病氣御全快不被成りニ付、御滞府被成、とくと御養生被成度御願仰上られり處、御願之通仰出され、上總入道様有かたく思召被成りよし、御禮と御座りて、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

松たいら

御返事

秀小路

上総入道様

にて

さくららる

人ミ御中

植松

1035 吉貴公御譜中

橋、是島津淡路守惟久請、爲二宿痾二浴二薩州之温泉、且見二

吉貴二脩中事二宗家二禮上、吉貴許レ之、即今茲元文二年丁巳

三月二十二日發二日州佐土原、經二高岡・高城二至二福山、

四月朔日饜而濟二于大磯、橋二宿島津玄蕃久典之茶亭、

翌二日上二大磯館、謁二于吉貴、獻酬禮畢惟久退去也、

其翌三日詣二花尾山、卒至二入來添田之温泉、而後四月

二十五日發二添田、取路自二樋脇二往二隈之城、隨レ流下二

久見崎、經二阿久根・出水・大口・曾木二、覽二山笠野金

山、過二栗野・飯野・野尻、自二綾出而五月十四日還二佐土

原二也、

1036 (朱) 「雜抄中」

高持成願御格式之事

一外城方鹿兒嶋土養子罷成外者、向後之儀外城方持高致

所持、直二其高持出外者迄を御免可被仰付外、無高二  
ゐも無據血筋又者差立外譯有之、依願ハ被仰付儀も可  
有之旨、元文二已五月被定外事、

1037 継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監  
可述外也、

(朱) 「元文二年」五月二日

(朱) 「元文二年」五月二日



薩摩

中將殿

1038 爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外

處一段之御仕合候、恐レ謹言、

(朱) 「元文二年」五月二日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

1039 吉貴公御譜中

正文在文庫

繼豊公妹  
女子

返くいよくあつきの御障りもあらせられす

や、きかせられたくおほしめしり、何もよろしく御

申上被成まいらせられり、かしく、

土用ニ入、御あつさに御座りへ共、まつく

總州様御機嫌よく被爲入りや、被爲聞入たく思しめしり、

こゝ御ほと高名輪こても

御前様御機嫌よく被爲入

大守様御機嫌かハらせられり御事御さあそハしりハす、

姫君様 御子様方も御機嫌よくいらせられ、扱ハ此御

はこの内御ちゝみ、いつものことく土用の御左右きかせ

られり御事迄、進しられり御事ニ御さり、此よし宜御

ひろう御申上被成まいらせりやうこよく申せとの御

事ニ御さり、めてたくかしく、

朱カキ

元文二年

五月十七日

右

ひし嶋

隼人さま

人々

とみ

岡た

藤え

徳姫 島津出雲久定室

元文二年丁巳五月二十一日生、嫡母以徳姫爲子、實母

郷田兼近女、

寶曆六年三月二十三日卒、

吉貴公御譜中

同年五月二十二日

儲君竹千代君降誕、同月二十八日於柳營行七七夜之賀

儀、吉貴奉祝之、獻上一種一荷於

大樹吉宗公使番上村休左衛門行、密轉爲物更役勅使節、一種一荷於

大納言家重公使番物頭役北、鄭助太夫久壽、一種一荷於

竹千代君北郷久壽、梅深前中納言通条藤女也、馬、白銀三枚於御産婦龜木脇伊左衛門祐興假爲留守

居役也、因茲六月朔日

吉宗公爲上使松平紀伊守信岑衆詰

家重公爲上使高木主水正正陳衆者、俱來芝邸、各賜二

種一荷吉貴、其後

竹千代君亦爲三色直賀儀、爲上使牧野越中守貞俱衆者

賜三産衣四袴、一種一荷、即執政被投三奉書、悉具于

左、

1042 正文在文庫

竹千代様爲御七夜御祝儀、以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>レ</sub>手  
元文二年 六月朔日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1043 全上

竹千代様爲御七夜御祝儀

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>レ</sub>手  
元文二年 六月朔日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1044 継豊公御譜中

元文二年丁巳五月二十二日

大納言家重公儲君生誕于江府 西之丸、同二十九日有御七夜之儀、即所<sub>レ</sub>稱

竹千代君也、是故繼豊獻<sub>レ</sub>御刀一腰三原・正元、御脇指一腰米國・俊、御産衣一重于

竹千代君、二種一荷于

吉宗公、同品于

家重公上、進<sub>レ</sub>呈白銀二十枚于

御部屋梅深中納言 通榮卿女奉<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>之各以使者于 吉宗公 家重公也山岡備太左衛門 于 竹千代君也福山平太夫安村、于 兵衛長主動之

同六月朔日以<sub>レ</sub>賀儀已畢、故

吉宗公上使松平紀伊守信岑、

家重公上使高木主水正正陳來<sub>レ</sub>于芝第一、各賜<sub>レ</sub>卷物十、一

種一荷一也、島津但馬守忠就代<sub>レ</sub>繼豊一勤<sub>レ</sub>事、

1045 全上

正文在文庫

竹千代様爲御七夜御祝儀、以使者如目錄被獻之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
元文二年 六月朔日 忠良判

松平大隅守殿

本多中務大輔

1046 全上

竹千代様爲御七夜御祝儀、

大納言様 竹千代様<sup>レ</sup>以使者如目錄被獻之<sup>レ</sup>、遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

(朱)

〔元文二年〕

六月朔日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

1047

継豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様御誕生之爲御祝儀、明日御能被 仰付<sup>レ</sup>間、可致見物旨 上意<sup>レ</sup>、被存其趣長袴着用五時可有登 城<sup>レ</sup>、以上、

(朱)

〔元文二年〕

六月五日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

1048

全上

今朝御折一合被獻之<sup>レ</sup>、遂披露候處一段之御仕合<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

(朱)

〔元文二年〕

六月六日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
〔在口裏〕

本多中務大輔

1049

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、四月廿日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、

紙面之趣各申談及 上聞候、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>レ</sup>キ

〔元文二年〕

六月十五日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

1050

吉貴公御譜中

同年四月十一日

仙洞御所<sup>中御門院</sup>崩也、吉貴呈<sup>三</sup>使翰於東武<sup>一</sup>  
江府在勳嶺 馬士為使者為<sup>二</sup>

大樹吉宗公 亞相家重公<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>弔<sup>レ</sup>之、因執政被<sup>レ</sup>投<sup>三</sup>奉

書<sup>一</sup>、

1051

正文在文庫

御札令披見外、

仙洞崩御之段被承之、被絶言語由得其意外、依之御機嫌  
以使者被相同之外、被爲替御儀無之外間可御心易候、紙  
面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
元文二年 六月十八日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

1052

全上

御札令披見外、

仙洞崩御之段被承之、被絶言語由得其意外、依之御機嫌  
以使者被相同之外、被爲替御儀無之外間可御心易外、紙  
面之趣及言上候、恐々謹言、

朱力キ  
元文二年 六月十八日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1053

全上

五月十三日の御日付にて御文被下り、去ルころ

仙洞様崩御被遊外御事

一位様いか程御殘多さま、思召させられ外、御機嫌の御

障も御座不被遊外間、御心安思召被成りへく外、御機嫌

御伺被成御文のやう、ひろう致まいらせ外得者、御満足  
思しめし外、何もよく申せとの御事、御座外、かしく、

朱力キ  
元文二年

右

松平

上總入道様  
御返事

人々御中

秀小路

さくらら

うゑ松

1054

宗信公御譜中

扣正文在家老座

又三郎様表立

御目見御願付、  
(佐土原城主、忠徳)  
鳴津但馬守殿に

又三

郎様御同道之儀御願被成、且又山村十郎右衛門様に及

御用筋御願被成外、右付の者

太守様初め 御目見御願被遊外節之先例見合外處、

太守様

御目見之節者、御用番之御老中様迄に御出、御逢被成

外得とも、此節御用番本田中務大輔様は被仰込外節、

近年御非番之御老中様方に御出被成儀外間、其通可被

成旨被仰聞、其上當四月松平加賀守様御嫡子又左衛門

様 御目見御願被遊外節者、御用番外御非番之御老中

様に御出御逢被成り、依之 又三郎様御儀も、愈其通被遊筈に、前以御留守居に被仰込上、去ル十一日御用番本多中務大輔様に嶋津但馬守殿御同道被成、

山村十郎右衛門様に及御出會被成、御出御逢被成、萬端首尾能相濟恐悅奉存候、左の松平左近將監様に御隊次第御出御逢被成度旨、去ル十一日の晩御留守居を以被仰込上、段々御隙被入、來ル十九日迄者御逢被成り儀難被成り旨被仰聞候間、先様御障無之日被仰込、御對顔被成筈に、

一松平伊豆守様・松平右京大夫様に及被仰込、御逢被遊筈に、松平能登守様に御逢被成り儀承合上處、右又左衛門様方被 仰込候處、御斷被仰達上由致承知上、此儀付の者追の相究筈に、

一右之通御非番之御老中様方には不殘御逢被成相濟候節、御目見之御願書山村十郎右衛門様に被差出筈に、御目見相濟上、追々可申上上、先此旨申越上候條以御序可被達 貴聞候、以上、

〔朱〕六月十九日

穎娃左京

嶋津 左

嶋津大藏

嶋津主殿殿  
樺山主計殿

1055

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見上、

公方様 大納言様益御勇健被成御座、四月晦日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤上、

紙面之趣各申談及 上聞上、恐々謹言、

〔朱カキ〕元文二年 六月廿三日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

1056

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見上、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺之上、益御安全御儀上間

可御心易上、隨之鏝節一箱被獻之上、各申談遂披露上處

一段之御仕合上、恐々謹言、

〔朱カキ〕元文二年 六月廿五日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

御札令披見<sub>レ</sub>、就酷暑之節

公方様 大納言様御機嫌被相伺<sub>レ</sub>之、益御安全御儀<sub>レ</sub>間  
可御心易<sub>レ</sub>、隨<sub>レ</sub>御鏝節一箱被獻<sub>レ</sub>之、遂披露<sub>レ</sub>之處一段  
之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ  
元文二年 六月廿五日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉  
球泡盛酒二壺被獻<sub>レ</sub>之、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合候、恐  
<sub>レ</sub>謹言、

(巻)  
「元文二年」 六月廿五日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
「在口裏」 本多中務大輔

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・泡  
盛酒二壺被獻<sub>レ</sub>之、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹  
言、

(巻)  
「元文二年」 六月廿五日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
「在口裏」 松平能登守

元文二年六月二十五日奉<sub>レ</sub>申<sub>下</sub>謝續<sub>二</sub>越前島津家跡<sub>一</sub>於東  
武守殿<sub>上</sub>、在東武國老島津大藏久春代<sub>二</sub>壯之助<sub>一</sub>而進<sub>下</sub>上  
縮緬三卷・三種四樽于<sub>二</sub>竹姫君御方<sub>一</sub>、箱肴一種・樽  
代金三百疋于<sub>二</sub>菊姫御方<sub>上</sub>、且用人山岡權太左衛門久  
柄代而進<sub>下</sub>上二種雙樽于<sub>二</sub>嫡夫人<sub>一</sub>吉賀公君夫人、  
東武高輪御所、箱肴一  
種・樽代金三百疋于<sub>二</sub>於喜代御方<sub>上</sub>備後福山城主阿部、  
伊勢守正福主夫人也、  
○同月二十六日 竹姫君御方賀<sub>二</sub>賜縮緬五卷・三種四樽於  
東武<sub>一</sub>、國老樺山久初傳<sub>二</sub>之於島津貴備<sub>一</sub>、繼豐公賀<sub>二</sub>  
賜紗綾五卷・二種及樽代金五百疋於東武<sub>一</sub>、木村四郎左  
衛門時央來<sub>二</sub>御下亭<sub>一</sub>傳<sub>レ</sub>之、忠顯公賀<sub>二</sub>賜紗綾五卷<sub>一</sub>。

1062

寫

島津壯之助殿

右者越前嶋津家相續被仰付外處、姓之儀未被仰渡外、上

開于左、  
宣旨稱源姓、故續有允容壯之助爲源姓也、國老樺山久初使木村四郎左衛門時央、傳之於鄉田兼田也、

1061

越前島津氏十六代忠紀譜中

元文二年七月朔日有命、元祖忠綱冒惟宗姓嚴親忠久公、初冒姓也、爾來世々從其姓、雖然忠綱十代孫周防守忠秀、應永十九年十一月十二日蒙

二種及樽代金三百疋、島津十太右衛門久命來御下亭傳之、嫡夫人賀賜一種及樽代金三百疋於東武、中村八兵衛種任來御下亭傳之、菊姫御方賀賜同品於東武、新納悠右衛門時春來御下亭傳之、於喜代御方賀賜同品於東武、於城中使番役所傳之於鄉田兼田也、

1064

全上

明廿八日例月之御禮無之間、不及登城外、以上、

〔元文二年〕

六月廿七日

本多中務大輔

松平伊豆守

1063

繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之

御内書可相渡之間、明日五半時御城の家來可被差出候、

以上、

〔元文二年〕

六月廿六日

松平左近將監

松平大隅守殿

朱カキ  
元文二年丁巳七月朔日

(禪山久初)  
主計

古者惟宗姓之由得共、左近將監忠長高祖父周防守忠秀、曾祖父左衛門尉忠光、口宣源姓被書記、忠秀代より源姓之爲被復儀之間、源姓被用外様被仰付外、右之通壯之助殿に可申上置旨、郷田安左衛門に可申聞外、以上、

松平大隅守殿

松平左近將監

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々ことのほかあつさもつよく御さひまゝ、なを御さハリも御座不被成様にとおほしめしり、何もよろしく御申上被成りへくり、かしく、

土用の御左右きかせられ御ふみのやう、おほせ進しられりことく、ことのほかの暑氣にて御座りへ共、まつく総州様御機嫌よく被爲入、あつさの御さハリもあらせられすよしきかせられり、かすく御めて度思しめしり、こゝ御ほと高名輪にて

御前様御機嫌よく被爲入

大守様も暑氣の御あたりも御座不被成

姫君様 又三郎様 菊姫様もいよく御きけんよくいらせられり御事御さり、扱ハ土用の御左右きかせられり、御もく録のことく進しられり、かすく御めて度かたしけなく思しめしり、まことにいく久しくといわる入らせられり、此よしよろしく御禮申上成へくり、めてたくか

しく、

朱元文二年

ひし嶋

嶋津

權左衛門さま

藤え

人さま

とみ

岡田

継豊公御譜中

正文在文庫

嶋津又三郎儀

御目見被 仰付り間、明朝日五時登 城り様可被致り、且又其方爲名代一類中一人可被差出り、以上、

(参)

二元文二年 六月晦日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

全上

家來一人

御目見被 仰付り間、召連可有登 城り、

全御譜中

同年六月晦日承<sub>三</sub>執政之奉書、翌七月朔日島津但馬守忠就代<sub>三</sub>繼豐、携<sub>三</sub>又三郎忠顯<sub>(宗徳)</sub>登<sub>レ</sub>營、於<sub>二</sub>白書院<sub>一</sub>忠顯始拜<sub>三</sub>謁

大樹吉宗公

亞相家重公、乃獻<sub>二</sub>御太刀一腰・白銀二十枚・卷物十・

御馬一匹于

吉宗公、御太刀一腰・白銀二十枚・御馬一匹于

家重公、繼豐亦獻<sub>二</sub>綿五十把于

吉宗公、同三十把于

家重公、奉<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>謝之、事載<sub>三</sub>于後、

全上

正文在文庫

鳴津又三郎

公方様

(采)「御張紙二而島津又三郎」

御太刀

(采)「公方様正御太刀一腰」

一腰

白銀

(采)「白銀二十枚卷物七」

百枚

時服

(采)「御馬 裸背一疋」

二十

一位様<sub>江</sub>

(采)「大納言様正」

白銀

(采)「御太刀 一腰」

三十枚

月光院様<sub>江</sub>

(采)「白銀 二十枚」

白銀

(采)「御馬 裸背一疋」

二十枚

公方様<sub>江</sub>

(采)「公方様正」 (采)「松平大隅守」 (采)「綿 五十把」

松平薩摩守

公方様<sub>江</sub>

(采)「大納言様正」

綿

(采)「綿 三十把」

三百把

(采)「右之通可有献上候、御馬之儀者在所立有之候ハ、可被差上候、無之候ハ、持合之馬之内ニ而可有献上候、被求候ニハ不及候」

鳴津又三郎

白銀五枚

(采)「白銀二枚充 年寄女中」

豐原殿

同三枚宛

(采)「同窓枚充 表使」

御老女衆

同二枚宛

(采)「右之通可被相關候」

御表使衆

右之通私初<sub>ハ</sub>

御目見之節、献上物并贈物ニ<sub>ハ</sub>御座外、此度鳴津又三郎御目見仕<sub>ハ</sub>節

公方様 大納言様 一位様

(卷)二位様 月光院様 瑞春院様

月光院様 瑞春院様 右衛門督殿 刑部卿殿に差上物

右衛門督殿 刑部卿殿に差上物不及候  
贈物御差圖被成可被下外、以上、

(卷)

「元文二年」 六月廿八日

松平大隅守

1070

宗信公御譜中

扣正文在家老座

寫

私嫡子嶋津又三郎當已十歳ニ罷成外、御序之刻 御目見

奉願外、以上、

(卷)  
「元文二年」

六月廿八日

(島津總督)  
御名

1071

全上

扣正文在家老座

寫

嶋津又三郎事 御目見被仰付候節、先例之通私御禮申上

度奉存外、病氣之事御座外間、名代を以御禮申上ニ可

有御座外、何分及御差圖被成可被下外、以上、

(卷)

「元文二年」

六月廿八日

御名

(卷)  
「右貳通本多様江被差出、御受取被置外」

(表紙)

吉貴公  
繼豐公 元文二年 自七月  
宗信公 至十二月

追  
錄 舊記雜錄 卷八十二

1072 吉貴公御譜中

寫正文在島津肥前忠紀

寫

嶋津壯之助殿

右者越前嶋津家相續被仰付外處、姓之儀未被仰渡外、上古者惟宗姓ニの候得共、左近將監忠長高祖父周防守忠秀・曾祖父左衛門尉忠光口宣ニ源姓被書記、忠秀代より源姓爲被復儀外間、源姓被用外様被仰付外、

右之通壯之助殿に可申上置旨、郷田安左衛門に可申聞外、以上、

宋方主計  
元文二年 七月  
(鑿山久包)

1073 吉貴公御譜中

同年七月朔日嫡孫又三郎忠顯從當家之前規、始獻上聘物數品、登レ城拜レ謁

吉宗公

家重公、守役用人格佐久間九右衛門盛村亦承恩許奉拜

兩公台顔、事詳在忠顯譜中也、吉貴奉申謝之、遙

馳江府在勳顯使翰馬士勳使節獻上二種一荷於

吉宗公、一種一荷於

家重公、因執政見投奉書、

1074 宗信公御譜中

同二年丁巳七月朔日受執政奉書、島津但馬守忠就同伴

忠顯、從先格登營、忠顯於白書院初拜謁

大樹吉宗公

亞相家重公、高木主水正陳奏達之、獻上御太刀一

腰・縮緬十卷・白銀二十枚・御馬一匹背裸于

吉宗公、御太刀一腰・白銀二十枚・御馬一匹背裸于

家重公上、且應奏者番松平紀伊守信岑之教導、再登初

席之次席一拜二謁

吉宗公一、允三忠顯暫著座一、是時今茲蒙ル三久矣成人テト云ノ之

尊辭一、謹拜謝而退去矣、繼豐因三病痾一島津忠就代二繼豐一

拜二謁

兩公一、獻上綿五十把于二

吉宗公一、同三十把于中

家重公上、奉申三謝忠顯初拜謁之事一、丹羽和泉守薰氏奏二

達之一、且因三先躰一家臣守役佐久間九右衛門盛村奉拜謁

兩公一、奏者番牧野越中守貞俱奏達之一、獻上御太刀一

腰・縮緬二卷・御馬代白銀一枚于二

吉宗公一、御太刀一腰・白銀一枚于中

家重公上、事畢忠顯直登二西城一、就三奏者番松平備中守

正貞一奉申三謝前件一、

全上

和正文在家老座

又三郎様 御目見御願ニ付、先月御用番本多中務大輔

様ニ 御出被成候儀者、先月十九日便壹通り申越置候、

左の先月廿一日松平左近將監様、同廿三日松平伊豆

守様、同廿六日松平能登守様に御出御對面被成相濟、

松平右京大夫様に御出被成度旨被仰込り處、何方様ニ

及御逢不被成り得共、此御方之儀格別ニ被思召り間、

御逢可被成旨御挨拶被仰聞、同月廿八日朝御出被成度

旨御留守居を以被仰込候處、廿八日朝之儀者御差支有

之、今月二日、三日之内御出可被成旨被仰聞り、右京

大夫様に御對面無之候る者 御目見御願書被差出外儀

不苦事外故、先月廿八日山村十郎右衛門様ニ

又三郎様 御目見御願書

太守様より嶋津但馬守殿ニ御禮被仰上度旨、御願書

其外右付之書付等御用番本多様に被差出外處、首尾

能御請取被置、且又御目見之節御守役佐久間九右衛門

御目通ニ被差出外儀、是又御願書被差出置外、

一右之次第御座外處、昨晦日、明朔日 又三郎様 御目

見被仰付候、五時御登 城可被成り、太守様より御

禮一類之内を以可被仰上旨御奉書御到來、且又御家來

壹人 御目見被仰付外旨、御切紙を以被仰渡、太守

様より御奉書之御請例之通被仰上り、御名代御禮之儀

者嶋津但馬守を以申上り旨、是又御届御留守居を以則

晚被仰出置候、

一又三郎様嶋津但馬守殿御同道被成、今朔日六半前御屋

鋪御出御登 城、於御白書院

公方様 大納言様に御目見、御奏者番高木主水正様より 御名御唱、御馬と御披露有之候節、御用番松平左

近將監様より 御目見被仰付、難有奉存り由御取合被仰上、御下り之節御奏者番松平紀伊守様御差寄、最前

御扣被成り所に被成御扣り様こと被仰、御扣被成り又々最前御禮席より壹間程手前ニ御出被成り節、是にと

上意有之、御下段之間末之敷居内ニ 御着座、其節公方様よりひさしふに成人てと 上意有之、左近將監

様より蒙 御懇之 上意、難有奉存り旨御取合被 仰上御退出、引次 太守様御名代但馬守殿

御兩公様に 御目見、御奏者番丹羽和泉守様を、松平大隅守悴 御目見被仰付、難有奉存り、御禮申上りと

御披露、左りる佐久間九右衛門事 御目見被仰付、御奏者番牧野越中守様を、嶋津又三郎家來佐久間九右衛

門と御披露、席之儀御家老 御目見同前之席ニ御座外、又三郎様御儀直ニ西御丸に御上り、御奏者番松

平備中守様御出會御献上物被成、兩御丸共萬端首尾好御仕廻被遊り、

一 右付御老中様方に老

又三郎様但馬守殿御同道ニ御廻、

又三郎様御名御自身御取次に被仰聞候節、御留守居方御口上書相渡り、若御年寄様方に老 太守様より御使

者主(高津久兼) 又三郎様より御使者左京被遣、御側衆に老物頭御使者被遣り、

又三郎様八ツ時前 御歸館被遊、弥御機嫌能被遊御座外、御献上物、 御城御年寄女中衆に御贈物等之儀、

太守様初る 御目見被遊り節之先例書を以、御用番様に被得御差圖候上左之通御座り、

一 公方様に 又三郎様を

御太刀一腰 白銀貳拾枚

卷物十 御馬裸背壹疋

一 公方様に 太守様より 綿五十把

一 大納言様に 太守様より 綿三拾把

右之通御献上被遊相濟り、御馬之儀及去年御牽せ被成

ハ駒之内、相應之御馬御座ハ付、右之通御献上被成候、

一 御太刀・銀馬代

一 卷物二卷

公方様ハ

一 御太刀・銀馬代

大納言様ハ

佐久間九右衛門

右之通献上物仕 御目見被仰付、

一 白銀貳枚ツ、

御本丸

御年寄衆三人ハ

又三郎様より

一 同貳枚ツ、

右同

御表使衆ハ

右御同人様より

右之通御差圖之上御贈物迄及今日相濟、

又三郎様ハ (徳川家台、家直系、家直御室、家緒生母(稱吉御室) 竹千代様 一位様 月光院様 瑞春院様

右衛門督様 (徳川家直、(藤川宗季) 刑部卿様ハ被差上物被相伺、差上

物ニ不及旨被仰渡候、

一 御刀番之儀此節考いか、可有御座哉と、御用頼大岡右

近様ハ昨朝相良彌一兵衛方御尋申上ハ處、則左近將監様ハ被相伺候處達 上聞、 太守様御同前ニ被仰付候

由、早速被仰出之旨被仰渡、彌一兵衛致承知、 又

三郎様御腰物御刀番ハ御玄關前ニ御渡被成、御

徒目附罷出、此方ニ及被仰渡、御板之間ハ罷通

様申聞、直ニ御板之間ハ相上り、聞り之間ハ及壹人

被召通、御刀番外ニ及不苦由、福山平太

夫聞り之間ハ始終相詰、

一 御本丸御登 城御下り之節考、屹人留と申ニ及無之

ハ得共、罷通候人扣様ニ下知之、

一 西之御丸御登 城之節考、御小人兩人御先ニ (立)御先拂

之心ニ及致下知候、

一 御前ニ及之御仕舞、兩度御出之節別、御仕舞能、御着

座之節就中御取廻シ能、 上意之節及御相應之被成方

ニ及、御詰之御奏者番御仕廻宜、之御沙汰被成、御

様子之由、但馬守殿御嘶被致承知、但馬守殿ニ御

名代御勤、御座末ニ差寄被爲居、 又三郎

様御仕舞不殘見上させられ、御前ニ及之御仕舞但

馬守殿方右之通被仰聞、島津山城守殿 (久)ニ御前ニ御

詰御存、故、委細同前ニ被仰聞、

一右之通御獻上物被遊 御目見首尾能相濟、 姫君様

太守様を始何れも様御満悦被遊り、私共も恐悦御同意奉存り、右付御内輪様方御取替之儀、且又御祝儀申上候儀共を、近日式日御使便より可申上候、

一今日 御目見付

公方様 大納言様は 總州様より御禮御獻上物之儀被相伺處、

公方様は二種一荷

大納言様は一種一荷御獻上可被成旨、御付紙に被仰渡り付、 總州様於御國元被聞召上り上、御獻上被成事り哉、不相知り付、中務大輔様御用人に御留守居罷出相伺處、先格之通可被成旨被仰聞候、其節御取次り、去ル卯年より御内々より

又三郎様 御目見被遊り節

總州様より 御獻上物被遊り節之例及可有之旨申聞り由、御留守居申出り、去ル卯年

總州様より物頭御使者に御使札被差越、御獻上物被遊に及可有御座哉之旨申上候處、森川孫太夫被差越り、然共御馬廻御使者に御使札之御勤被仰付事及可有御座哉と申談、御馬廻之内外勤一人差留置申り、此

段爲御存申越候、

一太守様 御目見之節は御祖父様方御勤無御座り、其前之先例は

寛陽院様及御當地に被成御座候付、卯之年外之例は無御座り間、  
御意次第可被申越り、

一九右衛門惣髪に罷居り付、此節

御目見被仰付り付るは脇方段々承合候故、御免無之人は難成筋り故、致月代罷出 御目見仕候、

右之通 御目見首尾能相濟候、御左右早々爲可申上飛脚兩人急に申付、今日差立遣り間、

總州様 御女中様方に可被申上り、  
總州様御使札御案文等去御使便り差越可申候、今日

飛脚差立候付、御使之儀は差延、近日中被差立に可有之候、此段は爲御存候、以上、

但 近日御使便り、段々之御伺書御案文等差越可申り、先早々右之趣飛脚を以申越事り、

(奉) 二元文二年 七月朔日  
(奉) 本ノマハ上 類姪左京  
ノ字ナシ

島津 久慈  
島津 大藏

嶋津 (久)主殿殿  
 樺山 (久)主計殿  
(朱)堀 (興)四郎大夫殿  
 比志嶋 (龜)隼人殿  
(久)嶋津權左衛門殿

〔朱〕  
 一御返答

本文被申越趣致承知、總州様 御女中様方達 御聽候處、又三郎様 御目見被遊候處、御仕廻萬端御首尾能被爲濟、御滿悅被遊外、私共も恐悅御同意奉存外、右付御當地御取替御祝儀等之儀者、別紙朱書御返答ニ委曲申越外、

總州様御勤之御使者弟子丸郷八に被仰付、式日を兼、奥大番本田次五左衛門相添被差越外、郷八勤方之儀共隼人・權左衛門に委曲申越外、以上、

〔本文書ハ一〇七五号文書ノ行間朱書ナリ〕

吉貴公御譜中  
 正文在文庫

御札令披見外、五月三日當地出火之節、東叡山(吉宗生母)淨圓院様御位牌所炎上之段被承之、被絶言語由得其意外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ元文二年 七月五日  
 松平左近將監  
 乘邑判

松平上總入道

御札令披見外、五月三日當地出火之處、東叡山

淨圓院様御位牌所炎上之段被承之、被絶言語由得其意外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ元文二年 七月五日  
 松平能登守  
 乘賢判

松平上總入道

繼豊公御譜中  
 正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之候、遂披露候處一段之御仕合外、恐々謹言、

〔朱〕元文二年 七月六日  
 乘邑判

松平大隅守殿

(朱)松平左近將監  
〔在口裏〕

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

(朱)

「元文二年」

七月六日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)「在口裏」

松平能登守

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく、何もよく申せとの御事ニ御さけ、めてかし

六月二日の御日付にて御ふみのやう、五月三日此御地火事出来、上野

淨圓院様御靈屋炎上の御事御伺被成り由にて、御文のやうひろふ致しけへは、御念入られり御事思しめしけ、かしく、

(朱)

「元文二年」

秀小路

松平

上總入道様

御返事

人々御中

さくらい

うゑ松

吉貴公御譜中

正文在相良覺兵衛長香

忠久様 貴久様之御元服之次第、中納言家久様之御次男ニ御座外時之御元服之次第、知レ外事ヲ書付可遣外、是ハいそき外用ニハ無之外、此由記録奉行へ可申聞外、

(朱)

「元文二年」

正文全上

吉貴公御筆壹枚

右者御自分に被仰付り御用筋、今日以御筆被仰出、直拜領被仰付り、私御取次相勉け付如斯御座外、以上、

元文二巳七月九日

中津檢齋判

(記録奉行) 相良覺兵衛殿

(朱)「有包紙」書付

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

亦今度於西丸

若君様被遊(御下代) 御誕生外段被承之、目出度被存由得其意外、

依之被差越使者外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹

言、

朱力平  
元文二年

七月十八日

松平左近將監

乘呂判

松平上總入道

1085  
全上

御札令披見外、

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將

又今度

若君様被遊 御誕生外之段被承之、目出度被存由得其意

外、依之被差越使者外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

朱力平  
元文二年

七月十八日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1086  
全上

上總入道様かハらせられり御事御座不被成、めて度

思召り、なをく何もよく申せとの御事ニ御座り、

めて度かしく、

六月十八日の御日付にて御文被下、ひろう致まいらせり、

まつく

公方様

大納言様

一位様御機嫌能被爲成り、御心安思召被成りへくり、さ

やうニ御座り得者、五月廿二日西之丸にて

若君様御誕生被遊り御事御伺被成、御めて度思召被成り

よし、御悦被仰上御文のやう、御満足ニ思しめしり、誠

ニ幾萬々年御めて度さのミと祝入らせられり、めて度か

しく、

朱力平  
元文二年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

さくらゐ

うゑ松

1087  
吉貴公御譜中

正文在島津備中貴備

貴

元文二巳七月十八日

吉貴御判

島津玄蕃殿

1088

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又

竹千代様御七夜爲御祝儀、先月朔日從

公方様 大納言様以 上使、同氏大隅守并其方品々拜領

之、重疊難有由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、

恐々謹言、

朱カキ  
元文二年 七月廿五日

松平上總入道

松平左近將監

乘邑判

1089

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又先月朔日

竹千代様御七夜爲御祝儀、從

公方様 大納言様以 上使、同氏大隅守并其方儀品々拜

領之、重疊難有由得其意外、紙面之趣令承知外、恐々謹

言、

朱カキ  
元文二年 七月廿五日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1090

全上

なをく誠ニ幾久しく御めて度さのミと思しめし

外、何もよく申せとの御事ニ御座外、めてかしく、

御ふミ被下ひろふ致まいらせ外、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌能被爲成

一位様御機嫌能被爲成外御事、御めて度思召被成外由、

さてハ六月朔日

竹千代様御七夜の御祝儀と御座外て

公方様

大納言様より 上使ヲ以、かつさ入道様并ニ大隅守様へ

品々御拜領物被成、難有思召被成外よし、御吹てふ被仰

上御文のやう、御満足ニ思召れ、めて度かしく、

朱カキ  
元文二年

松平

上總入道様 御返事

秀小路

さくららる

人々御中

うへ松

1091

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々表向より御禮仰上られり得とも、なをまた仰  
上られりよし、よろしく申上まいらせり、めてたく  
かしく、

六月廿八日付にて御ふミ下されり、

公方様 大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座な

され、御めてたく覺しめしりよし、しかれハ

竹千代様御七夜の御祝義として、今月朔日

公方様 大納言様より 上使を以、御同氏大すミの守様

御てまへ様へ品く御拜領なされ、御めてたく覺しめし

りよし、右の御禮仰上られ、よろしく披露致まいらせり、

めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

右

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

人々申給へ

やしま  
うら尾

1092

継豊公御譜中

同年七月二十七日以、上使筒井主殿御使賜ニ御鷹所捉  
之雲雀三十於芝第一也、島津但馬守忠就代ニ繼豊ニ勤レ事、

1093

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將亦五月廿八日

竹千代様御七夜御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由得

其意り、依之被差越使者り、紙面趣各申談及 上聞り、

恐く謹言、

元文二年 七月廿八日

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

1094

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將亦五月廿八日

竹千代様御七夜御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由得其意り、依之被差越使者り、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

<sup>朱カキ</sup>元文二年 七月廿八日

松平上總入道

松平能登守 乘賢判

1095

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾久しく萬々年御めて度さのミと祝入せられり、何もよく申せとの御事ニ御座り、尚々めて度かしく、

御ふみ被下り、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌能被成御めて度さ

一位様御機嫌能被爲成り、御心安思召被成りへくり、扱ハ五月廿八日

1096

吉貴公御譜中

正文在文庫

竹千代様御七夜の御祝義萬端首尾能相濟せられり御事御同被成、御めて度思召被成り由、御悦被仰上御文のやう、ひろう致まいらせりへは御満足ニ思召り、めて度かしく、

<sup>朱カキ</sup>元文二年

松平

上總入道様

御返事

秀小路

さくらゐ

うへ松

誠に幾久しく萬々年御機嫌よく御長久御はんしやう被遊、御めて度さかきりあらすと祝入せられり、何もよく申せとの御事ニ御座り、なを々かつさ入道様もかハらせられり御事御座不被成、めて度思召り、何もよく申せとの御事ニ御座り、めてかしく、

七月朔日の御日付にて御文被下ひろう致まいらせり、まつく

公方様

大納言様

竹千代様

竹千代様

一位様御機嫌共能成り御事、御めて度思召被成り由、  
扱ハ

竹千代様御誕生の御祝義本マして、六月六日 御本丸にて御  
能被 仰付り御事御何被成、御めて度思召被成り由、御  
祝義仰上られ御文のやう、御目錄之通に進上被成、かす  
く御満足ニ思しめしり、めて度かしく、

朱カキ  
元文二年

松平

御返事  
かつさ入道様  
人、御中

秀小路  
さくらら  
うゑ松

1097 継豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露り處一段之御仕合、恐々謹言、

朱  
元文二年 八月四日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判  
松平左近將監  
乘邑判

1098 全上

松平大隅守殿

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露り處一段之御仕合、恐々謹言、

朱  
元文二年 八月四日

乘賢判

松平大隅守殿

朱  
在口裏  
松平能登守

1099 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能成御座、恐悦  
旨尤、將亦六月十三日

竹千代様御三七夜御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由  
得其意、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

朱カキ  
元文二年 八月十二日

松平上總入道

松平伊豆守  
信祝判

1102

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾萬く年も御めて度さのミと祝入せられり、

1100

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將又六月十三日

竹千代様御三七夜御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由

得其意り、紙面之趣及言上り、恐々謹言、

朱力本

元文二年 八月十二日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

1101

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲御七夜御祝儀御産衣献上之使者明日四時西丸に可被差

出外、以上、

(巻)  
元文二年

八月十二日

松平能登守

松平大隅守殿

1103

吉貴公御譜中

正文在文庫

なを幾久しくあひかへらす御たつねましまいらせられり様こと祝入せられり、

上總入道様もかへらせられり御事も御座被成りはす、めてたく思しめしり、なにもよく申せとの

何もくよく申せとの御事ニ御座り、尚くめてかしく、

七月十三日の御日付にて御文被下り、まつく

一位様御機嫌能被爲成り、御心安思召被成りへくり、扱

ハ六月十三日

竹千代様三御七夜の御祝儀御首尾よく濟せられり御事御

同被成、御めて度思召被成り由、御悦被仰上り御ふみの

やう、披露致まいらせり得は御満足と思しめしり、めて

度かしく、

お

松平

秀小路

かつさ入道様

御返事

さくらる

人々御中

うゑ松

御事ニ御さり、めてたくかしく、

七月廿一日御日付にて御ふみ下されり、まつく

一位様御機嫌よくならせられ、御めて度思召被成りよし、  
さやうニ御座りへハ、さきのころは御たつねまし被遊り  
御事迄ニ、御もくろくの通参らせられりへハ、かたしけ  
なく思召被成りよし、御れいおほせ上られ御ふみのやう、  
披露致参らせりへハ、誠ニ御ねん入らせられり御事、御  
満足ニ思しめしり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御禮被仰上、御満足ニ思しめしり、返くよく申せ  
との御事ニ御座り、めてたくかしく、

御ふみ被下り、まつく

一位様御機嫌能被爲成、御めて度思召被成り由、扱ハ六  
月十八日この御所様をおくさまへ暑氣御尋被遊、御目錄

の通参らせられりへハ、めて度かしく、

朱力キ  
元文二年

松平

上總入道様

御返事

人々御中

秀小路

さくらら

うへ松

1105

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く何もくよく申せとの御事ニ御座り、めて度  
かしく、

御文被下り、まつく

一位様御機嫌能被爲成り御事、御めて度思召被成り由、  
扱ハ先のころ、土用中御左右被爲聞、奥さまへ御目錄の  
通被まいらせりへハ、かつさ入道様もかたしけなく思  
召被成り由、御禮被仰上御文のやう、披露致まいらせり  
へハ、御念入り御事と御満足思しめしり、誠に幾久しく  
相かハらすと思しめしり、めて度かしく、

朱力キ  
元文二年

秀小路

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又七月朔日嶋津又三郎事 御目見被 仰付之、

其上家來之者 御目通に被召出、難有由得其意外、依之

爲御禮以使者御樽肴被獻之外、各申談遂披露外處一段之

御仕合外、恐々謹言、

<sup>朱カキ</sup>元文二年 九月六日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

此年宗信公十歳ノ御時ニ当レリ、前年三月十八日又三郎忠頼ト改メラル

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將亦七月朔日嶋津又三郎事 御目見被 仰付、

其上家來之者 御目通に被召出之、難有由得其意外、依

御返事  
かつさ入道様  
人々御中  
さくららる  
うゑ松

全上

之爲御禮以使者御樽肴被獻之外、遂披露外處一段之御仕  
合外、恐々謹言、

<sup>朱カキ</sup>元文二年 九月六日  
松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

なをく御表よりも御禮仰上られ外へとも、なを又

おほせ上られ外との御事、何もよろしく申上外へく

外、めてかしく、

七月廿六日付にて御ふみ下され外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、

御めてたく覺しめし外由、しかれば七月朔日嶋津又三郎

様御事御目見仰上られ、御懇の上意、そのうへ御家來

も 御目通りへ召出され外御事にて、御手まへ様にも有

かたく覺しめし外との御事、御禮仰上られ外御ふみの通

り、よろしくひろう致まいらせ外、めてたくかしく、

<sup>朱カキ</sup>元文二年

方

松平

上總入道様

御返事

八嶋

豐岡

1109 全上

なをく御表よりも御禮仰上られり得共、なを又おほせ上られりとの御事、何もよろしく申上りへく、めてたくかしく、

おほせ上られ御文のやう、御念入まいらせられり御事、めて度御満そくにおほしめしり、何もよく申せとの御事ニ御座り、なをくめてたくかしく、七月廿六日之御文下され披露致まいらせり、まつく公方様

七月廿六日付にて御ふミ下されり、

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌よく御さなされ、御めて度覺しめしりよし、しかれば七月朔日鳴津又三郎様御事御目見仰上られ、御懇の上意、そのうへ御家來も 御目通りへ召出されり御事、

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思召被成りよし、さやうニ御座りへハ、七月朔日鳴津又三郎さま御目見 仰上られ御懇之上意、其うへ御家來 御目通りへ召出されりよし 上總入道様御聞被成、難有思しめし被成りよし、御禮、めてたくかしく、

御てまへ様も有かたくおほしめしり由、右之御禮

大納言様は仰上られたきとの御事、御ふミの通よろしく披露致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年

朱カキ  
元文二年

松平

松平

上總入道様

上總入道様

御返事

御返事

八嶋

さくらら

浦尾

うへ松

1110 吉貴公御譜中

1111 吉貴公御譜中

正文在文庫

幾久しくと祝入らせられ、なをく上總入道様にも御替り被成り御事おはしまし、めてたくおほしめし、なにもよく御心へ申せとの御事御座り、めてかしく、

七月廿六日之御ふみ下され披露いたしまいらせり、まつ

公方様

大納言様 竹千代様御機嫌能ならせられ、

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思しめし被成りよし、

さては又三郎さま御事、七月朔日 御目見 仰上られ、

御懇の

上意にて、上總入道様にも有かたく思召被成りよし、御

禮おほせ上られ、

一位様へ御目録之通御進上被成、御満足におほしめし、

めてたくかしく、

元文二年

松たいら 御返事 秀小路  
上總入道様 かくらる  
人々御中 うへ松

1112 吉貴公御譜中

同年八月十七日 近衛左府家久公号如是京都華第而薨、計音達于薩州大磯館、

1113 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將亦七月七日於西丸

竹千代様御表 出御、被爲 請御禮り段被承之、目出度

被存由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

元文二年

九月七日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

1114 御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將又七月七日

竹千代様御表 出御、被爲 請御禮り段被承之、目出度

被存由得其意り、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

元文二年

九月七日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1115 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可述外也、

(卷) 「元文二年」 九月七日



薩摩

中將殿

1116 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(卷) 「元文二年」 九月七日

松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

1117 吉貴公御譜中

正文在文庫

御ふみのやう、披露致まいらせ外へハ、數々御満足

ニ思しめし外、誠ニ幾久しく萬々年も御長久ニはんしやうあそハし、度々御めミへ受させられ外様ニと祝入、なにもよく申せとの御事ニ御座外、めてたくかしく、

くかしく、

八月六日御日付にて御ふミ下され外、まつく公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よく成らせられ御めて度さ

一位様にも御機嫌よくならせられ外、御ころ易思しめし被成外へくり、さやうニ御座外得は、七月七日

竹千代様御表へ出御被遊、御目見へ受させられ外段御承知被成、御めて度思しめし被成外よし、右之御悦おほせ上られ、めてたくかしく、

朱カキ 元文二年

b

松平

御返事 上總入道様 にて

人々御中 秀小路 櫻井 植松

1118 吉貴公御譜中

正文在文庫

上總入道様かハらせられ御事御座不被成、めて度  
思しめし、何もよく申せとの御事ニ御座り、  
返くかしく、

御文下されり、まつく

一位様御機嫌能被爲成、御めて度思召被成り由、扱ハひ  
と日又三郎さま御めミへ相濟せられりニ付、大すミの守  
様 又三郎さま 奥さまへも御目錄の通參らせられり得  
者、かつさ入道様かたしけなく思召被成り由、御禮被仰  
上御文のやう、ひろふ致まいらせりへハ御満足ニ思召り、  
誠ニ幾久しく萬く年めてたさのミといわる入まいらせ  
り、めて度かしく、

朱力  
元文二年

松平

御返事  
かつさ入道様

人、御中

秀小路

さくらら

うへ松

継豊公御譜中  
扣正文在家老座

覺

一薩摩國・大隅國・日向國諸縣郡之産物惣本帳三册

一薩摩國産物繪圖帳春夏之部上中下三册

一大隅國産物繪圖帳春夏之部一册

一日向國諸縣郡産物繪圖帳春夏之部一册

外ニ秋冬之部繪圖帳之儀者追り差出申管御座り、

右者松平大隅守領國中産物相改、右之通帳面相認差出

申り、以上、

松平大隅守内(良) 主  
二元文二年 九月 相良彌一兵衛

右帳取仕立

桐白箱

黒目銅くわん付

萌黄絹さなた緒付

浅黄羽二重袷不洗ニ包

銘書

薩摩國

大隅國

産物帳

日向國諸縣郡

一右一箱取仕立之通ニ、九月八日正伯老所に相良彌一  
兵衛致持參り處ニ他出故、弟丹羽正因に委細申達り上  
差出り處ニ、右御用係之面々差寄被致披見、別る宜出  
來、殊更註書等細ニ被入御念り取仕立、何ぞ存寄り儀  
無之外、正伯罷歸次第早速見せ可申り間、兩日中承ニ

遣<sub>レ</sub>ハ、何分<sub>レ</sub>奉御返答可申入由承<sub>レ</sub>付、何れ之筋

ニ奉御差圖次第相改可差出<sub>レ</sub>間、正伯老御歸宅之節宜御達可被下旨申置、同十日彌一兵衛より以手紙正伯老

江、一昨日差出<sub>レ</sub>帳面之通ニ御用相達<sub>レ</sub>哉否之儀相尋遣<sub>レ</sub>處、左之通返答有之首尾好相納<sub>レ</sub>段申出、奉承置<sub>レ</sub>、

1120

如仰一昨日去御出被成<sub>レ</sub>得共、致他行不得御意<sub>レ</sub>、然者御國許産物帳被差置、正因ニ被仰聞<sub>レ</sub>趣致承知<sub>レ</sub>、御帳面宜出來相達之儀無<sub>レ</sub>之、尤殘<sub>レ</sub>繪圖出來次第可被遣<sub>レ</sub>、以上、

尚々弥御堅固被成御勤珍重存<sub>レ</sub>、以上、

(朱)「元文二年」

九月十日

(貞徳)丹羽正伯

相良彌一兵衛様

全上

1121

正文在琉球國國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通贈給之、入念<sub>レ</sub>段令祝着<sub>レ</sub>、猶期後喜之時<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

(朱)「元文二年」

九月十一日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1122

全上

芳翰令披見<sub>レ</sub>、如來意去年又三郎致中刺名實名相改<sub>レ</sub>、依之爲祝儀被差渡勝連親方、殊太刀一腰・馬代黄金十兩并目錄之通被相贈之、入念<sub>レ</sub>段令祝着<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

(朱)「元文二年」

九月十一日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1123

越前島津氏十六代忠紀譜中

元文二年九月十五日自越前島津家元祖忠綱<sub>ニ</sub>至三十五代忠長<sub>一</sub>、同會一牌新就安<sub>ニ</sub>之於淨光明寺<sub>一</sub>、同十八日主盟壽門修<sub>ニ</sub>行開眼供養之規式<sub>一</sub>、郷田兼田代<sub>ニ</sub>壯之助<sub>一</sub>請而拜<sub>ニ</sub>同會牌<sub>一</sub>也、

○同年十月十日國老島津久貫傳<sub>ニ</sub>命於札改官所<sub>一</sub>曰、越前島津家臣別府助有・中村兼長・肥後盛喜及妻、且嫡子夫妻手札面與<sub>ニ</sub>簿面<sub>一</sub>共不<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>年數<sub>一</sub>、其外之家士手札面不<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>年數<sub>一</sub>、簿面可<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>年數<sub>一</sub>、内女亦可<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>之、此外至<sub>ニ</sub>足輕中間<sub>一</sub>者肩<sub>ニ</sub>書名字<sub>一</sub>、手札面與<sub>ニ</sub>簿面<sub>一</sub>共可<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>年數<sub>一</sub>、札改官所中取役平城市左衛門傳<sub>ニ</sub>之於別府助

有一也、

1124 吉貴公御譜中

寫正文在文庫

寫

鳴津玄蕃殿 (貴儀)

從

總州様此節御諱貴之御一字御拜領被成候付、嫡々江左右

御一字永々相用候様被仰付被下度旨被爲願出候趣有之、

願之通右貴之御一字嫡々江永々相用外様被仰付候、

右之通今日玄蕃殿江申渡候間、御記録奉行江書留等致置

外様ニ可申渡候、以上、

元文二巳九月十六日

(島津久實)  
主殿

右貴ノ字拜領ノ御書ハ此年七月十八日トアリ、参照スヘシ

1125 継豊公御譜中

同年九月二十五日

竹千代君所<sub>レ</sub>脩<sub>二</sub>御色直之禮<sub>一</sub>也、以故繼豊獻<sub>レ</sub>具服一重・

二種一荷于<sub>二</sub>

竹千代君<sub>一</sub>、二種一荷于<sub>二</sub>

大樹吉宗公<sub>一</sub>、同品于<sub>中</sub>

亞相家重公上奉<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>之、各以<sub>二</sub>使价<sub>一</sub>、于<sub>二</sub>吉宗公<sub>一</sub>也使者市來次郎左衛門政方、于<sub>二</sub>家重公<sub>一</sub>

家重公

竹千代君<sub>二</sub>也小林中太兵衛政<sub>一</sub>也、兩使爲<sub>二</sub>假番頭役<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>

之、歟翌二十六日

竹千代君使牧野越中守貞俱 御契者衆 賜<sub>二</sub>御産衣二重・二種一

荷<sub>一</sub>、乃貞俱來<sub>二</sub>于芝<sub>一</sub>第二傳<sub>二</sub>釣命<sub>一</sub>、島津但馬守忠就代<sub>二</sub>

繼豊<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>命<sub>一</sub>、

1126 吉貴公御譜中

正文在文庫

竹千代様爲御色直御祝儀、以使者如目錄被獻之外、遂披

露<sub>レ</sub>外處一段之御仕合<sub>外</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ  
元文二年

九月廿七日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

1127 全上

竹千代様爲御色直御祝儀、

大納言様 竹千代様江以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>

處一段之御仕合<sub>外</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

宋力年  
元文二年  
九月廿七日  
松平上總入道  
松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1128  
繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様爲御色直御祝儀、以使者如目錄被獻之外、遂披

露<sub>レ</sub>處一段之御仕合候、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文二年」

九月廿七日

忠良判

松平大隅守殿

(朱)  
「在口裏」  
本多中務大輔

忠良

1129  
全上

竹千代様爲御色直御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>

處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文二年」

九月廿七日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
「在口裏」  
松平能登守

1130  
宗信公御譜中

正文在文庫

竹千代様爲御色直御祝儀、以使者如目錄進上之候、遂披

露<sub>レ</sub>處一段之仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文二年」

九月廿七日

忠良判

(朱)  
「在口裏」  
嶋津又三郎殿

忠良

(朱)  
「在右裏」  
本多中務大輔

1131  
全上

竹千代様爲御色直御祝儀

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄進上之外、遂披露<sub>レ</sub>

處一段之仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文二年」

九月廿七日

乘賢判

(朱)  
「在口裏」  
嶋津又三郎殿

乘賢

1132

(朱) 一雜抄中

高持成願御格式之事

一持留地・仕明開地元文二年已七月以前ニ免許申渡置分  
者、取込拜借無構持高相加付様申付付、以後之儀者取  
込拜借有之者ハ免許不申付付、尤外城衆中延米・飢  
拜借米等爲申付置表取込拜借同前之事付間、願取揚間  
敷旨申渡付事、

一寄合並以上一所一名持切之地仕明高者、取込拜借有之  
付共、高上限ニ無構御免可被成旨、元文二年已九月被  
相定付事、

吉貴公御譜中

正文在文庫

竹千代様 御宮參相濟候付、爲御祝儀以使者如目録被  
獻之外、遂披露付之處一段之御仕合候、恐々謹言、

朱力キ

元文二年

十月朔日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

(朱) 一在右裏

松平能登守

1134

竹千代様 御宮參相濟付、爲御祝儀

大納言様 竹千代様ハ以使者如目録被獻之外、遂披露付

處一段之御仕合付、恐々謹言、

朱力キ

元文二年

十月朔日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1135

緒豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様 御宮參相濟付付、爲御祝儀以使者如目録被

獻之外、遂披露付處一段之御仕合付、恐々謹言、

(朱)

元文二年

十月朔日

忠良判

松平大隅守殿

(朱) 一在口裏

忠良

本多中務大輔

1136

全上

竹千代様 御宮參相濟付付、爲御祝儀

大納言様 竹千代様ハ以使者如目録被獻之外、遂披露付

處一段之御仕合付、恐々謹言、

〔宋〕元文二年 十月朔日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

〔宋〕在口裏 松平能登守

1137 宗信公御譜中

正文在文庫

竹千代様 御宮參相濟外付の、爲御祝儀以使者如目錄進上之外、遂披露外處一段之仕合外、恐々謹言、

〔宋〕元文二年 十月朔日 忠良判

〔宋〕在口裏 嶋津又三郎殿 忠良

〔宋〕在右裏 本多中務大輔

1138

全上

竹千代様 御宮參相濟外付の、爲御祝儀 大納言様 竹千代様以使者如目錄進上之外、遂披露外處一段之仕合外、恐々謹言、

〔宋〕元文二年 十月朔日 乘賢判

〔宋〕在口裏 嶋津又三郎殿 乘賢

〔宋〕在右裏 松平能登守

1139 繼豊公御譜中

正文在種子島藏人

久 種子嶋彈正〔久基〕

元文二巳十月朔日 〔島津繼豊〕〔花押 No.1〕

1140 重年公御譜中

元文二年丁巳十月十五日善次郎元服中于薩府二號二兵庫久門二殿時九、太守繼豊公使懿親島津玄蕃貴儔代于繼豊公二爲二加冠二〔繼豊公因續留幕、江都、故及于此也〕、乃賜二脇刀一腰〔被平、安正〕、國老樺山主計久初勤二理髮二、

1141 繼豊公御譜中

正文在文庫

重陽之

御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、  
以上、

(朱)「元文二年」 十月廿日 松平伊豆守

松平大隅守殿

1142 繼豐公御譜中

正文在文庫

大清國皇帝代替付る、琉球中山王が先格之通慶賀使差渡  
申善り、其節皇帝に進物之内、太刀を學候る贈申儀り、  
鋼鐵なしに作調、見分計太刀之形にあり、用方に若く罷成  
(朱)「御紙二冊  
禮式太刀同然候、從前代皇帝代替之節舊式之進物御座り  
(朱)「先例之通可被申付候」  
旨、中山王申越り、先例何來候間此段申上り、以上、

(朱)「元文二年」 十一月六日 松平大隅守

1143 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、  
公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將又九月廿六日從

竹千代様以上使、同氏大隅守且其方に御産衣并御樽肴拜  
領之、重疊難有由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞候、  
恐く謹言、

(朱)「元文二年」 十一月十九日 松平伊豆守  
信祝判

松平上總入道

1144 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤り、將又九月廿六日從

竹千代様以上使、同氏大隅守且其方に御産衣并御樽肴拜  
領之、重疊難有由得其意り、紙面趣及言上り、恐く謹言、

(朱)「元文二年」 十一月十九日 松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1145 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤<sup>レ</sup>、將又九月廿五日

竹千代様御色直御祝儀相濟<sup>レ</sup>段被承之、目出度被存由得  
其意<sup>レ</sup>、依之被差越使者<sup>レ</sup>、紙面之趣各申談及 上聞<sup>レ</sup>、  
恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱力キ</sup>元文二年 十一月廿三日

松平上總入道

松平伊豆守

信祝判

1146 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤<sup>レ</sup>、將又九月廿五日

竹千代様御色直御祝儀相濟<sup>レ</sup>段被承之、目出度被存由得  
其意<sup>レ</sup>、依之被差越使者<sup>レ</sup>、紙面之趣及言上<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹  
言、

<sup>朱力キ</sup>元文二年 十一月廿五日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

1147 全上

返<sup>レ</sup>御表より御禮仰上られ<sup>レ</sup>へとも、なを又よろ  
しく申上<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>、めてたくかし<sup>レ</sup>く、

十月廿一日付にて御ふ<sup>レ</sup>ミ下され<sup>レ</sup>、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めてた  
く覺しめし<sup>レ</sup>よし、しかれハ先月廿六日

竹千代様より御色直の御祝義として、上使牧野越中守ニ  
て、御同氏大す<sup>レ</sup>ミの守様へ御産衣二重并ニしゆ一荷御  
拜領被成、御てまへ様ニも御産衣二重并壹しゆ一荷御拜  
領なされ、ありかたく覺しめし<sup>レ</sup>よし、御禮仰上られ御  
ふ<sup>レ</sup>ミのやう

大納言様へよろしく申あけまいらせ<sup>レ</sup>、めてたくかし<sup>レ</sup>く、  
<sup>朱力キ</sup>元文二年

まつ平

上總入道様

御返事

人々申給へ

豊岡

八嶋

うら尾

1148

幾久しくと祝入らせられ<sup>レ</sup>、なを<sup>レ</sup>上總入道様ニ  
も御替り被成<sup>レ</sup>御事御座不被成、めて度思しめし<sup>レ</sup>、

1149

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤、將亦九月廿七日

竹千代様御宮參相濟、段被承之、目出度被存由得其意、

なにもよく御心得申せとの御事ニ御さ、めてたく  
かしく、

十月廿一日御日付にて御ふミ下され披露致まいらせ、  
まつく

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思召被成りよし、  
さてハ先月廿五日

竹千代様御色直し御祝義萬事御首尾よく濟せられ、萬  
々年もとめてたくおほしめし、御悦仰上られ御満足  
ニ思しめし、誠に、めてたくかしく、

朱力キ  
元文二年

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

お

1151

吉貴公御譜中

正文在文庫

右の御悦仰上られ御ふミのやう、數々御満足ニ思

しめし、誠ニいくひさしく萬々年も御機嫌とも

よくならせられ、御長久御はんしやう遊し、御

依之被差越使者、紙面之趣各申談及 上聞、恐々謹  
言、

朱力キ  
元文二年 十一月廿七日  
松平上總入道 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1150

全上

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤、將又九月廿七日

竹千代様 御宮參相濟、段被承之、目出度被存由得其

意、依之被差越使者、紙面之趣及言上、恐々謹言、

朱力キ  
元文二年 十一月廿七日  
松平能登守 乘賢判

松平上總入道

めてたさのミと祝入らせられ、なにもよく申せとの  
御事ニ御座り、めてたくかしく、

十月廿三日御日付にて御ふミ下され披露致参らせり、ま  
つゝ

公方様 御宮参り被遊、還御の時分并伊掃部頭方へ成ら  
せられ、御機嫌能還御被遊り段御承知被成、御めて度思  
しめし由、めてたくかしく、

朱力キ  
元文二年

松平

上總入道様  
御返事  
にて  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

1152

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、十月

七日

大納言様山王社氷川明神御参詣之段被承之、恐悦旨尤候、  
紙面之趣及言上り、恐々謹言、

朱力キ  
元文二年 閏十一月二日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1153

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤り、將又

竹千代様御誕生付る、十月十二日御本丸に

大納言様被爲 成、竹千代様及初る被爲入、御祝儀相

濟り段被承之、目出度被存由得其意り、依之被差越使者

り、紙面趣及言上り、恐々謹言、

朱力キ

元文二年 閏十一月七日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1154

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將又

竹千代様御誕生、十月十二日御本丸に

大納言様被爲 成

竹千代様承初め被爲入、御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由得其意り、依之被差越使者り、紙面之趣各申談及上聞り、恐々謹言、

朱力年

元文二年

閏十一月七日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

1155 全上

幾萬々年と御めてたさ御満足ニ参らせられり、なを幾ひさしく御機けんよく御はんしやう遊し、たひ々御成被遊り様こと祝入らせられり、右の御祝義仰上られ御ふみのやう、御満足思しめしり、なにも々よく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、十一月七日の御日付にて御ふみのやう、披露致まいらせり、まつ々

公方様

大納言様御機嫌よくならせられ、

竹千代様にも御機嫌よく成らせられり御事、御目出度思

召被成り由、

一位様にも御機嫌よくならせられ、御ころ易思召被成りへくり、さやうニ御さけへハ

竹千代様御誕生の御祝義

大納言様 御本丸へ成らせられり時分

竹千代様にも始る成らせられり、御にきくしく御いはる濟せられ、めてたくかしく、

朱力年

元文二年

右

松平

上總入道様にて

人々御中

秀小路 櫻井 植まつ

1156

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、十月

十四日

公方様増上寺 御靈屋 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱力年

元文二年

閏十一月十一日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

覺

御家御元服之儀ニ付

總州様御直ニ私共ハ段々

御意之旨奉承知、書記ハ趣左之通ニ御座ハ、

一 御元服と申ハ者、當時從

將軍家御稱號御一字御給、御實名被相改、初ハ御官位

御敘任之時を申事ニ候、

御元祖 忠久様及元曆二年御年七、依

賴朝卿之命、鎌倉羈岡若宮之寶前ニ御元服、畠山庄

司次郎重忠加冠被相勤、忠久と御名乘、被任左兵衛少

尉、鳩作之寶刀御賜被成ハ、是則 御家御元服之基ニ

ハ候、

一 二代忠時様以後 御代々様之儀者、御無官之節御幼少

ニ御元服之御規式有之ハと相見得ハ、

一 御代々様御年生之儀及御年十五以下九ツ迄之間ニハ、

爲定古法者無之ハ、

〔爲清光久〕  
寛陽院様九ツニ御中荆被遊、御嘉例と罷成、又三郎

様迄其通ニハ、

一 右通ニハ處ニ 御家ニ御中荆之事を御元服と申來ハ

得共、其通ニハ無之筈ニハ、去年又三郎様御中荆之

節、御元服之御規式と申ハ様ニと願娃〔久恩〕左京ハ被 仰聞、

折之事、又者御加冠御名代島津但馬守殿ハ御盃之次第

御差圖爲被遊事ニハ、

一 於 將軍家 此御方様御元服之節者、御盃・御押肴迄

御頂戴被遊事ニハ、

〔爲清吉俊〕  
總州様御中荆被遊ハ節

寛陽院様御加冠ニハ、其時

總州様下座より御進ミ、御家中之者ハ御加冠被成ハ次

第二不相替程之次第ニハ爲有之と被 思召ハニ付

一 當 公方様ニ者古風を專被遊事ハ故

又三郎様御中荆之節左京ハ段々被仰聞ハ、其以後被思

召ハ者、素袍御着之事ハ御長上下之筈ニハハ者、其節

御心付不被遊ハ、

一 御元祖忠久様御元服之時代者

賴朝卿從二位ニハ大納言ニ及未御昇進無之、御舍弟範

賴・義經五位ニハハ者、右時代ニハハ得者 忠久様ニ者

素袍御着被遊筈ニハ、其節者御中荆も無之事ニハ、

一此御方樣御家格者、近代御初官ニ從四位侍從ニ被成御  
敍任ハ、御無官ニ被成御座内 御目見之節者、四

品之席ニ御禮有之事ニハ、此儀者 此御方樣ニ不限  
御國持者大形其通ニ有之ハ、素袍者無位無官致着事ニ

ハ、三位以上者諸大夫、四位以上者布衣之御家人有之  
事ニハ、頃日御家老者 御城ハ裝束着之節者布衣致着

ハ、年頭其外右類之節、御番頭以下罷出ハ素袍ニ  
ハ、御家老布衣致着ハ得者、御無官之内ニハも素袍

御着者有間敷事ニハ、

一元服髮之結樣伊勢流などニハ習有之、髮はやしハ以後  
素袍ニハ兒烏帽子致着事ニハ得共、夫者輕キ者之事ニ

ハ、  
將軍家之御元服ニハ御冠被召事ニハ、

此御方樣御家ニハ者士烏帽子之御用者無之事と被 思

召候、伊勢流と申者

足利將軍家之時代ニ相始リ、中古以來之事ニハ、古法  
と申ニハ無之候、

一御家中ニハ素袍致着、末廣持ハ事常之扇子之筈と被

思召候、

一折之事を此以前天井折と唱來ハ得共、其名目何之故を

以唱ハ哉、其譯不相知ハ、殿上折と書ハハ、殿上人杯  
と申事者ハ得ハ、其通ニハ可有之ハ、然共

將軍家堂上方御元服之節、被相用ハ事無之ハ、此儀ニ  
付ハ者先年以來段々被相糺、猶又 又三郎樣御中刺之

節左京に被 仰聞、於京都

近衛樣御方其外堂上方故實存ハ者に相糺ハ處ニ、折又  
ハ折櫃物と申ハ

禁裏堂上方ニ被相用事ハ得共、天井折、殿上折之名目  
者無之事之由ハ故、折と唱ハ樣ニ被仰付ハ、

一御家ニ折十二合被用來ハ處ニ、御家中ニハ十二合進上  
致ハ事者無之筈ニハ得共、只今迄致來ハ故其通ニハ、

輕キ者ニハ六合或三合致進上ハ事も只今迄致來ハ故、  
其通ニハ、是ハ古法ニハ者無之、不相應之事と被 思

召候、

一被進物者依時代其品相替事者ハ、折之儀者いつ時代よ  
リ始リハ哉不分明ハ、

寬陽院樣御代より其御嘉例只今迄有之事ニハ、何事者  
ケ樣之舊例有之事ニハ、於

將軍家御先祖中古之御嘉例を以、兎之御吸物年頭ニ被

召上事者ハ、折者

此御方様御嘉例之事ニ得ハ、御家中より之進上物ニ

ハ有間敷事ニ付、寛陽院様以後之御分レハ、折之數

依人柄替外事及可有之付哉、御家同前之敷進上者無

之管ニ付、他家之者ハ猶以有間敷事ニ被 思召外、

一不依大身小身ニ家督と申儀爲重立事ニ付處ニ、家督之

御禮進上物より部屋栖元服之御禮進上物多分ニ付事、

尤トハ不被 思召候、

一御家中ニ有る者餘家ニ無之元服之規式、古來より有之様

ニ、故を不存者ハ可存付得共、左様成譯ニ有ハ無之付、

近代爲被致來事ニ有、輕キ者ニハ無之管之事ニ付、

一御家中ニ有る元服致來外事、古例之様ニ存付者及可有之

外へ共、頃日之事ニ有付、御加冠之御書付夫々之格式

ニ應シ被下外事者

總州様思召を以被下事ニ有、其以前ハ無之事ニ付、

右之趣致書付、以後者

又三郎様被成御覽、御家老中及承付様ニ付被 思召候、

何方よりニ有及御尋及有之節、餘事之儀者御家ニ有る者

御記録等有之事ニ付得共、御元服之次第故を委ク存付

者無之付故、以後何そ之御見合ニ及可罷成ト之御事ニ

有、右書付被仰付外故書記申候、以上、

御記録奉行

相良角兵衛(長番)

川上平右衛門(久徳)

元文二年巳十一月

1158 全上

御家御元服之儀ニ付書付一通

右者先月十七日私共兩人相良源太夫奏者ニ有被 召出

總州様御直ニ御意之趣、源太夫同前ニ奉承知、書記備

御覽外處ニ、右書付御家老中承知被成置、以後時節次第

又三郎様被遊 御覽外様ニ可仕旨 御意ニ有付、此儀爲

後年添書可致置由、源太夫御取次を以承知仕付、如此

御座外、以上、

御記録奉行

相良角兵衛

川上平右衛門

元文二年巳十一月

〔朱〕延享三年寅正月三日顯桂内膳殿ニ御家御元服之儀ニ付書付壹

通并添書壹通、右ニ相付書付壹通、去ル丑九月當座より差出

之候ニ付、本田孫右衛門を以 薩州様被備 御覽、又ミ孫右

衛門を以右書付三通共ニ御下ケ被成付、爲後年外條、右三通

共ニ御記録所正納置、御用有之節可差出旨被仰渡、右御書

付三通被成御渡、町田仲右衛門承之候事」

(米)  
「正文在文庫」

## 覺

一 御元服と申外者、當時從

將軍家御稱號御一字御給、御實名被相改、初る御官位

御敘任之時を申事ニ候、

御元祖忠久様及元曆二年御年七、依

賴朝卿之命、鎌倉鶴岡若宮之寶前ニ御元服、畠山庄司

次郎重忠加冠被相勤、忠久と御名乘、被任左兵衛少尉、

鳩作之寶刀御給被成候、是則 御家御元服之基ニ御候、

一 御家ニ御中剃之事を御元服と申外得共、其通ニ御

ハ無之筈外、去年

又三郎様御中剃之節、御元服之御規式と申外様こと顯

娃左京(久馬)に被 仰聞外、

一 御家中ニ御素袍致着、末廣持事常之扇子之筈と被

思召候、

一 折之事を此以前天井折と唱來候得共、其名目何之故を

以唱外哉、其譯不相知候、殿上折と書候者殿上人抔と

申事及外得共、其通ニ及可有之候、然共

將軍家堂上方御元服之節被相用外事無之候、此儀ニ付  
る者先年以來段々被相糺、猶又

又三郎様御中剃之節左京に被仰聞、於京都 近衛様御

方其外堂上方故實存候者に相糺候處ニ、折又者折櫃物

と申候外

禁裏堂上方ニ被相用事候得共、天井折、殿上折之名目

者無之事之由外故、折と唱外様ニ被仰付候、

一 御家ニ折十二合被用來外處ニ、御家中ニ御十二合進上

致外事者無之筈ニ御得共、只今迄致來外故其通ニ御、

輕キ者ニ及六合或三合致進上外事及只今迄致來外故、

其通ニ候、是及古法ニ御及無之、不相應之事と被 思

召候、

一 被進物者依時代其品相替事及外、折之儀及いつ時代よ

り始り外哉不分明外、

寬陽院様御代より其御嘉例只今迄有之事ニ候、何事及

ケ様之舊例有之事ニ御、於

將軍家御先祖中古之御嘉例を以、兔之御吸物年頭ニ被

召上事及外、折及此御方様御嘉例之事ニ御得者、御家

中より之進上物ニ御有間鋪事ニ候、

寬陽院様以後之御分レ者、折之數依人柄替外事及可有

之外哉、

御家同前之數進上ハ無之筈ニ候、他家之者若猶以有間敷事ニ被 思召候、

一不依大身小身ニ家督と申儀爲重立事ニ付處、家督之御禮進上物方部屋栖元服之御禮進上物多分ニ候事、尤と若不被 思召候、

一御家中ニ有老餘家ニ無之元服之規式、古來より有之様ニ、故を不存者若可存付得共、左様成譯ニ有老無之候、近代爲被致來事ニ有、輕キ者ニ有老無之筈之事ニ候、

一御家中ニ有元服致來付事、古例之様ニ存候者及可有之付得共、頃日之事ニ有付、御加冠之御書付夫々之格式ニ應シ被下候事ハ

總州様思召を以被下事ニ有、其以前ハ無之事ニ候、右九ヶ條 御直元服 御前元服等之人數ハ拜見可被 仰付置儀と奉存付、以上、

御記録奉行

相良角兵衛

〔元文二年〕 巳閏十一月十五日

川上平右衛門

正文在文庫

覽

太守様御元服之節、御包丁人頭山下三左衛門江戸詰居、天井折十二合調方被仰付、御樽若三荷と相見得申付、其節御樽之儀若五荷ニ有及可有之事ニ奉存付、且又去辰三月 又三郎様御元服之節ハ、御包丁人頭石原佐次右衛門詰居付ニ付、天井折十二合・御樽三荷調方御書付を以被 仰付付筋ニ相見得申付、其節及御先例之通ニ爲被仰付ニ

有御座付半と乍輕奉存付、折十二合ニ有老樽五荷、折六合ニ有樽三荷定式之様ニ承傳申付、先年於御當地ニ先之周防殿・先之玄蕃殿元服之節、折十二合亡父石原次兵衛相調申付、其節兩度共ニ樽五荷ニ有御座付様ニ自分書留ニ相見得申付、乍然樽之儀私共何ぞ調申儀無之付、何方及先規之通有之候様ニ存申付、右之外十二合之節樽之員數氣差寄不申付ニ付、究有存不申付、右通ニ御座付故此段申上付、以上、

御包丁人頭

巳閏十一月十七日

石原嘉右衛門

御振廻方

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くこのほかかんしもつよく御さけへ共、いよ  
く御さハリもあらせられすけや、かすくきかせ  
られ度おほしめしけ、何もよろしく御申上被成けへ  
くけ、めてかしく、

寒中なからことのほかのかんして御座けへとも、まつ  
くその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリも御座不被成  
けや、かすくきかせられ度思しめしけ、こ御ほと高  
名輪にて 御前様御機嫌よくいらせられけ、 大守様こ  
もかハラせられけ御事も御座不被成、御心よくかん氣の  
御さハリも御座不被成け、 姫君様 御子様方も御機嫌  
よくいらせられけ御事こ御さけ、寒中の御左右きかせら  
れたさ仰被進け、此よしよろしく御申上被成けへくけ、  
めてたくかしく、

宋力年  
元文二年

ひし嶋

隼

人さま

とみ

お

嶋津

權左衛門さま

岡田

藤え

全上

返く誠にあいかハラすとの御事迄こおほしめし  
け、ことのほかかんまいらせけま、なを御さハリ  
も御座不被成やうにとおほしめしけ、何もよろしく  
御申上成へくけ、かしく、

寒中なからことのほかかひえまいらせけへ共

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリもあらせられ  
すけや、かすくきかせられ度おほしめしけ、こ御ほと  
御前様こも弥御機嫌よく

大守様こもかハラせられけ御事も御さあそはしけハて、  
御心よくいらせられけ御事こ御さけ、  
姫君様 御子様方もいよく御機嫌よくいらせられけ御  
事こ御さけ、扱ハ此御もく録のことく、寒中の御左右被  
爲聞御事迄こ進しられけ、此よしよろしく御ひろう御申  
上被成けへくけ、めてたくかしく、

宋力年  
元文二年

ひし嶋

隼人さま

人

とみ

お

嶋津

岡た

藤え

元文二年十一月二十一日於須磨方携<sub>三</sub>壯之助<sub>一</sub>候<sub>二</sub>大礮館<sub>一</sub>、

吉貴公直有<sub>レ</sub>命<sub>下</sub>、

竹千代君<sub>二</sub>大納言家重公儲君、今年五月二十二日降誕于東武城中也<sub>一</sub> 所<sub>レ</sub>賀<sub>三</sub>賜<sub>二</sub>

公<sub>二</sub>之産衣<sub>一</sub>一襲及執政奉書之臨寫一通於壯之助<sub>上</sub>、詳<sub>二</sub>于左<sub>一</sub>、

1164 御産衣 一重

但

一御表白綸子寶盡之模様銀之摺箔御綿入

一御紋所菱銀之摺箔

一御裏白羽二重

一御紐白綸子寶盡之模様銀之摺箔

一御下着白垢御綿入

一右御下着之御紐白羽二重

右

竹千代様御産衣元文二年巳九月廿六日於江戸以上使

總州様<sub>に</sub>御拜領<sub>二</sub>付、同年閏十一月廿一日礮<sub>に</sub>於須磨様

御同道<sub>二</sub>の壯之助殿御參之節、從

總州様於 御前右御産衣一重御拜領、左<sub>の</sub>右<sub>二</sub>相添御

奉書之寫御手自被遊御給<sub>り</sub>付、御産衣<sub>者</sub>御奥<sub>に</sub>御格護、御奉書之寫<sub>者</sub>御由緒箱<sub>二</sub>納置申<sub>外</sub>、此段後年爲見合如此

二<sub>外</sub>、以上、

元文二年巳 抱守 大脇孫之進

閏十一月廿一日

田中林角

1165 繼豊公御譜中

正文在文庫

去冬從

公方様御鷹之鷹女中使を以私母<sub>に</sub>拜領仕<sub>り</sub>、御内證より

拜領物之節<sub>者</sub>御内證より御禮申上來<sub>り</sub>得共、去年之儀<sub>者</sub>

御鷹之鷹初<sub>の</sub>拜領仕<sub>り</sub>付、私病中故一類之者以名代表

向より御禮申上<sub>り</sub>外、當年不相替拜領被仰付<sub>り</sub>者、御内證

より御禮申上筋<sub>二</sub>可仕<sub>り</sub>哉、御差圖可被下候、以上、

(朱) 元文二年 閏十一月廿五日 松平大隅守

1166 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>外</sub>、就寒中

1168

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御目錄之通御進上被成、披露いたしまいらせ外へハ、  
御満足と思しめし外、幾久しく相かハらすと祝入ら  
せられ外、

1167

全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安

全御事外間可御心易外、随而鯛一箱被獻之外、遂披露外

處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
元文二年 十二月五日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

朱力キ  
元文二年 十二月五日

松平上總入道

松平左近將監

乘邑判

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安  
全御儀外間可御心易外、随而鯛一箱被獻之外、各申談遂  
披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

1169

全上

返くいよく御機嫌よくいらせられ外、かんきの

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

上總入道様にも寒氣之御障も御座不被成、めて度思  
しめし外、なをく御機嫌御同被成、御念入られ外  
御事と思しめし外、何もよく心へ外て申せとの御事  
ニ御さ外、めてかしく、  
御ふミ下され外、まつく  
公方様  
大納言様  
竹千代様御機嫌よく成らせられ  
一位様御機嫌よく被爲成、めてたく思召被成り由、寒中  
ことの外ひえくしく御座外へとも、なを  
一位様御機嫌よく被爲成、御障もあらせられ外はす外、  
御心易思しめし被成外へく外、寒中御機嫌御同と御座外  
て、めてたくかしく、

朱力キ  
元文二年

右

御障りも御座不被成御事、御めて度思しめしり、  
大守様も段々御心よく御さなされり御事、めて度  
御悦ニ御ほしめしり、何もよろしく御申上被成りへ  
くり、めてかしく、

寒中の御左右被爲聞御ふみのやう、かたしけなく思しめ  
しり、おほせ進しられりごとく、寒中なからことのほか  
御ひゑく鋪御座りへ共、まつく

總州様初られ御揃あそはし御機嫌よく被爲入御事きかせ  
られ、かすく御めて度思しめしり、こゝ御ほとこても  
御揃あそはし御機嫌よく被爲入り、扱ハかん氣御左右き  
かせられり、御もく録の通進しられ、かすくかたしけ  
なくおほしめしり、いく久しくといわる入らせられり、  
此よし宜御禮御申上被成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文二年  
十二月十六日

ひし嶋  
準人さま  
とみ  
嶋津  
登 ちよま  
御返事  
岡た  
藤え

1170  
継豊公御譜中  
正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り之處一段之  
御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
元文二年  
十二月十九日  
乘賢判

松平大隅守殿  
乘賢

(朱)  
在口裏  
松平能登守

1171  
全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御  
仕合り、恐々謹言、

(朱)  
元文二年  
十二月十九日  
乘邑判

松平大隅守殿  
乘邑

(朱)  
在口裏  
松平左近將監

1172  
吉貴公御譜中

返く何もよろしく御申上被成りへくり、めてかし

正文在文庫

歳暮の御祝義と御座りて御文のやう、則御めにかけてまい  
らせり、仰被進りことく、暮の御めてたさとなたもをな  
し御事こいわる入らせられり、まつく御揃あそはし御  
機嫌よく被爲入、御にきくしく御いわるあそはしり御  
事、かすく御めて度思しめしり、こゝ御ほとこて御揃  
あそはし御機嫌よく、御にきくしく御いわるあそはし  
り、扱はくれの御祝義と御座りて御もく録の通進しられ、  
かすく御めて度忝思しめしり、まことにいく萬く年  
もといわる入らせられり、此よしよろしく申せとの御事  
こ御さり、めてたくかしく、

元文二年 十二月廿七日

ひし嶋 嶋津 隼人さま 登さま 御返事  
とみ 岡た 藤え

1173 全上

なをくこのよしよく申せとの御事こ御座り、めて  
たくかしく、  
閏十一月廿七日御日付にて御ふみ下され、披露致しまい  
らせり、まつく

一位様御機嫌よく被爲成、御めてたく思しめしり由、さ  
やうに御座りへハ、十一月晦日  
光相院様御廿三年に御あたりあそはしり付、御たつねま  
し被遊り御事こて外に、御もくろくの通大隅守様 上總  
入道様 奥さまへも参らせられりへハ忝思召被成りよ  
し、御禮仰上られ御念入まいらせり、御満そくに思しめ  
しり、めてたくかしく、

元文二年

松たいら 御返事 秀小路  
上總入道様にて 櫻井  
人々御中 うゑ松

1174 全上

扱はこの御もく録のとをり御尋遊ハしり御事迄こ  
上總入道様へ参らせられり御事こ御座り、なにもよ  
くく申せとの御事こ御さり、めてかしく、

一位様より申せとの御事こ御座り、まつく  
一位様御機嫌よくならせられり、御こゝろ易思召被成り  
へくり、さやうに御座りへハ、今日ハ御程なく  
相光院様御貳十三年に成参らせられ、誠こ御月日たくせ

られ外ハ、御まもあらせられぬ御事ニ思しめし外、上總

入道様ニもなにかと思しめし出させられ外半と思しめし

外、御ひえくしさの時分ニも御座外へ共、なにの御障

も御座不被成外哉、數くきかせられたく思しめし外、

かしく、

朱力半  
元文二年

松平

上總入道様ニて

人々御中

秀小路

櫻井

植松

あ

1175

継豊公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲本多中務大輔

可述外也、

(朱)

「元文二年」

十二月廿七日



薩摩

中將殿

1176

全上

爲歳暮之御祝儀

大納言様は御小袖一重以使者被獻之候、遂披露外處一段

之御仕合外、恐々謹言、

(朱)

「元文二年」

十二月廿七日

本多中務大輔

忠良判

松平大隅守殿

1177

継豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様は御破魔弓一筋以使者被獻之候、首尾好遂披露

外、恐々謹言、

(朱)

「元文二年」

十二月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

(朱)

「在口裏」

松平能登守

繼豊公御譜中

〔元文三年〕  
 正月元日 又三郎忠顯(宗傳) (花押 No.9)  
(朱) 〔此年宗傳公十二歳ノ御時ニ當れリ〕

嘉辰令月歡無極萬歲千秋樂未央  
 こゝろたにまことの道にかなひなは  
 祈らすとても神や守らん

宗信公御譜中  
 正文在文庫

吉書

道 錄 舊 記 雜 錄 卷八十三	吉貴公	自元文三年正月
	繼豊公	至同 四年五月
	宗信公	

(表紙)

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御  
 仕合外、恐々謹言、

〔元文三年〕 正月七日 信祝判

松平大隅守殿(島津權豊)

信祝

〔朱〕  
 〔在右裏〕  
 松平伊豆守

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露外處一段之御  
 仕合外、恐々謹言、

〔朱〕  
 〔元文三年〕 正月七日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

〔朱〕  
 〔在右裏〕  
 松平能登守

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之、遂披露<sub>レ</sub>之處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>キ</sub>  
元文三年 正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

(島津吉貴)  
松平上總入道

全上

爲年頭之御祝儀

(家重) 大納言様 竹千代様<sub>(家治)</sub>に以使者御太刀・御馬代黄金被獻之

外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>キ</sub>  
元文三年 正月十一日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造與行事、

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀、(如件脱力)

元文三年正月十一日 繼豊御判

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被

獻之、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
元文三年 正月十一日 信祝判

松平大隅守殿

(朱)  
松平伊豆守

全上

爲年頭之御祝儀

大納言様 竹千代様<sub>(家治)</sub>に以使者御太刀・御馬代黄金被獻之

外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
元文三年 正月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

(朱)  
松平能登守

1186

宗信公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩進

上之外、遂披露外處一段之仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「元文三年」

正月十一日

信祝判

(朱)  
「在口裏」

鳴津又三郎殿

信祝

(朱)  
「在右裏」

松平伊豆守

1187

全上

爲年頭之御祝儀

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者御太刀・御馬代黃金進上外、

遂披露外之處一段之仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「元文三年」

正月十一日

乘賢判

(朱)  
「在口裏」

鳴津又三郎殿

乘賢

(朱)  
「在右裏」

松平能登守

1188

越前島津氏十六代忠紀譜中

元文三年戊午正月十三日

吉貴公賜脇刀治江左長七寸三分一腰於壯之助也、開于左、

1189

御脇差一腰銘左長七寸武部

一御二所物赤銅羈龜松竹色繪

一御縁頭赤銅石目金御紋所居物有

一御鉏二重金

一御切羽鷲目金

一御鍔赤銅小石目金御紋所居物有

一御柄洗鉸糸卷

一御鞘黒塗

一御小刀銀梅毛彫有

一御下緒

朱力十  
「元文三年戊午正月十三日」

1190

継豊公御譜中

元文三年戊午正月二十二日

竹姫君攜菊姫登營于大奥、菊姫獻卷物三・一種一

荷子

吉宗公、御匣看一種于

家重公、繼豐亦獻御匣看一種于

吉宗公、乃菊姫奉<sub>レ</sub>謁<sub>二</sub>

吉宗公

家重公、蒙<sub>二</sub>懇篤<sub>一</sub> 上意<sub>二</sub>且恩賚有<sub>レ</sub>等、繼豐・忠顯亦

尋預<sub>二</sub>恩賜<sub>一</sub>也、斯日菊姫初謁<sub>二</sub>

竹千代君<sub>一</sub>、則亦有<sub>二</sub>賜物<sub>一</sub>焉、暨<sub>二</sub>秉燭<sub>一</sub>傍<sub>二</sub>竹姫君<sub>一</sub>降<sub>レ</sub>

營還<sub>二</sub>芝守殿<sub>一</sub>、翌<sub>二</sub>二十三<sub>一</sub>日島津但馬守忠就代<sub>二</sub>繼豐<sub>一</sub>到<sub>二</sub>

于執政各第一奉<sub>レ</sub>禮<sub>二</sub>謝焉<sub>一</sub>、

1191 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤<sub>レ</sub>、將又舊臘御鷹之鷹妻女拜領之、難有由得其意<sub>レ</sub>、

紙面之趣各一覽之事<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ  
元文三年 正月廿三日

松平上總入道

松平伊豆守

信祝判

1192 繼豐公御譜中

同年正月二十五日以<sub>二</sub>上使津田外記<sub>一</sub> (正明) 御使 賜<sub>二</sub>御鷹所<sub>一</sub>捉

之鶴一隻於芝第一、島津但馬守忠就代<sub>二</sub>繼豐<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>事、

1193 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよく申せとの御事<sub>二</sub>御座<sub>レ</sub>、めてかし

く、

十二月廿一日の御日付にて御文被下<sub>レ</sub>、まつく

一位様御機嫌能被爲成<sub>レ</sub>御事、御めて度思召被成<sub>レ</sub>由、

扱ハ舊冬奥さまへ御左右きかせられ、御目錄の通參らせ

られ<sub>レ</sub>へは御懇の御事

上總入道様にも忝思召被成<sub>レ</sub>由、御禮被仰上御文のやう、

披露致<sub>レ</sub>り得者御満足<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、誠幾萬く年も相かわら

すと祝入らせられ<sub>レ</sub>、めてたくかし、

朱カキ  
元文三年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

さくらら

うへ松

1194 吉貴公御譜中

正文在文庫

御繁昌の御事にて、相かハラすといわる入らせられ  
り、此よろしく御禮御申上成られりやうこよく  
く申せとの御事ニ御さり、返く何もよく御申上  
被成りへくり、なをまた正月廿二日ニハ

御本丸へ姫君様 菊姫様 御年頭の御登城あそハシ  
り、御にきくしく御いわるあそハしり、

竹千代様へも初御たいめんあそハし、一入御にき  
くしく御いわる被成り御事ニ御さり、かしく、

初春の御祝義と御座りて、御ふみのやう仰被進りことく、  
つきしりハぬ此春の御めてたき、おなし御事こいわる入  
らせられり、まつく

總州様初られ御機嫌よくいらせられ、めてたきはるを御  
むかへあそハしり御ことふき御にきく鋪御いわるあそ  
ハしり御事、かすく御めて度思しめしり、こ御ほと  
にて高名輪にて

御前様御機嫌よくいらせられり、めてたき春を御むかへ  
あそハしり、御にきくしくいわるあそハしり、

大守様

姫君様 御子様方も御機嫌よく御年重のへ、はるを御む

1196

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返く菊姫様へ御めつらしき御作り臺進しられ、か  
すくめてたくかたしけなく御ほしめしり、

1195

継豊公御譜中  
正文在文庫

かへあそハしり、御にきくしく御いわるあそハしり、  
年始の御しうき御ふミこても仰進しられ、かすく御め  
てたくかたしけなくおほしめしり、誠にいく久しく萬  
く年も、めてたくかしく、  
宋カキ  
元文三年 二月三日  
ひし嶋(範房) とみ  
津 人さま  
權左衛門さま 岡田  
御返事 藤え

歳暮之御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被  
差出り、以上、

元文三年 二月廿日 本多中務大輔  
松平大隅守殿

菊姫様もことのほかかたしけなかりまいらせり、御ひいなさま御ちそうあそハしり、御客衆へも御ミ

せあそハしりて、一入御悦ニ御ほしめしり、かたしけなく思しめしり、此たんもよろしく御禮御申上成りへくり、

又三郎様もことの外御成人あそハしりて、御おとなしくなりまいらせり、高名輪へもさそくいらせられり、めてたく御よろこひあそハしり、めてかし

御悦之爲仰被進り、時分柄次第ニ長閑ニ成まいらせり、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入御事、かすく御めて度おほしめしり、こゝ御ほとこても

御前様御機嫌よくいらせられり、

大守様

姫君様 御子様方も御機嫌よく被爲入御事御さり、さては二月十三日ニハ高名輪へ菊姫様御入ましあそハしり、色々御馳走さまにて御にきくしく御いわるあそハしりて、かすくめて度御悦ニおほしめしり、同十八日ニハ御前様御表へいらせられりて

大守様も御久々にて御たいめんあそハしり、こなたへも御ゆるくといらせられり、

姫君様も御久々にて御たいめんあそハしり、御にきく鋪御いわるあそハしり、めてたく御悦ニおほしめしり、去なから何の御馳走も進しられず、御残多おほしめしり御事ニ御座り、誠にいく久しく萬々年も御繁昌の御事にて、相かハらすといわる入らせられり、此よし宜御申上被成りへくり、めてたくかし、

朱力キ  
元文三年 三月三日

カ

ひし嶋

とみ

嶋津

岡た

權左衛門さま

藤ゑ

人々

吉貴公御譜中

正文在文庫

なぞく何もよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

二月六日付にて御ふみ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、御

1199

越前島津氏忠紀譜中  
 元文三年三月十五日有命、名壯之助履之地被號三重  
預言者越前國地名 忠久公所領也 忠綱 爲守禮代住彼國、而今雖爲他領土無舊名之  
 富一  
 兵衛正輔傳之於山澤盛香也、開于左、

山澤十太夫に

嶋津壯之助殿私領、惣名重富と被名附外條、此旨壯之助殿に可相達外、

右之通可申渡外、以上、

1198

松平  
 上總入道様  
 御返事  
 八嶋  
 浦尾

豊岡

1201

嶋津玄蕃殿  
(廣徳)  
 嶋津壯之助殿  
(忠紀)  
 嶋津兵庫殿  
(久門)

一右老玄蕃殿・兵庫殿御内證に御目見又老御奥に被爲通外節、只今迄老諸人同前に、脇差を御近習番所又老納殿に被爲置外、右三人老格別之家格外間、向後老御目通に被罷出外御座次迄脇差を被差、御目通に被罷出外涯に無腰被罷成外様可被致外、尤御奥に參上之節及御座次之間迄、脇差を被差可被罷通外、  
 一御城下諸御屋敷并御寺下乘之儀及、右三家老下乘札前二の不及下乘、登城之節及御門涯に下乘可被致外、御城下被罷通候節老御門前下乘に不及外、磯に參上之

めて度覺しめし外由、しかれば年始の御祝義として、正月七日御召仕の高津事御上ケ被成外處に  
 御目見仰付られ、そのうへ 上意を蒙り、御料理下され外御事、冥加のいたり有かたく覺し召外由、右之御禮

大納言様へ仰上られたきとの御事、御ふみのとをりよろしくひろう致まいらせ外、めてたくかしく、

朱力平  
 元文三年

6

1200

朱力平  
 元文四年己未三月十五日  
 三月  
 左京  
(頼桂久助)

○同年五月二十八日有命、賞儀・壯之助・久門者其等異に  
(華水孝) (越前家) (加治木孝)  
 于他、故于殿中に城下に官寺に大磯  
官力  
 被定其格式、嫡子亦可同之、頼桂久周使戸田成紹傳之於山澤盛香、詳于左、

節及龍洞院下馬札中下乘ニ不及、御門涯ニ下乘可有  
之外、

一右三家部屋栖之儀及同前ニ可被致り、

但壯之助殿儀若當分御丸之内ニ被成御座り故、當時

若右同様ニ若無之外、以後駿川御屋敷ニ被引越、諸  
事之儀家格之通ニ被致り節より右之通可被致り、

右之通被仰付り、以上、

朱力キ  
元文四年己未五月廿八日

五月

左京

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月

十日

公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱力キ

元文三年

三月廿一日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

1203 繼豐公御譜中

去歲七月繼豐爲奉賀ニ

亞相家重公令儲竹千代君生誕、欲招請執政於芝邸、

雖然繼豐依病不得躬自接待焉、於茲乎請俾嗣適

忠顯代繼豐以饗之于執政本多中務太輔忠良、忠良報

曰、姑俟來春病若不瘳須丁其期以請焉、然而至

于今春、藥餌猶未驗、以故今茲元文三年二月六日、再

請去歲之旨趣於忠良、忠良曰、宜令忠顯以饗焉、期

以三月望後、越三月二十一日執政松平伊豆守信祝、松

平能登守乘堅本マ、副執政板倉佐渡守勝清、水野壹岐守忠定

等來會于芝第、奏者衆松平伊賀守忠愛、松平備中守正

貞、其餘公朝之達官等亦多陪筵、如親戚松平中務大

輔信友、阿部伊勢守正襲、鳥居伊賀守忠胤以下數輩及故

舊典醫者迎勝手間、乃忠顯代繼豐接待焉、於是奏

猿樂供膳羞大饗之、其儀濟々焉、燕酣而執政召在府

家臣自家老、賜酒杯、既而執政以下官吏各辭還焉、是繼

豐自御内證奉獻形重一類子兩種鯛一折

大樹吉宗公及

亞相家重公、一位御方且如所闕慶席之執政上、亦

各饋芳茗一匣、相重一組、鯛一折、同二十三日招松平

1204

吉貴公御譜中

正文在文庫

大膳大夫宗廣・細川越中守宗孝・松平左兵衛督直常・小笠原右近將監忠晴・酒井雅樂頭忠知・秋田信濃守頼季・有馬日向守孝純・津輕出羽守信著・龜井豊前守茲延・相良遠江守長在・本多相摸守利爲・松平攝津守澄楯、其餘幕府旗下之士數輩於芝邸<sup>一</sup>饗<sup>レ</sup>之、其儀擬<sup>二</sup>前日<sup>一</sup>、松平中務大輔信友・鳥居伊賀守忠胤以下之親戚知己數輩亦迎<sup>二</sup>勝手間<sup>一</sup>以饗焉、

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤候、然者正月廿二日 竹姫君様被爲 入<sup>レ</sup>節、菊事御懇之蒙 上意、其上

竹千代様<sup>レ</sup>初<sup>レ</sup>面 御目見、從

公方様 大納言様 竹千代様、拜領物被 仰付之、從右<sup>田</sup>衛門督殿 <sup>(二橋宗尹)</sup>刑部殿<sup>(安宗武)</sup>委被遺物有之、且又從

公方様同姓大隅守・嶋津又三郎<sup>(蘇忠)</sup>に拜領物被 仰付之、重疊難有由得其意<sup>(宗徳)</sup>、紙面之趣各一覽之事<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

宋力<sup>力</sup> 一元文三年 三月廿六日

松平左近將監

乘呂判

1205

松平上總入道

全上

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sup>レ</sup>、然者正月廿二日大奥に 竹姫君様被爲 入<sup>レ</sup>節、菊事御懇之蒙 上意、其上

竹千代様<sup>レ</sup>初<sup>レ</sup>面 御目見、從

公方様 大納言様 竹千代様拜領物被 仰付、右衛門督殿 刑部卿殿より委被遺物有之、且又從

公方様同姓大隅守・又三郎に拜領物被 仰付、重疊難有由得其意候、紙面之趣令承知<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

宋力<sup>力</sup> 一元文三年 三月廿六日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

全上

返<sup>レ</sup>御表よりも御禮仰上られ<sup>レ</sup>へとも、なをまた仰上られ<sup>レ</sup>よし、よろしく申上<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>、めてたくかしく、

1206

二月廿二日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌能御座なされ、御めてたく  
覺しめしりよし、しかれハ先月廿二日大をくへ

竹姫君様入せられりに付、きく姫さまも御同道にて御  
登 城被成、御ねん比の

上意も御いたゝき被成、

竹千代様へはしめて御目見仰上られりて

公方様

大納言様 竹千代様より拜領物なされ、右衛門督様 刑

部御様よりも一品まいらせられ

公方様より御同姓大すミの守殿 嶋津又三郎殿へも拜領  
物なされ、何もく忝覺しめしり由御禮御申上被成、よ  
ろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ

二元文三年

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらを

1207

全上

返く御表より御禮仰上られりへとも、なをまた仰  
上られりよし、よろしく申上りへくり、めてたくか  
しく、

二月廿二日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌能御座なされ、御めてたく  
覺しめしり由、しかれハ先月廿二日大をくへ

竹姫君様入せられりに付、きく姫さまも御同道にて御

登城被成、御ねん比の

上意も御いたゝき被成

竹千代様へはしめて御目見仰上られりて

公方様

大納言様 竹千代様より拜領物なされ、右衛門督様 刑  
部御様方も一品まいらせられ、

公方様より御同姓大すミの守殿 嶋津又三郎殿拜領物被  
成、何もく忝覺しめしり由

大納言様へ御禮仰上られ、よろしく申上りへくり、めて  
たくかしく、

朱カキ

二元文三年

まつ平  
上總入道様  
豊岡

御返事  
やしま  
うらを

(朱)  
「右ノ三通同文ニ通載セテアリ、本誓ノ如シ、大納言様へ御礼言上ノ異同アリ、又同案一通アリ、竹千代様へ御礼被仰上ノ異同アリ略ス」

吉貴公御譜中

正文在文庫

御拜領物あそハし、右衛門督様 刑部卿様よりも御祝義まいらせられ、忝思しめし被成り由

公方様より大隅守様 又三郎様へも御拜領物被成、忝思しめし被成りよし、御禮仰上られ御念被爲入り御事、御満そくに覺しめしり、誠に相かわらずと祝く被爲入り、このよしよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

二月廿二日の御日付にて御ふみ下され、披露致しまいらせり、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よくならせられ御めてたさ

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく覺しめし被成り

由、正月廿二日御本丸へ

竹姫君様御年禮ニ入らせられりに付、相不替菊姫さま御同道にて御登城なされ、

公方様へ御目見へ仰上られ、御懇の上意にて御拜領物被成、

竹千代様へ初る御目見仰上られ

大納言様 竹千代様より、めてたくかしく、

(朱カキ)  
元文三年

まつ平  
上總入道様  
御返事  
秀小路  
櫻井  
うへ松

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月

廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面趣各申談及 上聞り、恐く謹言、

(朱カキ)  
元文三年 三月廿七日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく年首の御祝義

公方様より大守様へ御拜領被成り、御吹聴も仰しん  
 しられ、まことに御ねんいらせられ御事、な  
 をいく久しくと祝入らせられ御事にて、御悦にお  
 ほしめしり、さてまた此たひ嶋津主殿登りの時分、  
 御口上仰被進、ことにめつらしきのうしんしられ、  
 かすくかたしけなくおほしめしり、此たんよろし  
 く御禮御申上被成りへくり、めてたくかしく、  
 御吹聴と御座りて御文のやう、まつく

總州様御機嫌よく入らせられ、めてたく思しめしり、爰  
 御程にて御揃あそハし御機嫌好入らせられり、さては  
 正月廿五日には

公方様より御鷹の霧

大守様へ御拜領あそハしりにつき御吹聴仰進、誠に幾久  
 しく相かハらす御拜領あそハしりやうこと祝入らせられ  
 り、御念入らせられ御細くと仰進御悦に覺しめしり、

さて又正月廿二日

姫君様菊姫様御同道にて御本丸へ御登 城あそハしり、  
 公方様初させられ

御所々様方へ御對面あそはし、菊姫様も御目見遊ハし、  
 竹千代様へも初御對面あそハし、御脈くしく御祝遊  
 ハし、きく姫様御拜領ものもなされりてめてたさ、右之  
 御悦仰被進、御嬉敷思しめしり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文三年

ひし嶋 人さま とみ  
 準 人さま 岡田  
 しまつ 権左衛門さま 人々 藤え

繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之り、遂披露り處一段  
 之御仕合り、恐々謹言、

〔朱〕  
 〔元文三年〕 四月十九日 信祝判

松平大隅守殿

信祝

〔朱〕

〔在右裏〕  
松平伊豆守

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之、遂披露、  
之御仕合、恐、謹言、

〔元文三年〕  
四月十九日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

〔在右裏〕  
松平能登守

正文在文庫

竹千代様に菖蒲御兜一飾以使者被獻之、首尾好遂披露  
候、恐、謹言、

〔元文三年〕  
四月廿一日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

〔在右裏〕  
松平能登守

〔徳川家様〕  
有章院様御法事之節、娘菊より御香奠献上爲仕度御座、  
何分、及御差圖被成可被下候、以上、  
〔白紙巻被献上候様可被致候〕

〔元文三年〕  
四月廿一日 松平大隅守

扣正文在右筆所

松柏無變之精神世以仰焉佛祖不傳之妙機人僉尊焉嗚呼  
偉哉

石屋大禪師菴肇福昌禪林法雲擁山派水滄國森嚴律令迦  
戒四進之群納渾然功德遠度萬世之衆生今當五十代法  
少挑燈者寔法智山妙圓禪寺常寂和尚久觀於東關之月或  
坐於北嶽之雪盤名藍攀勝利一餅一鉢到處送生涯尤能勤  
矣人人自謂懷靈蛇之珠家家自謂磨荆山之玉宜續玉龍宗  
統夙執禮藥品式禱

聖皇泰運暨國家景福是幸也故疏

元文三年戊午四月廿五日

中將繼豊

元文三年四月二十九日丁

有章院殿二十三年忌辰、幕府所修法會於三緣山増上寺、乃以此月二十五日爲法會初日也、以故繼豐五月朔日獻納香爨白銀十枚于尊牌前、有川幸右衛門貞利爲使節、

1217

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾久しく相かハラす御左右きかせられ御事ニ  
祝入らせられ、なを、此よしなにもよく御心得  
申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつ

一位様御機嫌よくならせられ、御心易しめし被成  
りへく、したひニ暑さニ移りまいらせり得とも、上總  
入道様いよ、御替り被成り御事御座被成りハすや、  
かす、きかせられたく思しめし、此御目録之通御左  
右きかせられ御事までニ上總入道様へ参らせられ、  
めてたくかしく、

朱カキ  
元文三年

秀小路

6

松たいら

上總入道様にて

人々御中

櫻井  
うへ松

1218

吉貴公御譜中

正文在文庫

返、又三郎様すいふん御きけんよくいらせられ  
り、何も、よろしく御申あけ被成りへく、めて  
たくかしく、

御悦のため仰被進り、まつ、その御地にて

總州様御機嫌よくいらせられ、御めてたく覺しめしり、  
爰御ほとこても

御前様御機嫌よく

大守様

姫君様 御子様かた御機嫌よくいらせられ、三月廿一

日には、御老中御招請あそハし

又三郎様萬事御しゆひよく御つとめあそハしり、御する

、と濟まいらせられ、かす、めてたく御悦に覺しめ  
しり、

總州様初させられ、嘸、御悦あそハしり半と、右之御吹  
てう仰被進度さ、此よしよろしく御申あけ被成りへく、

めてたくかしく、

朱力キ  
元文三年

ひし嶋

隼

人さま

とみ

〆

しまつ

權左衛門さま

岡田

人々

藤え

全上

誠にいく久しく相かハらす御左右きかせられハん

と祝入らせられハ、なをく

上總入道様にも御替り被成本マ、り御座被成ハはず、めて

度思しめしハ、御禮被仰上御念入まいらせられハ御

事、なにもよく申せとの御事ニ御さハ、めてかしく、

五月十一日之御ふミ被下披露致まいらせハ、まつく

一位様御機嫌よく被爲成、めてたく思召させられハ由、

さてハ先月十五日御尋まし被遊、御もく録之通參らせら

れハハ、御懇の御事かたしけなく思召被成ハ由、御禮

と御座ハて御文のやう、御満そくニ思しめしハ、めてた

くかしく、

朱力キ  
元文三年

秀小路

〆

松たいら

上總入道様

御返事  
ニテ  
人々御中

さくらら

植松

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくかわらせられハ御事も御座被成ハはず、め

てたく思しめしハ、なにもよく申せとの御事ニ御さ

ハ、めてたくかしく、

御ふみ下され披露いたしまいらせハ、まつく

一位様御機嫌克ならせられ、御めてたく思しめし被成ハ

由、扱はさきのころ御たつねましの御事までに御目錄の

とをり參らせられハハ、誠ニ御懇の御事とかたしけな

く思しめし被成ハよし、御禮と御座ハて御ふみのやう、

御念入せられハ御事御満足ニおほしめしハ、めてたくか

しく、

朱力キ  
元文三年

〆

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲松平左近將監可述外也、

(卷) 「元文三年」 五月二日



薩摩

中將殿

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

(卷) 「元文三年」 五月二日

松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

扣正文在家老座

先月廿六日丹羽正伯老(貞徳)相良彌一兵衛(貞徳)に被申越外者、御用之儀外間、明朝可罷出旨被申越、翌廿七日朝罷出外處、正伯老より被爲逢外る致承知外者、産物備 上覽外得者

上意之趣、右産物之繪圖註書古來より之書留等ニ有外之哉、此度被 仰渡外る相調外哉、其譯申出、註書ハ

其人之名、繪師及其人ノ名相糺可申出外、於爰元不相知外ハ、御國許に申越、承合書付可差上之由承知仕外旨申出外、致註書外者、繪師之儀及許に相知、其元ハ及御

問合外子細及無之事外得者、早速書付可差出儀と申談達貴聞、別紙之通書付相認、今月五日彌一兵衛正伯老所ハ

致持參差出外處、首尾能相納外旨申出外、尤脇々より及同斷之名書御用ニ有被差出外方有外之哉と、彌一兵衛より

正伯老に相尋外處、餘方ハ右之通爲被仰渡儀ニ有無之、此御方迄之事外旨挨拶承外旨申出外、何様成御用ニ有右

之通被仰渡外儀者相知不申外得共、此御方より被差出外産物註書繪宜所より、右之通爲被仰渡ニ有可有御座哉

と存外、此段申越外條以御序可被達貴聞候、正伯老に差出外書付爲御見合別紙差越外外、尤

諸國より之産物皆以被差出首尾能相濟外付る、正伯老に御褒美を及被仰付外旨承外、以上、

(卷) 「元文三年」 六月十五日 嶋津主殿(久實)

上

嶋津(久家) 李

島津大藏殿(久善)

〔下〕樺山主計殿  
(末)  
堀四郎大夫殿  
(與昌)

堀四郎大夫殿

1224 一本文被申越り趣致承知、別紙名書相添達 貴聞り、以上、

七月十一日

〔本文書ハ一二三三号ヲ濟ノ行間朱書ナリ〕

覺

- 儒醫 兒玉宗因
- 醫師 重久伯仙
- 繪師 養田傳兵衛
- 同 永井慶竺
- 同 能勢權八

右者松平大隅守領國産物之繪圖註書之儀ニ付、御尋之趣承知仕り、右繪圖註書古來より調置爲申儀ニお及無御座外故、右之者共ニ用係申付、此度新ニ繪圖註書相調差上申候、此段申上候、以上、

御名内

六月五日

相良彌一兵衛  
(長主)

1226 全上

扣正文在家老座

産物帳秋冬之部繪圖註書之下書、先頃日高十左衛門に幸領被申付被差越り付、右註書丹羽正伯老に相良彌一兵衛致持參入内見候處、下書之通ニお宜り間、致清書可差出旨致承知り由申出り付、十左衛門に清書申付、去月五日差出被相請取り、尤春夏之部先達に差出、是迄ニお不殘相濟り段及首尾申達置り由、彌一兵衛申出り間此段申越候、被達 貴聞儀ハ、可被申上候、右之通ニお十左衛門儀最早御用相濟り付、今日之御使被仰付被差越り、此段申越り、以上、

〔元文三年〕六月十五日 〔末〕 鳴津 奎  
〔上〕 鳴津主殿

〔末〕 鳴津大藏殿  
〔下〕 樺山主計殿  
堀四郎大夫殿

1227 一本文被申越り趣達 貴聞り、以上、

七月十一日

〔本文書ハ一二三三号ヲ濟ノ行間朱書ナリ〕

1228 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見ハ、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同之ハ、益御安

全御儀ハ間可御心易候、隨テ鏝節一箱被獻之ハ、各申談

遂披露ハ處一段之御仕合ハ、恐ク謹言、

朱力キ  
元文三年 六月十六日

松平左近將監  
乘呂判

松平上總入道

1229 御札令披見ハ、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同之ハ、益御安

全御儀ハ間可御心易候、隨テ鏝節一箱被獻之ハ、遂披露

ハ處一段之御仕合ハ、恐ク謹言、

朱力キ  
元文三年 六月十六日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1230 繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉

球泡盛酒二壺被獻之ハ、遂披露ハ處一段之御仕合ハ、恐  
謹言、

(朱)  
「元文三年」 六月十六日 乘呂判

松平大隅守殿 乘呂

(朱)  
「在右裏」 松平左近將監

1231 全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉  
球泡盛酒二壺被獻之ハ、遂披露ハ處一段之御仕合候、恐

謹言、

(朱)  
「元文三年」 六月十六日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

(朱)  
「在右裏」 松平能登守

1232 繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之

御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、  
以上、

〔元文三年〕

六月廿四日

松平左近將監

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々いまたことのほか残暑もつよく御さけまゝ、  
なを御機嫌よく御さハリも御さあそはしけハぬやう  
にとおほしめしけ、何もよろしく御申上成られけ、  
かしく、

御悦と御座りて御ふみのやう、ことのほかの残暑にて御  
さけへ共、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、御めて度思しめしけ、こゝ御  
ほとこても御揃あそハし御機嫌よくいらせられけ、扱ハ  
四月廿一日ニハ二之御丸へ

姫君様菊姫様も御同道にて被爲入

一位様御機嫌よく成らせられけ御事、御たいめんあそハ  
しけ、御にきくしく御いわる被成り御事御さけ、菊姫  
様も初る御めミへなされ、一入御にきくしくいらせ

られけ、色々御はいりやう物もなされけ、

御前様 大守様 又三郎様へも御はいりやう物あそハし  
け御事、御ふいてう仰被進けよしにて、御悦と思しめし  
けよし仰られけ、かすくめて度おほしめしけ、誠に  
く久しく萬々年もめてたき御事のミといわる入らせら  
れけ、此よし宜御申上成けへけ、めてたくかしく、

〔元文三年〕

お

ひし嶋 嶋津 人さま 岡田 藤え  
とみ

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見け、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、今度

有章院様二十三回御忌御法事於増上寺御執行相濟、

公方様四月廿九日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨

尤け、紙面之趣各申談及 上聞け、恐く謹言、

〔元文三年〕 六月廿八日 松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

1235 繼豊公御譜中  
正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段

之御仕合候、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文三年」

七月六日

信祝判

松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」

松平伊豆守

信祝

1236 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段  
之御仕合外、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱)  
「元文三年」

七月六日

乘賢判

松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」

松平能登守

乘賢

1237 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、五月

八日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談及 上聞外、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ  
元文三年

七月十一日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1238 繼豊公御譜中

同年七月十九日以 上使曾我又左衛門(善也)御使 賜<sub>二</sub>御鷹所<sub>一</sub>捉

之雲雀於芝第一也、松平隱岐守定喬代<sub>二</sub>繼豊<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>事、

1239 吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sub>レ</sub>御たより御さ<sub>レ</sub>付、御左右きかせられ<sub>レ</sub>た

ひ仰進しられ<sub>レ</sub>り、何もよろしく申上成<sub>レ</sub>りへ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>り、め

てかしく、

時分柄世も次第に涼しさになりまいらせ<sub>レ</sub>り、まつ<sub>レ</sub>くそ

の御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、何の御さハリもあらせられず  
ひや、かすくきかせられたくおほしめし、こゝ御ほ  
とにて

御前様も弥御機嫌よくいらせられ御事ニ御さ、  
大守様もいよく御き嫌よく

姫君様 御子様方ともいよく御機嫌よく御さあそハし  
り、何もよろしく御申上成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文三年 八月二日

ひし嶋 とみ

津 隼 人さま 岡田

權左衛門さま 藤え

1240 継豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露候處一段之御仕合、恐々謹言、

(朱)  
元文三年 八月四日 忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
一在右裏  
本多中務大輔

1241 全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露候處一段之御仕合、恐々謹言、

(朱)  
元文三年 八月四日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

(朱)  
一在右裏  
松平能登守

1242 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、今度  
(吉宗生母)  
淨圓院様十三回御忌御法事於東叡山御執行相濟、  
公方様六月九日

御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、紙面之趣各  
申談及 上聞、恐々謹言、

宋力キ  
元文三年 八月九日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

1243 越前島津氏十六代忠紀譜中

元文三年八月二十七日

吉貴公直有<sup>チニ</sup>命、賜<sup>シ</sup>隅州帖佐鄉内平松村・脇元村・船津

村・春花村、薩州吉田郷内觸田村於壯之助<sup>ニ</sup>而爲<sup>レ</sup>履<sup>ス</sup>

也<sup>ト</sup>周廻六里二十八町余、築地都而四千四

百七十九石余、觸所賜也万石之内也

奉<sup>レ</sup>之、且鎌田政興書<sup>ニ</sup>件旨傳<sup>ニ</sup>之於山澤十太夫盛香<sup>一</sup>、<sup>吉貴</sup>公費

1244 寫

嶋津壯之助殿名代

嶋津玄蕃殿

右越前嶋津家相續被仰付<sup>ハ</sup>節、一所之地可被下旨被 仰  
出置<sup>ハ</sup>付、帖佐之内、薩州吉田之内繪圖面之通被下<sup>ハ</sup>付  
由御直 御意<sup>ハ</sup>、

右之通今日玄蕃殿に被仰渡<sup>リ</sup>付、此段申越<sup>ハ</sup>間、於<sup>レ</sup>須<sup>ル</sup>磨<sup>ル</sup>樣・壯之助殿に被申上、壯之助殿よりハ爲御禮御自分  
を以、此御方に御禮被仰上可然<sup>ハ</sup>、此段拙者より可申越

旨玄蕃殿より被仰付之間、如此御座<sup>ハ</sup>、以上、

宋力キ  
元文三年 八月廿七日

山澤十太夫殿

鎌田平右衛門

1245

吉貴公御譜中

寫正文在島津肥前忠紀

寫

嶋津壯之助殿名代

嶋津玄蕃殿

右越前嶋津家相續被仰付<sup>ハ</sup>節、一所之地可被下旨被 仰  
出置<sup>ハ</sup>付、帖佐之内、薩州吉田之内繪圖面之通被下<sup>ハ</sup>付  
由 御直 御意<sup>ハ</sup>、

右之通今日玄蕃殿に被仰渡<sup>リ</sup>付、此段申越<sup>ハ</sup>間、於  
須磨樣・壯之助殿に被申上、壯之助殿よりハ爲御禮御  
自分を以此御方に御禮被仰上可然<sup>ハ</sup>、此段拙者より可  
申越旨玄蕃殿より被仰付<sup>ハ</sup>付如此御座<sup>ハ</sup>、以上、

宋力キ  
元文三年 八月廿七日

山澤十太夫殿

鎌田平右衛門

1246

繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様御誕生付

公方様 大納言様 竹千代様ハ琉球中山王より御祝儀之

使者本部王子薩州迄差渡、御當地ハ若繼使者を以献上物・

書翰差上リ、然者先年就 御入興從中山王、此節之通以

繼使者御祝儀献上仕ハ處、中山王ハ拜領物被仰付、使者

ハ表被下物御座ハ、其節表不相替拜領物被仰付ハ、私よ

禮以飛札申上リ、此節表不相替拜領物被仰付ハ、私よ

リ御禮之儀如何可仕ハ哉、在府之節先例無御座ハ間、御

差圖被成可被下候、以上、  
目書之老中能守迄以使者御札可被申上候

〔元文三年〕

九月朔日

松平大隅守

1247

繼豊公御譜中

正文在琉球國國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通送給之、入念ハ段

令祝着ハ、猶期後喜之時ハ、恐惶不宣、

〔元文三年〕

九月二日 中將繼豊御判

謹上 中山王

1248

全上

芳翰令披閱ハ、去秋又三郎御目見相濟ハ爲祝儀、被差渡

澤岬親方、殊太刀一腰・馬代銀十枚并如目錄被相饋之、

入念ハ段令祝着ハ、恐惶不宣、

〔元文三年〕

九月二日 中將繼豊御判

謹上 中山王

1249

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可

述ハ也、

〔元文三年〕

九月七日



薩摩

中將殿

1250

全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之ハ、遂披露ハ

處一段之御仕合ハ、恐々謹言、

〔元文三年〕

九月七日

松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

1251 繼豐公御譜中

正文在琉球國司

芳墨令披閱<sup>レ</sup>、去歲於西丸

竹千代様御誕生之爲御祝儀、今般本部王子被差越、兩通之紙面殊目錄之通贈給之、忻然之至<sup>レ</sup>、且又江府に献上物首尾能相濟、如御目錄被下之<sup>レ</sup>間、可被致頂戴<sup>レ</sup>、恐惶不宣、

(宋) 「元文三年」 九月十五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1252 吉貴公御譜中

元文三年戊午十月五日、吉貴宿痾連年未<sup>レ</sup>瘳、行步不<sup>レ</sup>愜<sup>レ</sup>意、齡亦過<sup>二</sup>耳順<sup>一</sup>、故謂待<sup>二</sup>疾少瘳<sup>一</sup>、而後脩<sup>下</sup>朝覲之禮<sup>上</sup>、于時繼豐在<sup>二</sup>于東武<sup>一</sup>上<sup>レ</sup>書白<sup>レ</sup>之、遂達<sup>二</sup>執政聽<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>可<sup>トセ</sup>焉、併具<sup>二</sup>于左方<sup>一</sup>、

1253 正文在文庫

同氏上總入道事數年病氣付<sup>ル</sup>參府難叶、度<sup>ク</sup>御斷申上、

緩<sup>ク</sup>致養生候得共今以同篇<sup>ニ</sup>、近年者別<sup>ル</sup>不行步<sup>ニ</sup>罷成、其上乘與乘船等迄<sup>テ</sup>難成、温泉入湯之養生及右之通

故不罷成候、私儀及病氣<sup>ニ</sup>奉願歸國不仕<sup>レ</sup>付、久<sup>ク</sup>不致對面候得共、彌氣力衰、殊更六十歲餘<sup>ニ</sup>罷成候得者、老病<sup>ニ</sup>相成<sup>レ</sup>由、遠境之所參府難叶致迷惑<sup>レ</sup>、依之參府御斷申上候旨申越<sup>レ</sup>、久<sup>ク</sup>御目見不仕<sup>レ</sup>間、此以後少<sup>ク</sup>及快罷成<sup>レ</sup>者、參府仕奉伺御機嫌<sup>レ</sup>様可奉願由、是又申越候、以上、

(宋) 「元文三年」 十月五日 松平大隅守

(宋) 「張紙<sup>ニ</sup>而」 令承知<sup>レ</sup>、

(宋) 「右山村十郎右衛門様<sup>ニ</sup>而被差出<sup>レ</sup>處被請取置、同八日之晚松平伊豆守様より宮之原甚五兵衛被招呼、右御張紙之通被仰渡<sup>レ</sup>事」

1254 繼豐公御譜中

正文在文庫

重陽之

御内書可相渡<sup>レ</sup>間、明日五半時 御城に家來可被差出<sup>レ</sup>、以上、

正文在文庫

〔元文三年〕十月廿日

松平伊豆守

松平大隅守殿

1255 繼豐公御舍弟

貴澄

小源太 玄蕃

元文三年十一月朔日生、母郷田兼近女、爲島津玄蕃貴儔直子、

1256 吉貴公御譜中

正文在文庫

御一門

一所持之内大身分

右之内當時（繼豐弟、久亮）知之助殿格之人者、御一門之部屋栖之末席、

一所持

右之内當時市太夫殿・千之丞殿格之人者、表向獨禮大

身分之次、依品大御目附之次、右格之人者一所持之

無之由表同様ニ可有候、

1258

繼豐公御譜中

別紙書付壹通元文三年午十一月十日

總州様より相良源太夫御取次を以被 仰出、向後右通ニ

相心得、御記録所（長）に表記置り様ニと被仰付、

但 御一門之外者、玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿、一所持

之内大身分ハ左衛門・周防・圖書・筑後、一所持者

川上一學以下人數ニあり、

元文三年午十一月十日

（冠繼豐行）  
町田仲右衛門

當家之懿親島津玄蕃貴儔・島津壯之助・嶋津兵庫久門之

三家先是在一所持之列也、今茲元文三年十一月十一日

吉貴代ニ繼豐傳ニ令于三家曰、自今之後改三家之位班ニ而

爲二門列一、且因其承統有少差等、各次列以爲壯之

助・久門・貴儔一、雖然貴儔者壯之助之兄、而久門者又

壯之助之甥也、故今也順于倫次一、姑置列者爲貴儔・

壯之助・久門一矣、有向來或倫次不齊者、則其宜微

之、以變置其位次一也、同日令島津圖書久倫之家爲二

所持之中大身分一、乃其位次爲島津左衛門久林・島津周

防久尚・島津圖書久倫・島津筑後久龍一也、載詳于吉貴

之譜中、

正文在文庫

(實傳)  
 玄蕃殿  
(忠紀)  
 壯之助殿  
(久門)  
 兵庫殿

右三家只今迄者御間柄之故を以其格式及相替り、御間柄遠り節者外之大身分と同様有之、年頭御禮等及一所持之通り、此節玄蕃殿嫡子小源大殿と殿文字被相用、玄蕃殿同様存り様と被り仰出り、此御格式を右三家と者相並り様と之 思召候、

一 所持之内に大身分格之勤仕り人より、連名者上りの御役等相勤り及有之り、右通之大身分之面くと同様有之り故、右三家之儀者段を被相替、此節一所持之格相離、別格に被仰付、御一門と唱、書付等及其通仕り様と之思召候、

一 右通被仰付り付る者、座席之次第同様之人家督之節者、壯之助殿、兵庫殿、玄蕃殿と次第可有之り、當分者玄蕃殿上座にあり、至以後及玄蕃殿、壯之助殿、兵庫殿之通之人家督之節者、御間柄を以右次第可被仰付り、尤部屋栖者其父之座席次第歟、又者家筋之次第歟、其

節之人柄に可依候、

一 嶋津圖書此節大身分被仰付り付、養子知之助殿御禮に及被罷出り節者、部屋栖に及右三家部屋栖之次に其身計者御禮席可被仰付り、殿之字者差別可有之候、

但知之助殿同前に御子様御養子に被仰付り節者本文之通被仰付り、

右之通被仰付り付、嶋津圖書此節大身分被仰付り付と之一ヶ條相除、此節玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿に御家老連名之書付相渡置り、圖書に者書付相渡に不及、御記録所に記置り様は被仰付り條、向年紛敷無之様は可致置り、以上、

元文三年十一月十一日 穎娃(久門)左京

吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

嶋津壯之助殿

唯今迄御間柄之故を以格式相替り得共、向後者段を被相替、一所持之列相離り様は被仰付り、委細者書付被渡置置り、

右之通 御意り條御承知可被成り、以上、

十一月

左京

越前島津氏十六代忠紀譜中

同年十一月十一日有命、島津貴儔・島津壯之助・島津

久門者國之懿親也（依家格者壯之助第一、久門第二、貴儔第三、為其次節、如今者以其親之貴儔傳居第一）、故異其

等二可離三一所持（家世領郷邑為禮國、内貴實之王三稱）之列、國老頼娃久周傳之、

壯之助幼稚故貴儔代而奉之、且同日有命、三家者可

唱三御一門、國老島津久春・樺山久初・久周・堀興昌連名

詳記三件旨、而久周直附之於山澤盛香、共開于左、

鳴津壯之助殿

唯今迄御間柄之故を以格式相替外得共、向後者段を被相替、一所持之列相離外様ニ被仰付外、委細者書付被渡置答外、

右之通 御意外條、御承知可被成外、以上、

朱力年

元文三年戊午十一月十一日

十一月

左京

玄 蕃殿

壯之助殿

兵庫殿

右三家只今迄者御間柄之故を以其格式表相替候、御間柄遠外節者、外之大身分と同様有之、年頭御禮等及一所持之通候、此節玄蕃殿嫡子小源太殿と殿文字被相用、

玄蕃殿同様存外様ニ被 仰出候、此御格式を右三家

ニ者相並外様と之 思召候、

一 所持之内ニ大身分格之勤仕外人より、連名者上ニ

御役等相勤外及有之、右通之大身分之面々と同様

有之、右三家之儀者段を被相替、此節一所持之格

相離、別格ニ被仰付、御一門と唱、書付等ニ及其通仕

外様と之 思召候、

一 右通被仰付候付者、座席之次第同様之人家督之節者、

壯之助殿、兵庫殿、玄蕃殿と次第可有之、當分者玄

蕃殿上座ニあり、至以後及玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿

之通之人家督之節者、御間柄を以右之次第可被仰付、

尤部屋栖者其父之座席次第歟、又者家筋之次第歟、其

節之人柄ニ可依候、

右之通被 仰付候、以上、

元文三年十一月十一日

堀四郎太夫（飛思）

頼娃（久思）

樺山主計（久思）

鳴津(久卷)大藏

1264

吉貴公御譜中  
正文在島津肥前忠紀

鳴津壯之助殿

右者當分御間柄ニ付、大身分并御家老、且又猶禮之人迄  
老様書、若御年寄より以下に老殿文字諸書付等ニ被相調  
り、家格付る者永々右之通被仰付り、以上、

朱力キ  
元文三年 十二月

左京

1265

全御譜中

正文在島津肥前忠紀

御當地ニあるハ萬石以上乗物御免被成、玄蕃殿・壯之助殿・  
兵庫殿家格ハ部屋栖迄老御免被成、其外ハ家督計年生之  
無構御免被成、萬石以下大身分・大御目附以上ハ五十  
歳ニ罷成、乗物被成御免、大御目附以下之御役相  
勤居、萬石以上ハ年生ニ無構被成御免、且又大  
御目附以下ニある者五十歳以上ニ罷成、於江戸乗物御願被  
下程之者ハ、御當地ニあるも願出次第可被成御免、尤於

江戸被成御免置り者、御當地ニある猶以被成御免、

右之通被仰付り、以上、

朱力キ  
元文三年 十二月

(島津久卷)  
大藏

全上

寫正文在島津肥前忠紀

寫

- 鳴津玄蕃殿 (垂水家)
- 鳴津壯之助殿 (盛前家)
- 鳴津兵庫殿 (加治木家)

右者今度一所持之列相離、別格ニ被仰付り、右ニ付る者  
玄蕃殿・兵庫殿は只今迄觸流等有之り節、一所持之列  
ニある御家老與より相觸來り得共、向後觸流等有之り節者、  
一所持之列相離、別立る御家老與より相觸り様被仰付り、  
壯之助殿は老いまた觸流等之儀者無之り得共、以後觸流  
等有之り節ハ右之通ニ被仰付り、此旨御家老與に申渡、  
其外首尾係へも可申渡り、以上、

朱力キ  
元文三年 十二月

左京

全上

正文在文庫

返くいよく御機嫌よくいらせられりや、きかせられ度おほしめしり、何もよろしく御申上被成りへくり、めてかしく、

寒中なからことのほか御ひえくしく御座りへ共、まつ

總州様御機嫌よく被爲入、寒氣の御さハリもあらせられすりや、被爲聞たくおほしめしり、こゝ御ほと

御前様も弥御機嫌よくいらせられ

大守様も寒氣の御さハリも御座不被成御心よく被爲入姫君様 御子様方にもいよく御機嫌よくいらせられり、扱ハ此御もく録のことく、寒中の御左右きかせられり御事迄に進しられり、此よしよろしく御ひろう御申上成りへくり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文三年

ひし嶋  
準 人さま  
嶋津 權左衛門さま  
人々  
岡田 藤え

あ

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又其方儀病氣今以同篇付、參府不被相伺り、此以後少々表快り者參府仕度旨、從同氏大隅守被申伺り付、承置り旨相達り、依之被申越り紙面之趣各一覽之事り、恐々謹言、

朱力キ  
元文三年 十二月二日

松平上総入道

松平左近將監

乘邑判

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤り、將又其方事今以病氣同篇こゝ、參府之儀不被相伺り、此以後少々表快り者被致參府御機嫌被相同度由、從同氏大隅守被申伺り付、承置候旨相達り、依之被申越り紙面之趣令承知候、恐々謹言、

朱力キ  
元文三年 十二月二日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1270

繼豊公御譜中

扣正文在右筆所

私儀去巳年御暇年ニ御座外處、病氣全快不仕外付、四月國許之御暇被下置外及長途之旅行難叶候故、滯府仕度之旨去年三月奉願外處、其節願之通滯府被 仰出、緩々遂養生難有仕合奉存外、然者來年御暇年ニ御座外付、病氣快外者來年者四月國元之御暇可奉願外得共、病氣今以全快不仕、御禮日出仕及不奉願外、左外得者來年四月國許之御暇被下置候外及、只今之躰ニ者中々長途之旅行難叶奉存外、自由ケ間敷儀御座外得共、何とそ來年及致滯府、於爰許得と養生仕度外、乍然來春迄見合、至其御滯府願之儀可申上事外得共、右之通ニ者全快之程難計病躰故、先達外奉願候、以上、

(米) 「元文三年」 十二月五日 御名

(米) 「御張紙」 願之通可有滯府外、

(米) 「右之通松平左近將監様外御留守居被召呼、同七日被仰渡之」

1271

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間可御心易外、隨外觸一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 元文三年 十二月十三日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1272

全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安全御儀外間可御心易外、隨外觸一箱被獻之外、各申談遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱) 元文三年 十二月十三日 松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

1273

繼豊公御譜中

正文在山岡齋宮

英

(白墨家) 山岡權太左衛門

1275

繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻り、遂披露候處一段之御仕合ひ、恐く謹言、

1274

寫正文在文庫

全上

寫

山岡權太左衛門

元文三年十二月十五日

鳴津大藏(久巻)

右老親山岡要三(久)新家被仰付、嫡子之儀老代々久之字相用外付、二男名乗之字御見合を以被仰付被下度旨願申出外付、二男以下名乗之字折紙を以拜領被仰付り、此旨可申渡り、以上、

元文三年 十二月

(鳥津久巻)  
大藏

張紙  
本文之通英之字拜領被仰付り段、御記録奉行承置り様可申渡り、

十二月

大藏

1277

吉貴公御譜中

正文在文庫

御満そくにおほしめしり、誠に幾久しくあいかわらすと祝入らせられり、なをくことの外寒氣つよく御座りへ共、上總入道様にも御替り被成り御事御座被成りはず、めて度思しめしり、なにもよく御心

1276

(巻)  
「元文三年」  
十二月十六日  
乗邑判

松平大隅守殿

乗邑

全上

(巻)  
松平左近將監

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻り、遂披露候處一段之御仕合ひ、恐く謹言、

(巻)  
「元文三年」  
十二月十六日  
乗賢判

松平大隅守殿

乗賢

(巻)  
松平能登守

得申せとの御事ニ御さり、めてかしく、

十一月十一日之御ふみ被下、披露致しまいらせり、まつ

公方様

大納言様 竹千代様益々御機嫌よく成らせられ

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思召被成りよし、寒中  
ことのほかひえくしく御座り得とも、なを

一位様御機嫌よくならせられり、御心易思召被成りへく  
り、寒氣御機嫌御窺と御座りて、御目錄之通

一位様へ御進上被成、數々、めてたくかしく、

朱カキ  
元文三年

松たいら

御返事

秀小路

上總入道様

さくらら

人々御中

うへ松

1278 全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、今度

(徳川家宣) 文昭院様二十七回御忌御法事於増上寺御執行相濟、

公方様十月十四日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨

尤り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
元文三年 十二月十九日 松平左近將監 乘呂判

松平上總入道

1279

越前島津氏十六代忠紀譜中

同年十二月十九日有レ命、貴儔・壯之助・久門者其等異

故、自レ今以來觸流之書牋與ニ自余ニ不ニ相混一、別擢而自ニ

國老組ニ可レ傳レ之、然壯之助幼稚居ニ住城内ニ故、未レ及レ

勤ニ公事、成長之後當レ如レ命、穎娃久周使ニ浦生十郎

左衛門清高傳ニ之於山澤盛香ニ也、祥ニ于左、

1280

寫

嶋津玄蕃殿

嶋津壯之助殿

嶋津兵庫殿

右者今度一所持之列相離、別格ニ被仰付り、右ニ付る者

玄蕃殿・兵庫殿は者只今迄觸流等有之り節、一所持之列

ニる御家老與より相觸來り得共、向後觸流等有之り節者、

一所持之列相離、別立る御家老與より相觸り様被仰付り、

壯之助殿は者いまた觸等之儀者無之り得共、以後觸流等

有之<sub>レ</sub>外節ハ右之通ニ被仰付<sub>レ</sub>、此旨御家老與<sub>レ</sub>申渡、其  
外首尾係へも可申渡<sub>レ</sub>、以上、

朱力年  
元文三年戊午十二月十九日  
十二月  
左京

1281 同月二十二日有<sub>レ</sub>命、貴儔・壯之助・久門者國之慾親而

其等異<sub>レ</sub>于他<sub>一</sub>、故至<sub>テハ</sub>大身分<sub>一</sub>因之貴戚列國  
者之上曹云爾及國老與<sub>ニ</sub>獨禮<sub>一</sub>緒別  
子与貴戚之之曹上者、書翰用<sub>ニ</sub>様之文字<sub>一</sub>、自若年寄役<sub>一</sub>以下  
嫡子云爾者可<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>殿之文字<sub>一</sub>、顯姪久周使<sub>ニ</sub>戸田平次成紹傳<sub>一</sub>之於山  
澤盛香<sub>一</sub>也、開<sub>ニ</sub>于左<sub>一</sub>、

1282 鳴津壯之助殿

右老當分御間柄付大身分并御家老、且又獨禮之人迄老様  
書、若御年寄より以下<sub>レ</sub>老殿文字諸書付等<sub>ニ</sub>被相調<sub>レ</sub>、  
家格付<sub>ル</sub>及永<sub>ク</sub>右之通被仰付<sub>レ</sub>、以上、

朱力年  
元文三年戊午十二月廿二日  
十二月  
左京

1283 同月二十五日有<sub>レ</sub>命、貴儔・壯之助・久門者其等異<sub>レ</sub>于

他<sub>一</sub>、故國內許<sub>ニ</sub>於乘輿<sub>一</sub>、其適子亦同被<sub>ニ</sub>允容<sub>一</sub>焉、島津久  
春使<sub>ニ</sub>戸田成紹傳<sub>一</sub>之於山澤盛香<sub>一</sub>也、見<sub>ニ</sub>于左<sub>一</sub>、

1284 御當地<sub>ニ</sub>のハ萬石以上乗物御免被成<sub>レ</sub>、玄蕃殿・壯之助

殿・兵庫殿家格ハ、部屋栖迄<sub>レ</sub>御免被成、其外ハ家督計  
年生之無構御免被成<sub>レ</sub>、萬石以下大身分<sub>一</sub>(御脇方)以上ハ、  
五十歳<sub>ニ</sub>罷成<sub>レ</sub>ハ、乗物被成御免<sub>レ</sub>、大御目附以下之御  
役相勤居<sub>レ</sub>るも、萬石以上ハ年生<sub>ニ</sub>無構被成御免<sub>レ</sub>、且  
又大御目附以下<sub>ニ</sub>の及五十歳以上<sub>ニ</sub>罷成、於江戸乗物御  
願被下程之者ハ、御當地<sub>ニ</sub>のも願出次第可被成御免<sub>レ</sub>、  
尤於江戸被成御免置<sub>レ</sub>者、御當地<sub>ニ</sub>の猶以被成御免<sub>レ</sub>、  
右之通被仰付<sub>レ</sub>、以上、

朱力年  
元文三年戊午十二月廿五日  
十二月  
大藏

1285 同月二十八日有<sub>レ</sub>命、壯之助賀<sub>ニ</sub>年頭<sub>一</sub>御太刀一腰・御馬

一疋、幼稚之間者山澤盛香代<sub>レ</sub>之、正月元日可<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>上<sub>一</sub>  
繼豊公  
吉貴公  
忠顯公、顯姪久周使<sub>ニ</sub>戸田成紹傳<sub>一</sub>之於盛香<sub>一</sub>也、開<sub>ニ</sub>于  
左<sub>一</sub>、

1286 鳴津壯之助殿

山澤十太夫

右考

太守様 又三郎様は、年頭御太刀正月元日進上被成り様  
被 仰付り、

總州様御方にも進上物元日進上可被成り、右之段ハ礮御

方より奉申渡有之り得共、猶又申達り、

右之通向後進上被成り様可相達旨可申渡り、以上、

朱力半

「元文三年戊午十二月廿九日」

十二月

左京

1287

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平左近將監  
可述り也、

(朱)

「元文三年」

十二月廿七日



(印文吉宗)

薩摩

中將殿

1288

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之り、遂披露候  
之處一段之御仕合り、恐々謹言、

(朱)

「元文三年」

十二月廿七日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

1289

繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様は御破魔弓一飾以使者被獻之り、首尾好遂披露  
候、恐々謹言、

(朱)

「元文三年」

十二月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
〔在右裏〕

松平能登守

1290

宗信公御譜中

正文在文庫

吉書

嘉辰令月歡無極萬歲千秋樂未央

ころろたにまことの道にかなひなは

祈らすとも神やまもらむ

(朱)

「元文四年」

正月元日

又三郎忠顯

(宗信)  
(花押No.9)

1293

吉貴公御譜中  
正文在文庫

1291

繼豊公御譜中  
正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露レ處一段之御仕合レ、恐レ謹言、

(朱)  
〔元文四年〕 正月七日 信祝判

松平大隅守殿

信祝

(朱)  
〔在右裏〕  
松平伊豆守

1292

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露レ處一段之御仕合レ、恐レ謹言、

(朱)  
〔元文四年〕 正月七日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
〔在右裏〕  
松平能登守

1295

繼豊公御譜中  
正文在文庫

吉書

一神杜佛閣修造興行事、

1294

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻之外、遂披露レ處一段之御仕合レ、恐レ謹言、

(朱)  
〔元文四年〕 正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

爲年頭之御祝儀

大納言様 竹千代様レ以使者御太刀・御馬代黃金被獻之候、遂披露レ處一段之御仕合レ、恐レ謹言、

(朱)  
〔元文四年〕 正月十一日 松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

一可專勸農事、

一可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

元文四年正月十一日 繼豐御判

1296 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被  
獻之、遂披露<sup>（朱）</sup>處一段之御仕合、恐々謹言、

〔元文四年〕 正月十一日 信祝判

松平大隅守殿

信祝

〔朱〕  
〔在右裏〕  
松平伊豆守

1297 全上

爲年頭之御祝儀

大納言様 竹千代様<sup>（朱）</sup>に以使者御太刀・御馬代黄金被獻之  
、遂披露<sup>（朱）</sup>處一段之御仕合、恐々謹言、

〔元文四年〕 正月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔朱〕  
〔在右裏〕  
松平能登守

1298 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上りへくり、めてかしく、

正月二日附にて御文下されり、

公方様 大納言様 竹千代様ますく

御機嫌よく御座なされ、御めてたく思召り由、しかれば

御同姓大隅守殿御事御病氣今以御全快不被成りニ付、當

年御滞府被成りて御養生被成度思召り由、御願ひなされ

り處、御願ひの通仰出され忝思召り由、御ふみの通よろ

しく申上りへくり、めてたくかしく、

〔朱〕  
〔元文四年〕

松平

豊岡

上総入道様

八嶋

御返事

うらを

1299

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く正月三日ニハ

又三郎様 御本丸へ御年始ニ御登城あそはしりて、  
萬事御しゆひよくすませられ、御悦ニ御ほしめしり、  
同廿一日ニハ、

姫君様 菊姫様ニもいらせられり、御揃被遊御機嫌  
よく御たいめんあそはし、御にきくしく御いわる  
あそはしり、何もよろしく御申上りへくり、かしく、  
年始の御祝儀と御座りて御ふみのやう、忝おほしめしり、  
仰被進ことくこの春の御ことふき、となたもをなし御事  
といわぬ入らせられり、まつく

総州様はしめさせられ、御機嫌よく御年重させられり、  
めてたき春を御むかへあそはしり御事、かすく御めて  
度思召り、こゝ御ほと

御前様ニも御機嫌よくいらせられり、春ニ御移りあそは  
しり、御にきくしく御いわぬあそはしり御事ニ御さり、  
大守様

姫君様 又三郎様 菊姫様ニも御機嫌よくはるニ御移り  
あそはしり、御ことふき御にきく鋪御いわるあそはし  
り、扱ハ御祝義御もく録のことく進しられ、かすくめ  
てたく忝思しめしり、年始の御祝義御使者ニても、御も

く録のことく進しられ、かたしけなく御ほしめしり、誠  
にいく久しく萬く年もといわぬ入らせられり、此よし  
よろしく御禮御申上成りへくり、めてたくかしく、

朱力本  
元文四年

ひししま  
津 人さま  
とみ  
嶋 權左衛門さま  
御返事 藤え  
岡た

1300 継豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之

御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、  
以上、

(卷)  
「元文四年」  
二月廿日 本多中務大輔

松平大隅守殿

1301 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤<sup>レ</sup>、將又舊臘御鷹之鷹妻女拜領之、難有由得其意<sup>レ</sup>、紙面之趣各一覽之事<sup>レ</sup>、恐々謹言、

朱カキ  
元文四年

二月廿二日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

1302

吉貴公御譜中

正文在文庫

仰上られ、御念入まいらせられ<sup>レ</sup>御事に思しめし<sup>レ</sup>、  
なにもよく申せとの御事ニ御座<sup>レ</sup>り、めてたくかしく、  
御ふみ下され披露いたしまいらせ<sup>レ</sup>り、まつく

公方様

(大納言様カ)  
大隅守様御機嫌よく被爲成御めてたさ、

一位様御機嫌よく被爲成<sup>レ</sup>り、御心易思召させられ<sup>レ</sup>り  
へく<sup>レ</sup>り、さやうニ御座<sup>レ</sup>りへハ、正月七日御本丸へ御使澤  
田御上被成<sup>レ</sup>り處、

公方様

大納言様へ御目見仰付られ、御懇の 上意にて、其うへ  
御料理下され<sup>レ</sup>り御事、忝思しめし被成<sup>レ</sup>り由、御禮、めて  
たくかしく、

朱カキ  
元文四年

松平

上總入道様  
御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

1303

吉貴公御譜中

正文在鳴津肥前

鳴津玄蕃殿  
鳴津壯之助殿  
鳴津兵庫殿

右三家家格別ニ被 仰付<sup>レ</sup>り付<sup>レ</sup>る、 思召を以屹立<sup>レ</sup>り節  
進上物・拜領物其事々付<sup>レ</sup>る、其時々可被仰出<sup>レ</sup>り、只今よ  
り何分難被 仰出<sup>レ</sup>り、玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿より進  
上之馬代三枚、貳枚、壹枚及有之、不相並候得共、馬代  
之多少ニよ<sup>レ</sup>りて右三家家格ニ差別無<sup>レ</sup>り、諸地頭進上之  
馬代、諸士進上之馬代青銅ニ候得共、馬代進上者同前  
之事<sup>レ</sup>り、たとへハ年頭御座配杯ニ、御對面所・御書院と  
御座相替<sup>レ</sup>りハ、格式相替<sup>レ</sup>り得共、右馬代銀替<sup>レ</sup>り分ハ格式  
ニ相懸儀ニ無<sup>レ</sup>り、  
元服之儀者段々御格有之事<sup>レ</sup>り、壯之助殿近年中元服可有

之外、壯之助殿家之儀者斷絶之跡ニ有、先例者無之付、至其時節格式可被相究付、玄蕃殿・兵庫殿家元服之格式より輕被仰付付有、家格相下付儀ニ有無無之、又重被仰付付有、家格宜と申儀ニ有無無之、

御光儀之節拜領物・進上物不相並有、家格之差別無之、拜領物之儀者 思召を以拜領可被仰付付、たとへハ時服を卷物ニ被仰付儀者可有之、ケ様之儀者 御心入を以時々可被相替付、進上物之儀者右同斷ニ有、其節々進上之人考を以時々可相替付、三家同様進上物無之、有、家格ニ何ぞ無構付、

三家者屹立付節之進上物、御太刀・三種三荷ニ可被致付、馬代者銀三枚、二枚、壹枚、事ニより相替付有、不苦付、壯之助殿家來三人 御目見被 仰付付、玄蕃殿・兵庫殿より表被願付ハ、同様ニ可被 仰付付、

玄蕃殿ハ者 思召之譯有之

總州様御諱之御一字拜領被仰付付、ケ様之儀ハ思召を以爲被 仰付事ニ有、故、家格によつての儀ニ有無無之、且又供廻之人數多列有、家格宜と申ニ有、少人敷ニ有、家格不宜と申ニ有、右通被心得付様被 仰付儀付、

1304

全御譜中

寫正文在島津肥前忠紀

寫

山澤十太夫ハ

右三家之家來 御目見之節、脇差さし可罷出付、以後右三家之外家來 御目見被 仰付者有之付有、脇指さし申儀ニ有無無之、右三家之家來ニ有、三人之外 御目見被仰付者有之付とて、脇指さし申儀ニ有無無之、

右之通被仰付 思召ニ有、後年何ぞ付不相並事有之付有、右 思召之趣承知可被成付、以上、

宋力半  
元文四年 二月

左京

薩州吉田高牧野御牧地面并馬共壯之助殿一所之地ニ被仰付付、引渡不相濟内ハ諸事當分之通御物ニ有被差置、引渡以後ハ牧被立置ニ有、表牧ハ被相疊、作職又者竹木等被仕立ニ有、何れ之筋ニ表勝手次第可有之、

右之通可申渡付、以上、

宋力半  
元文四年 二月

(堀興昌)  
四郎太夫

元文四年己未二月七日有命、貴儒・壯之助・久門者國之懿親而其等異于他、故詳被記其家格之事、乃顯娃久周使中野駒右衛門利清傳之於山澤盛香也、事見于左、

鳴津玄蕃殿

鳴津壯之助殿

鳴津兵庫殿

右三家家格格別ニ被仰付り付ぬ 思召を以屹立り節進上物・拜領物其事ニ付ぬ、其時ク可被仰出り、只今より何分難被仰出り、玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿より進上之馬代三枚、貳枚、壹枚及有之、不相並候得共、馬代之多少ニよりて右三家家格ニ差別無之、諸地頭進上之馬代、諸士進上之馬代青銅ニ候得共、馬代進上者同前之事り、たとへ八年頭御座配杯ニ、御對面所・御書院と御座相替りハ、格式相替り得共、右馬代銀替り分ハ格式ニ相懸儀ニ有無之外、

一元服之儀者段々御格有之事り、壯之助殿近年中元服可有之外、壯之助殿家之儀者斷絶之跡ニ有、先例者無之

外付、至其時節格式可被相究り、玄蕃殿・兵庫殿家元服之格式より輕被仰付りぬ者、家格相下り儀ニ有も無之外、又重被仰付りぬ者家格宜と申儀ニ有者無之外、

一御光儀之節拜領物・進上物杯不相並りぬも、家格之差別無之外、拜領物之儀者思召を以拜領可被仰付り、たとへハ時服を卷物ニ被仰付儀者可有之外、ケ様之儀者御心入を以時ク可被相替り、進上物之儀者右同斷ニ有、其節々進上之人考を以時ク可相替り、三家同様進上物無之外有者家格ニ何ぞ無構り、

一三家者屹立り節之進上物御太刀・三種三荷ニ可被致り、馬代者銀三枚、二枚、壹枚、事ニより相替りぬ者不苦外、

一壯之助殿家來三人 御目見被仰付り、玄蕃殿・兵庫殿より及被願りハ、同様ニ可被 仰付り、

一玄蕃殿に者 思召之譯有之、

總州様御諱之御一字拜領被仰付り、ケ様之儀ハ 思召を以爲被仰付事ニ有故、家格によつての儀ニ有無之外、且又供廻之人數多列りぬ者、家格宜と申ニ有者無之、少人數ニ有者家格不宜と申ニ有者無之外間、右通被心得り様被仰付儀外、

1307 同月十日有<sup>レ</sup>命、賜<sup>ニ</sup>壯之助別墅<sup>一</sup>於<sup>レ</sup>薩府城下新築地、  
 而名<sup>ニ</sup>其地邊<sup>一</sup>稱<sup>ニ</sup>鶴江崎<sup>一</sup>、此地舊僅埋土多是海斥河洲也、  
 故比志島範房議<sup>ニ</sup>埋葬之事<sup>一</sup>於堀與昌<sup>一</sup>令<sup>ニ</sup>山澤盛香監<sup>レ</sup>之、  
 郡奉行大野鐵兵衛・神官司彌兵衛等預<sup>ニ</sup>其事<sup>一</sup>、造<sup>ニ</sup>石塘<sup>一</sup>  
 以爲<sup>ニ</sup>區域<sup>一</sup>、使<sup>ニ</sup>役夫數百人埋葬<sup>一</sup>焉、植<sup>ニ</sup>松櫻數百株<sup>一</sup>於海  
 涯、殖<sup>ニ</sup>芝草數百片<sup>一</sup>於塘上、其費用數千緡假先出<sup>ニ</sup>於政  
 府<sup>一</sup>、而償<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>大礪之倉廩<sup>一</sup>、積<sup>レ</sup>日重<sup>レ</sup>月其功甫就焉  
ツクナウ  
メテ  
 自今茲二月初至十一月竟功、  
 其地都一町四段五畦十七步也

同月二十八日有<sup>レ</sup>命、薩州吉田郷内高牧野與<sup>ニ</sup>牧馬<sup>一</sup>共  
 賜<sup>ニ</sup>之於壯之助<sup>一</sup>、增<sup>ニ</sup>加履之地<sup>一</sup>也、堀與昌使<sup>ニ</sup>大野清右衛  
 門清賢傳<sup>ニ</sup>之於山澤盛香<sup>一</sup>也、開<sup>ニ</sup>于左<sup>一</sup>、

朱力キ  
 元文四年己未二月七日  
 二月

左京

一右三家之家來 御目見之節、脇差さし可罷出外、以後  
 右三家之外家來御目見被仰付者有之外も、脇さし申  
(指脱カ)  
 儀<sup>ニ</sup>之無<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>、右三家之家來<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>及<sup>ニ</sup>三人之外御目見被  
 仰付者有<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>外とて、脇指さし申儀<sup>ニ</sup>之無<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>、  
 右之通被仰付 思召<sup>ニ</sup>外<sup>一</sup>、後年何そ付不相並事有之  
 外も、右 思召之趣承知可被成外、以上、

1308

寫

山澤十太夫<sup>ニ</sup>

薩州吉田高牧野御牧地面并馬共<sup>ニ</sup>壯之助殿一所之地<sup>一</sup>被  
 相付外、引渡不相濟内ハ諸事當分之通御物<sup>ニ</sup>之被差置、  
 引渡以後ハ牧被立置<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>及<sup>ニ</sup>、牧ハ被相疊、作職又若竹木  
 等被仕立<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>及<sup>ニ</sup>何れ之筋<sup>一</sup>及<sup>ニ</sup>勝手次第可有<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>外、  
 右之通可申渡外、以上、

朱力キ  
 元文四年己未二月廿八日  
 二月

(堀與昌)  
 四郎太夫

1309

吉貴公御譜中  
 正文在文庫

御札令披見外、  
 公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月  
 廿日  
 公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、  
 紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、  
 朱力キ  
 元文四年 三月十九日  
 松平左近將監  
 乘邑判  
 松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、然者正月廿一日 竹姫君様被爲入外節、菊事御

懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付之、其上從右衛門督殿

刑部卿殿被遣物有之、且亦從

公方様同氏大隅守・鳴津又三郎に拜領物被 仰付之、重疊難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 三月十九日

松平上總入道

松平左近將監  
乘邑判

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、然者正月廿一日大奥に

竹姫君様被爲 入外節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付、其上右衛門督殿 刑

部卿殿より表被遣物有之、且又從

公方様同氏大隅守・又三郎に拜領物被 仰付、重疊難有

由得其意外、紙面之趣令承知り、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 三月十九日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月

廿四日

公方様 増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤

候、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 三月廿九日 松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

全上

正文在島津肥前忠紀

山澤十太夫に

嶋津壯之助殿私領惣名重富と被名附外條、此旨壯之助殿

に可相達り、

右之通可申渡り、以上、

朱カキ

元文四年 三月

左京

吉貴公御譜中

正文在文庫

誠に幾久しく相かへらす御たつねましまいらせられ  
り半と祝入らせられり、なをく御左右きかせられ  
たさ、なにもよく申せとの御事ニ御さり、めてたく  
かしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、時分からしたひニ暑  
さニ成まいらせりへ共、まつく

一位様御機嫌よくならせられり、御心易思召被成りへく  
り、上總入道様にも弥御替り被成り御事御座遊しりは  
す、なにの御障も御座不被成りや、かすくきかせられ  
たくおほしめしり、御左右きかせられり御事までニ、此  
御目錄之通 上總入道様へ参らせられり、めてたくかし  
く、

朱カキ

元文四年

右

1315

松平

上總入道様にて

人々御中

秀小路

さくららる

うへ松

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被献り、遂披露り處一段之  
御仕合り、恐く謹言、

(朱)

「元文四年」 四月廿五日

信祝判

松平大隅守殿

(朱)

「在右裏」 松平伊豆守

信祝

1316

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被献り、遂披露り處一段  
之御仕合り、恐く謹言、

(朱)

「元文四年」 四月廿五日

乗賢判

松平大隅守殿

(朱)

「在右裏」 松平能登守

乗賢

繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様江菖蒲御兜一飾、以使者被獻之外、首尾好遂披露候、恐く謹言、

〔元文四年〕四月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔在右裏〕  
松平能登守

全上

私名代阿部伊勢守今日被爲召、尾張宰相殿御息女同姓

薩摩守江縁組被仰付、難有仕合奉存候、依之

公方様江大納言様江竹千代様江私并薩摩守より献上物仕

御禮申上度外、且亦同姓上總入道於國元承知仕外、御禮之儀如何相勤可申哉、何分ニ表御差圖被成可被下外、

以上、

四月廿八日

松平大隅守

〔采〕御張紙

公方様江二種一荷

大納言様江一種一荷

松平大隅守

公方様江一種一荷

大納言様江一種

松平薩摩守

右之通可被差上外、

竹千代様江者献上物ニ不及外、

一上總入道より者各能登守方へ使札差越外様可被致外

〔右ハ一三二八号文書ノ行間朱書ナリ〕

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來欣覺候、委曲松平左近將監

可述外也、

〔元文四年〕五月二日

〔印文「吉宗」〕

薩摩

中將殿

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐く謹言、

〔采〕  
〔元文四年〕五月二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

鳴津玄蕃殿

鳴津壯之助殿

鳴津兵庫殿

一右老玄蕃殿・兵庫殿御内證ニ有 御目見、又老御奥ニ被爲通下節、只今迄老諸人同前ニ脇差を御近習番所又老納殿ニ被爲置下、右三人老格別之家格下間、向後老御目通ニ被罷出下御座次迄脇差を被差、御目通ニ被罷出下涯ニ有無腰被罷成下様可被致下、尤御奥ニ參上之節及御座次之間迄脇差を被差可被罷通下、

一御城下諸御屋敷并御寺下乘之儀及、右三家老下乘札前ニ有不及下乘、登城之節及御門涯ニ有下乘可被致下、御城下被罷通候節老御門前下乘ニ不及下、礮ニ參上之節及龍洞院下馬札中下乘ニ不及、御門涯ニ有下乘可有之下、

一右三家部屋栖之儀及同前ニ可被致下、

但壯之助殿儀老當分御丸之内ニ被成御座下故、當時

老右同様ニ老無之下、以後敵川御屋敷ニ被引越、諸事之儀家格之通ニ被致下節より右之通可被致下、右之通被 仰付下、以上、

朱力キ

元文四年

五月

左京